

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 8号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	6
日程第 4 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例	7
日程第 5 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	9
日程第 6 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
日程第 7 認定第 1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	13
日程第 8 認定第 2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	28
日程第 9 認定第 3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
日程第10 認定第 4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	33
日程第11 認定第 5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
日程第12 認定第 6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	39
日程第13 認定第 7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	41

日程第14	認定第8号	令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	46
日程第15	議案第53号	令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)	52
日程第16	議案第54号	令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	59
日程第17	議案第55号	令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	60
日程第18	議案第56号	令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	62
日程第19	議案第57号	令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	63
日程第20	議案第58号	令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	64
日程第21	議案第59号	令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)	65
日程第22	同意第1号	吉岡町名誉町民の決定について	67
日程第23	同意第2号	吉岡町教育委員会委員の任命について	72
日程第24	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	73
日程第25	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	75
日程第26	請願第3号	核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願	77
日程第27	議長報告	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)	77
散	会		78

○第2号(9月2日)

議事日程	第2号	79
本日の会議に付した事件		79
出席議員		80
欠席議員		80
説明のため出席した者		80
事務局職員出席者		80
開	議	81
日程第1	一般質問	81
	◇富岡大志君	81
	◇廣嶋 隆君	101

日程第 6	認定第 1号	令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について……………	237
日程第 7	認定第 2号	令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	237
日程第 8	認定第 3号	令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	238
日程第 9	認定第 4号	令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	238
日程第10	認定第 5号	令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	239
日程第11	認定第 6号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	239
日程第12	認定第 7号	令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	239
日程第13	認定第 8号	令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	240
日程第14	議案第53号	令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）……………	240
日程第15	議案第54号	令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）……………	241
日程第16	議案第55号	令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	241
日程第17	議案第56号	令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	242
日程第18	議案第57号	令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	242
日程第19	議案第58号	令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）……………	243
日程第20	議案第59号	令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）……………	243
日程第21	請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）……………	243	
日程第22	総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について……………	244	
日程第23	発委第 2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書……………	244
日程第24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	247	
日程第25	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	247	

日程第26	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	247
日程第27	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	247
日程第28	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	247
日程第29	議会議員の派遣について	249
日程の追加		249
追加日程第1	議案第61号 訴えの提起について	249
追加日程第2	議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）	254
追加日程第3	委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）	258
日程の追加		258
追加日程2第1	議案第61号 訴えの提起について	258
追加日程第4	議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）	259
町長挨拶		259
閉会		260

令和3年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和3年9月1日（水曜日）

議事日程 第1号

令和3年9月1日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 認定第 1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 認定第 2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 認定第 4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 認定第 8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

- (提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 同意第1号 吉岡町名誉町民の決定について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第23 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第26 請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願
(趣旨説明・付託)
- 日程第27 議長報告 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)
(付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君	代表監査委員	石関 秀 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和3年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

最初に、令和3年8月に豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福とご遺族の皆様にご挨拶させていただきます。

また、現在、長野県、広島県及び長崎県、福岡県をはじめとする各地の被災された皆様にご挨拶させていただきます。

さて、長く寒かった梅雨が明けると一変、全国各地に最高気温の記録更新のニュースが報じられる一方で、お盆には10月並みの低温に見舞われました。農作物等の作柄が心配される所です。さらに梅雨明け以降、各地で局所的な豪雨による被害が相次いで報告されております。

本日は防災の日でございます。防災対策には一層気を引き締めたいと考えております。

さて、本定例会では、令和2年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定をはじめとする議案9件、報告1件、認定8件、同意2件、諮問2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決、同意及び答申くださいますようお願い申し上げます。

本日より大変お世話になります。

諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。
議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長より委員長報告を求めます。

山畑議員。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

議会運営委員会からの報告を行います。

先月の8月25日水曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長及び局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和3年第3回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日9月1日水曜日から9月13日月曜日までの13日間と決まりました。

一般質問は9月2日木曜日と9月3日金曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を9月1日から13日までの13日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は9月1日から13日までの13日間と決しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第3、報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明申し上げます。

町では、令和2年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は7.9%で、前年度比0.8%のマイナス、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回ったため、前年度に引き続き比率なしとなりました。

また、資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。なお、詳細につきましては企画財政課長に説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも令和2年度の決算に基づき算定した数値となります。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和2年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率につきましては比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計、水道事業会計など、町の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和2年度は全ての会計において赤字額はなかったため、連結実質赤字比率につきましても比率なしと

なっております。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と、これに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが標準財政規模のうちどれくらいの割合を占めるかを指標化したものとなります。

吉岡町の実質公債費比率は7.9%で、前年度比0.8%のマイナスとなりました。0.8ポイント、率が改善した要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において、分子の構成要因の1つである元利償還金は昨年度と比較して微増となりましたが、分母の構成要因である町税や普通交付税の増などから標準財政規模が増加したことにより、令和2年度の単年度における比率が減少し、その結果、過去3か年の平均値を取る実質公債費比率が昨年度に引き続き改善されました。

なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっております。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計など借入金や一部事務組合へ支払っていくべき負担金など、現時点において、将来、町が負担すべき残高の程度を指標化しているものです。早期健全化基準は350%となっておりますが、吉岡町では将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、前年度に引き続き比率は発生しませんでした。

次に、資金不足比率ですが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっております。

なお、監査委員さんには令和3年8月2日に審査をお願いし、令和3年8月12日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、財政健全化に関する4指標については適正に算定されており健全であるとのご意見をいただいております。

本町の比率につきましては、ご説明さしあげたとおり、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、近年の大型事業実施に伴う起債の増などにより、来年度以降は実質公債費比率や将来負担比率など数値の悪化も懸念されております。今後、必要な事業を着実に実施していくためにも、各事業の精査、自主財源の確保、また国や県補助金及び交付税措置がある起債など特定財源の有効活用を図ることにより、より一層財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和3年10月1日に吉岡町職員組合と互助会の分離が行われるに当たり、互助団体の設立に関し必要な事項を定めるものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

職員の厚生制度につきましては、地方公務員法第42条で、地方公共団体がこれを実施することとされており、各自治体では互助会等を組織し、福利厚生事業が行われているところであります。

吉岡町においては、これまで管理職員も加入する吉岡町職員組合で、この福利厚生事業を行ってきたところでありますが、吉岡町職員組合は地方公務員法第52条に基づく職員団体であり、管理職員が加入することは適当ではありません。

そのため、町では令和3年10月1日に職員組合から管理職員を除外するとともに、福利厚生事業を分離し、新たに互助会を設立すべく準備を進めているところであります。

本条例は、当該互助会の設立に当たり、互助団体に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案書をご覧ください。

まず、第1条は、趣旨を定めるものでございます。

第2条以降は、互助団体の定義を定めるもので、職員が相互共済及び福利増進を図ることを目的として組織する団体をいうこととしております。

第2条第2項は、互助団体を組織できる職員及び最小構成人数を定めるもので、群馬県市町村職員共済組合員である職員及び再任用短時間勤務職員20人以上をもって組織できることとしております。

第3条は、互助団体の事業を定めるもので、医療及び福祉に関する資金の給付その他必要な事業としております。

第4条は、互助会の設立に関する規定を定めるもので、第1項では、設立に当たり規約を定めて、町長の承認を得ることとし、第2項各号では、互助団体の目的、名称、事務所に関する事項など、当該規約に定めるべき事項を定めております。

第3項は、規約の改正、廃止に際し、町長へ届出を義務づけるものでございます。

第5条は、互助団体の経費の財源に関する規定で、掛金、町の補助金、その他の収入としております。

第6条は、町は互助団体に対して補助金を交付することができるものであります。

第7条は、互助団体に対する便宜供与の規定で、職員を互助団体の事務に従事させ、庁舎等の施設を無償で使用できることとするものであります。

第8条は、町長が互助団体の業務に関して必要な報告を求めることができるものであります。

附則は、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和3年10月1日に吉岡町職員組合と互助会の分離が行われるに当たり、互助会費を給与から控除できることとするため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

互助会の設立に関しましては、議案第51号で申し上げましたとおりでございます。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。議案書1枚めくっていただきますとございます。

第6条の2第1号及び第3号の改正は、字句の整理を行うものでございます。

第4号の新設は、職員の給与から控除することができる費目に互助団体の掛金を加えるものでございます。

第5号から第7号までの新設は、町長が適当と認めるものとして控除してきた費目を、本条の改正に伴い、整理し規定するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、特別職の職員の給与及び旅費支給条例新旧対照表（第2条による改正）をご覧ください。

第1条の改正は、字句の整理を行うものであります。

第2条は、特別職の給与の支給方法を一般職の職員の例によるものとする規定であり、これにより特別職の給与からも互助会費を控除することができるものでありますが、条ずれの対応が必要であるため、改正するとともに字句の整理を行うものでございます。

第3条の改正は、字句の整理を行うものでございます。

議案書にお戻りください。

本条例の附則といたしまして、本条例の施行日は令和3年10月1日としたいものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、

提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が総務大臣から内閣総理大臣となること、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上に規定されている特定個人情報を提供できる条件が追加されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は令和3年5月19日に公布され、その一部が令和3年9月1日、本日に施行になります。

本議案につきましては、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われているものでございますが、こちらが改正されまして、その番号法の第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が本日から総務大臣から内閣総理大臣に変更されることとなります。

この変更に伴い、番号法第31条の、情報提供の記録等についての特例に関する読替規定が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第35条に規定する、情報提供等記録を訂正した場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改正されます。

これを受けまして、吉岡町個人情報保護条例第36条に規定しております情報提供等記録の通知先を内閣総理大臣に変更するものでございます。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による番号法第19条の改正により、特定個人情報を提供できる場合として第4号が追加され、番号法第19条第4号から第16号までが1号ずつ繰り下がりますので、吉岡町個人情報保護条例で引用している部分について、その対応を行うものでございます。

それでは、改正点について新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

左側が新しいほうで、右側が旧ということに、現行の条例となつてございます。

情報提供等記録の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めます。

続いて、番号法第19条を引用している部分をそれぞれ1号ずつ繰り下げるものでございます。

それでは、条例案にお戻りいただきまして、附則になっておりますが、この条例案に係るデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行日は令和3年9月1日、本日ですので、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用させようとするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この条例は附則のところで、個人情報条例の規定は令和3年9月1日から適用するということになっています。これが通ってから、初めてこの条例は適用されるんだというふうに理解するんですけども、この辺の関係はどうなっているのでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらは遡及適用という規定ぶりになってございまして、条例自体は議決をいただいてから当然、公布してから施行になるんですけども、この内容自体は9月1日から採用させていただきたいという旨でございます。

通常、遡及適用というものは当然、住民の皆さんの権利義務を侵害するようなものは遡及適用できないんですけども、デジタル庁は本日から設置されておまして、書類の提出先等の関係を改変させるものでございますので、こういう規定とさせていただきます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 内容は分かりましたので、できればそういったことも事前説明をいただければもっと分かりやすかったかなと思います。今後もこういうことはあるでしょうから、一言その辺のところを書いていただければ理解できるかなと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務産業常任委員会に付託します。

議 長（岩崎信幸君） ここで監査委員を入場させますので、暫時休憩とします。

10時10分まで休憩いたします。

午前 9時56分休憩

午前10時10分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第7 認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第7、認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、説明申し上げます。

本決算書は、1ページから382ページまでとなっております。別冊として1ページから188ページまでの主要施策の成果説明書及び令和2年度決算参考資料として、資料番号1から9までを添付しております。

別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

令和2年度決算参考資料につきましては、資料番号1として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号3として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号4として、自治会関係支出金一覧表、資料番号5として、町債年度末現在高、資料番号6として、不納欠損額の年次推移、資料番号7として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号8として、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費、資料番号9として、用語解説を掲載しております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。

初めに、3ページをお願いします。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額は105億3,016万3,066円、歳出総額は104億534万137円、歳入歳出差引き額は1億2,482万2,929円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は8,855万6,000円、実質収支額は3,626万6,929円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては29億2,752万9,734円の増、増減率では38.5%の増でした。歳出総額につきましては29億7,082万1,721円の増、40.0%の増でした。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金の繰入額はございません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。

12ページ、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は26億3,107万9,448円で、前年度と比較しますと1,846万8,635円の増、増減率では0.7%の増となっております。収納率は97.1%で、前年度と比べますと0.6%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は12億3,624万617円、不納欠損額は80万842円、収入未済額は3,384万2,859円でした。不納欠損の該当者は、個人11人、法人4社、収入未済の該当者は、個人350人、法人9社でした。

2項固定資産税は、収入済額11億5,864万4,306円、不納欠損額は163万5,991円、収入未済額は4,106万6,706円でした。不納欠損の該当者は20人、収入未済の該当者は245人でした。

3項軽自動車税は、収入済額7,981万8,171円、不納欠損額は1万6,700円、収入未済額は157万8,176円でした。不納欠損の該当者は2人、収入未済の該当者は100人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億5,044万4,694円。

5項入湯税は、収入済額593万1,660円でした。

町税の収入状況は、別冊の主要施策の成果説明書の44ページをご覧ください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、資料番号6、不納欠損額年次推移に記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、2款地方譲与税は、収入済額8,973万円、前年度比23万円の増、0.7%の増でした。

決算書16ページ、17ページに移りまして、3款利子割交付金は、収入済額240万5,000円、前年度比24万3,000円の増、11.2%の増でした。

4款配当割交付金は、収入済額1,036万2,000円、前年度比27万7,000円の減、2.6%の減でした。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額1,267万4,000円、前年度比631万円の増、99.2%の増でした。

6款法人事業税交付金は、収入済額901万8,000円でした。

7款地方消費税交付金は、収入済額4億3,565万4,000円、前年度比8,618万3,000円の増、24.7%の増でした。

8款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額129万231円、前年度比1万4,174円の減、1.1%の減でした。

9款環境性能割交付金は、収入済額845万3,000円、前年度比443万7,000円の増、110.5%の増でした。

次のページ、18ページ、19ページに移りまして、10款地方特例交付金は、収入済額4,321万1,000円、前年度比2,856万2,000円の減、39.8%の減でした。

11款地方交付税は、収入済額11億3,813万3,000円、前年度比513万7,000円の増、0.5%の増でした。

12款交通安全対策特別交付金は、収入済額419万4,000円、前年度比52万7,000円の増、14.4%の増でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の5ページから8ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、下段で、13款分担金及び負担金は、収入済額2,856万5,560円、前年度比7,832万2,930円の減、73.3%の減でした。

1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金で、保育運営費保護者負担金においては不納欠損額35万円、収入未済額451万7,800円となっております。不納欠損の該当者は2人、収入未済の該当者は16人でした。

次のページに移りまして、20ページ、21ページ、14款使用料及び手数料は、収入済額3,041万6,609円、前年度比361万3,988円の減、10.6%の減でした。

内訳といたしまして、1項使用料1目農林水産使用料は、収入済額389万3,000円、2目土木使用料は、収入済額1,336万2,653円でした。2節住宅使用料は、収入済額1,081万200円、収入未済は370万4,180円で、収入未済の該当は6人でした。

3目教育使用料は、収入済額307万440円でした。

2項手数料は、1目総務手数料で、収入済額926万1,966円、2目衛生手数料は82万5,250円、3目農林水産手数料は3,300円でした。

22ページ、23ページに移りまして、中段、15款国庫支出金は、収入済額41億973万9,256円、前年度比26億5,594万9,715円の増、182.7%の増となっております。増額の主な要因につきましては、特別定額給付事業費補助金などによるものです。

国庫支出金の主なものは、1項1目1節児童運営費国庫負担金で、収入済額4億4,788万5,183円。

24ページ、25ページに移りまして、2項1目総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2億7,406万3,000円、少し下に行きまして、特別定額給付事業費補助金21億7,200万円、2項2目3節児童福祉費国庫補助金の中で、子育て世帯への臨時特別給付事業補助金で3,620万円。

26ページ、27ページ、中段、5目土木費国庫補助金の中で、地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）3,932万4,703円、少し下に行きまして、地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）繰越明許で1億1,073万8,715円。

28ページ、29ページに移りまして、7目教育費国庫補助金3節教育総務費国庫補助金の中で、公立学校情報機器整備費補助金6,287万7,000円などでした。

30ページ、31ページに移りまして、16款県支出金は、収入済額7億255万6,661円、前年度比4,107万3,627円の増、6.2%の増でした。

県支出金の主なものといたしましては、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億9,630万5,109円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額1億1,137万7,255円でした。

38ページ、39ページに移りまして、中段、17款財産収入は、収入済額563万6,552円、前年度比252万2,887円の増、81.0%の増でした。主なものといたしましては、40ページ、41ページ、2項1目1節土地売却収入で395万4,000

円でした。

次に、18款寄附金は、収入済額1,589万1,550円、前年度比971万6,650円の増、157.4%の増でした。増額の主な要因は、ふるさと納税の増によるものです。内訳といたしましては、一般寄附金は5件で323万550円、ふるさと納税は789件で1,266万1,000円でした。

次に、19款繰入金は、収入済額4,155万5,968円、前年度比1億5,361万4,878円の減、78.7%の減でした。

42ページ、43ページに移りまして、中段、20款繰越金は、収入済額1億6,811万4,916円、前年度比2,846万4,572円の増、20.4%の増でした。

21款諸収入は、収入済額1億5,278万2,315円、前年度比4,672万8,313円の増、44.1%の増でした。

諸収入の主なものは、1項1目1節の延滞金で、収入済額698万5,665円、該当は1,454件でした。

決算書44ページ、45ページに移りまして、中段、5項3目雑入は、収入済額1億3,479万6,650円です。主なものといたしましては、49ページ上段、地域活動支援センターよしおか負担金1,219万7,300円、中段で、駒寄IC大型化事業に係る前橋市負担金2,492万2,914円、50ページ、51ページに移りまして、上段で、同じく駒寄IC大型化事業に係る前橋市負担金（繰越明許）で6,795万3,302円などでした。

次に、22款町債は、収入済額8億8,870万円、前年度比2億9,060万円の増、48.6%の増となっております。内訳といたしましては、1目総務債2億7,590万円、2目農林水産業債1,390万円、3目土木債1億6,600万円、52ページ、53ページに移りまして、4目消防債7,070万円、5目教育債3億720万円でした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債令和2年度末現在高をご覧ください。

一般会計から水道事業会計の全会計では82億7,430万3,055円で、前年度の合計と比較しますと1億9,436万7,924円の増、2.4%の増となっております。

決算書に戻っていただきまして、52ページ、53ページ、一番下の行で、歳入合計は、収入済額105億3,016万3,066円、不納欠損額は280万3,533円、収入未済額は8,470万9,721円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書54ページ、55ページは、歳出の総括となります。

56ページ、57ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款議会費です。支出済額8,450万4,870円、前年度と比較しますと

234万377円の減、2.7%の減でした。主な支出といたしましては、下段の12節委託料で、会議録委託料113万9,027円、議会映像配信業務委託料131万6,700円、議会広報印刷製本業務委託料230万6,887円などでした。

2款総務費、支出済額30億4,316万9,767円、前年度と比較しますと21億7,687万9,039円の増、251.3%の増でした。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金の支給などによるものです。主な支出といたしましては、60ページ、61ページ中段、1項1目12節委託料の中で、自治会事務委託料3,987万8,400円、下段に行きまして、18節負担金、補助及び交付金で、自治会振興助成金260万円、62ページ、63ページに移りまして、集会施設等整備事業補助金102万2,000円、公益財団法人群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業助成金128万円などでした。

事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、款、項、目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課、局、室名等が記載されております。令和2年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で40ページの資料となっております。

また、2年度につきましては、その後ろに、主要事業の中からコロナ関連だけを抜粋した資料を添付させていただきました。全部で15ページとなっております。

各自治会の内訳などにつきましては、別添の決算参考資料、資料番号4、令和2年度自治会関係支出金一覧表を参考にご覧いただければと思います。

なお、事業内容につきましては、資料番号1の1ページの1番目、自治会事務委託は2番目、自治会活動支援事業に詳しい内容が記載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、66ページ、67ページ上段、5目財産管理費の中の14節工事請負費で、役場庁舎等整備工事2,155万9,903円を支出しております。主な事業内容といたしましては、蛍光灯照明器具が生産終了になる中で、庁舎照明器具の老朽化に伴う全体的な照明器具の交換をLED化により実施するとともに、消費電力の削減を図りました。

次に、6目企画費の中で、ふるさと納税推進事業は、決算参考資料、資料番号1の2ページ下段に記載しております。10節需用費から13節使用料及び賃借料まで総事業費は合計580万4,945円支出しております。ふるさと納税につきましては、先ほど歳入のところで説明いたしましたが、寄附件数789件で寄附額は1,266万1,000円

でした。

同じく6目企画費の中で、特別定額給付金給付事業は、決算参考資料、資料番号1の3ページに記載しており、総事業費は21億8,238万7,464円支出しております。うち18節負担金、補助及び交付金の特別定額給付金は21億7,200万円となっております。

次に、決算書72ページ、73ページ上段、10目交通対策費の14節工事請負費は、道路交通安全施設工事として874万8,300円支出いたしました。内容といたしましては、資料番号1の5ページ下段に記載しております道路反射鏡36か所、区画線2,151メートルの整備を行い、交通安全の向上を図りました。

決算書に戻りまして、72ページ、73ページ下段、12目電子計算費、支出済額1億3,888万7,290円で、主な支出といたしましては、12節委託料の中で、一括処理委託料1,432万7,500円、次ページに移りまして、13節使用料及び賃借料の中で、ハードウェアリース料2,042万9,298円、施設使用料1,980万円、システム使用料2,229万4,800円などでした。

続きまして、同じページ中段より少し下、14目温泉事業費12節委託料で、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料で1,925万円、14節工事請負費の中で、温泉施設改修工事2,590万5,000円、主な改修工事といたしましては、リバートピア吉岡空調機更新事業で2,508万円、建設ときに設置された空調機の老朽化が進んだことにより、空調機の4系統、個室・広間・廊下系統、大広間系統、厨房系統、事務所系統を更新しました。

次に、80ページ、81ページに行きまして、中段、5項統計調査費2目各種統計調査費で、令和2年国勢調査は、決算参考資料、資料番号1の7ページ上段に記載しております。今回は、令和2年10月1日を期日として、日本国内に住む全ての人と世帯を調査対象とする5年に1度の最も重要な統計調査で、総事業費719万3,866円の支出となっております。

次に、82ページ、83ページに移りまして、中段、3款民生費は、支出済額28億6,822万5,032円、前年度と比較しますと4,276万9,246円の減、1.5%の減となっております。

主な支出といたしましては、84ページ、85ページ中段、3款1項1目社会福祉総務費13節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）799万1,300円、その下、18節負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金2,661万2,273円などでした。

続いて、86ページ、87ページ上段、4目老人福祉費19節扶助費、敬老年金667

万円、内容といたしましては、決算参考資料、資料番号1の8ページ上段に記載しております。敬老祝金品支給事業で、対象者は80歳、85歳で268名、88歳、90歳、95歳、101歳以上で187名、100歳で5名、合計460名の方に祝い金や祝い品を支給いたしました。

決算書に戻りまして、敬老年金のすぐ下、介護慰労金419万円、内容といたしましては、資料番号1の7ページ下段に記載しております。在宅で介護している介護者の労をねぎらうため、対象者117名の方に慰労金を支給いたしました。

決算書86ページ、87ページに戻っていただきまして、27節繰出金、介護保険事業繰出金2億861万2,528円、下段で6目障害者福祉費、支出済額4億6,759万363円、決算参考資料、資料番号1では、10ページから11ページに記載しております。主な内容といたしましては、障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行う障害者自立支援事業で3億1,033万883円、身体または精神面での発達に障害を抱える児童に対して事業を実施している事業所に障害児通所支援費及び障害児相談支援費を支払い、児童の療育支援を行う障害児支援事業で1億1,567万6,386円支出しております。

決算書に戻っていただきまして、90ページ、91ページ下段、7目福祉医療費、支出済額1億7,531万4,541円、決算参考資料、資料番号1では、11ページ下段に医療費無料化事業ということで記載しております。内容といたしましては、子供、重度心身障害者、母子・父子家庭等の方の健康管理の向上に寄与するため、社会保険等で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。

決算書に戻っていただきまして、92ページ、93ページ下段、9目老人福祉センター費、支出済額2,221万5,000円、12節委託料の中で、老人福祉センター指定管理料として2,100万5,000円を支出しております。

10目後期高齢者医療費、支出済額2億2万4,694円で、18節負担金、補助及び交付金で、療養給付費負担金として1億5,540万4,981円、27節繰出金で、後期高齢者医療事業特別会計事務費等繰出金として915万6,606円、後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定繰出金として3,546万3,107円支出しております。

続きまして、96ページ、97ページ、2項2目児童手当費、支出済額4億6,873万7,602円、主な支出といたしましては、19節扶助費4億6,633万5,000円を支出しております。内容といたしましては、児童手当3億9,441万5,000円、児童手当（子育て世帯への臨時特別給付金）といたしまして3,596万円、内容といたしましては、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、児童手当を受給する世帯に、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給するとさ

れたことを受けて、対象者に支給いたしました。

すぐ下、子育て支援給付金（コロナ関連）3,596万円、これは先ほどの国の給付金を給付金支給対象者に町独自の子育て支援策として1万円上乘せして支給いたしました。

次に、3目児童保育費、支出済額10億2,736万2,369円で、主な支出といたしましては、決算参考資料、資料番号1では13ページ下段に記載しております。子どものための教育・保育給付事業で、12節委託料で、保育所運営委託料6億7,399万7,660円、これは保育を必要とする乳幼児を対象に、健全な心身の発達を目的として、町内在住の乳幼児が通う町内外の私立及び公立の認可保育所に対し委託料を支払ったものです。18節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費2億7,306万1,359円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の認定こども園、幼稚園等に対し支払ったものです。

次に、98ページ、99ページ下段、5目学童保育事業費、支出済額5,327万1,623円、次ページに移りまして、12節委託料の中で、学童クラブ指定管理料として1,598万5,571円、すぐ下、同じく学童クラブ指定管理料（コロナ関連）として457万7,116円を支出しております。16節公有財産購入費で2,951万3,968円、こちらは明治学童クラブ新設事業で、町の人口増や共働き世帯の増加による学童クラブのニーズの高まりを受けて、明治小学校区の待機児童対策として新たな学童保育施設の建設に伴う用地買収を行いました。決算参考資料、資料番号1では15ページに記載しております。

決算書100ページ、101ページ下段に戻っていただきまして、4款衛生費、支出済額6億6,052万1,689円、前年度と比較しますと2,214万4,972円の増、3.5%の増でした。

初めに、1項1目保健衛生総務費、主な支出といたしましては、102ページ、103ページ下段、18節負担金、補助及び交付金の中で、渋川広域負担金（火葬運営等）925万5,000円、同じく救急医療701万2,000円、同じく夜間急患579万6,000円、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金301万1,000円、104ページ、105ページに行きまして、27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計への繰出金1億2,439万16円、水道事業会計への繰出金3,000万円などでした。

続いて、2目予防費、主な支出といたしましては、12節委託料で、予防接種委託料7,885万9,179円でした。

次に、106ページ、107ページ上段、3目母子衛生費、主な支出といたしましては、上段、12節委託料で、妊婦健康診査委託料1,834万8,190円でした。決算参考資料、資料番号1では、18ページに妊婦健康診査等支援事業として記載しております。全妊婦を対象に、医療機関や助産所にて妊婦健康診査を実施することにより、母体や胎児

の疾病の早期発見と健康管理を行うもので、令和2年度からは産後2週間と産後1か月の2回、産婦健康診査を開始いたしました。

決算書106ページ、107ページに戻っていただきまして、中段、19節扶助費、新生児臨時給付金（コロナ関連）1,420万円、内容といたしましては、特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日生まれの出生児に対し1人10万円を支給しました。

次に、下段、4目健康増進費、主な支出といたしましては、12節委託料で、健康診査等委託料2,262万114円となっております。疾病の早期発見、早期治療のため、町民を対象に、がん検診のほか肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等を実施いたしました。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により、胃内視鏡個別検診は中止となりました。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の19ページに記載しております。

決算書に戻っていただきまして、108ページ、109ページ、5目環境衛生費、主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業費補助金224万1,000円、公共下水道エリアと農業集落排水エリア以外の区域を対象に、開発事業を除く一般住宅を対象とした合併浄化槽設置費の一部を補助いたしました。

次に、110ページ、111ページに行きまして、上段、2項清掃費で、主な支出といたしましては、1目し尿処理費18節負担金、補助及び交付金の渋川広域負担金（し尿運営等）2,711万7,000円、2目塵芥処理費で、主な支出といたしましては、12節委託料の中で、一般ごみ収集委託料4,269万1,000円、18節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（ごみ運営等）1億2,433万8,000円などでした。

次に、5款労働費は、支出済額1,301万5,248円、前年度と比較しますと61万5,803円の減、4.5%の減でした。主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金の中で、勤労者住宅資金利子補給586万4,289円、20節貸付金で勤労者生活資金融資預託金500万円などでした。

次に、6款農林水産業費は、支出済額3億949万4,973円、前年度と比較しますと5,684万9,896円の減、15.5%の減でした。主な支出といたしましては、116ページ、117ページ中段、5目農地費12節委託料の中で、農村地域防災減災事業委託料（繰越明許）で1,203万4,000円、内容といたしましては、防災重点ため池の、明治、十日市、大藪の3貯水池の耐震・豪雨調査を実施しました。すぐ下、同じく農村地域防災減災事業業務委託料253万円、内容といたしましては、先ほどの防災重点ため池の3貯水池のハザードマップを作成いたしました。次に、18節負担金、補助及び交付金の中で、小規模農村整備事業負担金896万7,000円、群馬用水施設緊急改

築事業償還負担金1, 289万8, 552円などでした。

続いて、118ページ、119ページ上段、6目地籍調査費、主なものといたしましては、12節委託料の中の地籍調査業務委託料517万円、復元測量等業務委託料532万9, 500円などでした。内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の22ページ下段に記載しております。

次に、7目湧水対策施設維持管理費、主な支出といたしましては、10節需用費で、小倉揚水機場の電気料1, 378万5, 310円、14節工事請負費、管路施設等修繕工事536万2, 500円でした。

続いて、8目農業集落排水事業費で27節繰出金、下水道事業会計への繰出金が1億80万6, 000円でした。

次に、2項林業費、支出済額4, 543万2, 396円、主な支出といたしましては、決算書120ページ、121ページ中段、2目林業振興費14節工事請負費の中で、県単林道改良工事3, 124万円支出いたしました。内容といたしましては、平成29年度からの継続事業として林道栗籠井堤線の改良工事を実施いたしました。

次に、7款商工費は、支出済額1億5, 769万8, 104円、前年度と比較しますと1億1, 636万4, 382円の増、281.5%の増でした。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策経営持続化助成金事業や地域応援商品券事業などによるものです。主な支出といたしましては、122ページ、123ページ下段、18節負担金、補助及び交付金の中で、緊急対策経営支援助成金（コロナ関連）340万円、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障を生じた町内の飲食店に対し、1件10万円の助成金を交付しました。すぐ下、緊急対策経営持続化助成金（コロナ関連）2, 460万円、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、国の持続化給付金の給付を受けた町内の事業者に対し、1件当たり10万円の助成金を交付しました。次に、すぐ下、地域応援商品券（コロナ関連）7, 898万円、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策事業として、町内の消費拡大を目的に、全世帯に1万円分の地域応援商品券を配布し、小規模事業者や町民に対し支援を行いました。また、町内の保育園、認定こども園及び学童クラブ等の職員に、施設での日常的な児童への感染予防に対し感謝の意を表するため、地域応援商品券を配布しました。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の24ページ下段から25ページに記載しております。

続いて、決算書124ページ、125ページ中段で、8款土木費は、支出済額8億6, 909万7, 348円、前年度と比較しますと2億1, 716万3, 504円の増、33.3%の増でした。主な支出といたしましては、126ページ、127ページ下段で、2項

2目道路維持費12節委託料の中で、道路台帳更新委託料1,123万1,000円、14節工事請負費の中の道路維持補修工事(単独)で4,560万5,314円、すぐ下、道路長寿命化補修工事(単独)で4,463万8,000円、内容といたしましては、舗装等の個別施設計画として道路長寿命化計画に基づく町内幹線道路4路線の舗装工事と3路線の道路側溝等の更新事業を実施いたしました。

次に、128ページ、129ページに移りまして、3目道路新設改良費で、主な事業といたしましては、決算参考資料、資料番号1の26ページ下段に記載しております町道熊野・吉開戸線改良事業で、総事業費3,033万8,604円支出いたしました。町道熊野・吉開戸線につきましては、駒寄スマートICの東側に位置し、大型商業施設の出店が予想される地域に接続する路線で、用地測量、調査業務、工事を行いました。その他、14節工事請負費の中で、町道三宮・駒寄線道路改良工事1,272万7,000円、町道大藪12号線道路改良工事1,305万7,000円支出しております。

次に、130ページ、131ページ上段、5目橋梁維持費で4,918万3,200円支出しております。町が管理する橋梁の長寿命化を図るため、長寿命化計画の更新及び維持補修工事を実施いたしました。

続いて、同じページ下段、4項都市計画費、主な支出といたしましては、決算書134ページ、135ページ上段、2目都市施設費12節委託料の中で、公園施設個別施設計画策定業務委託料591万8,000円、内容といたしましては、吉岡町公共施設管理計画に基づき、公園施設の中長期的な維持管理、更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、公園施設の個別施設計画を策定いたしました。少し下に行ってくださいまして、同じく委託料で、駒寄スマートIC大型車対応化事業委託料で5,548万7,979円、すぐ下、駒寄スマートIC大型車対応化事業委託料(繰越明許)で1億9,984万1,841円、少し下に行きまして、18節負担金、補助及び交付金、駒寄スマートIC大型車対応化事業負担金(繰越明許)で520万5,461円、すぐ下、駒寄スマートIC大型車対応化事業負担金1,763万8,686円などとなっております。

駒寄スマートIC大型車対応化事業につきましては、前橋市、吉岡町及びネクスコ東日本が連携し、事業を実施しました。令和2年度につきましては、ネクスコ東日本においてランプ部の本体工事及び橋梁工事等を実施しました。内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の28ページに記載しております。

続いて、3目下水道費27節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出しで1億9,280万8,000円を支出しております。

次に、136ページ、137ページ中段、9款消防費は、支出済額5億9,325万5,993円、前年度と比較しますと1億1,401万5,084円の増、23.8%の増で

した。主な支出といたしましては、決算書138ページ、139ページ中段で、2目消防施設費18節負担金、補助及び交付金、渋川広域負担金（消防救急等）で2億9,627万8,000円、4目災害対策費17節備品購入費、支出済額2,835万1,400円支出しております。内容といたしましては、災害発生時の避難所生活において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所で必要な間仕切り、ダンボールベッド、隔離スペース用テント、非接触型体温測定器、ポータブル蓄電池、アルミマット、電動簡易トイレを購入いたしました。また、各備品を格納する防災倉庫も2棟購入いたしました。

次ページに移りまして、5目無線放送施設設置事業費14節工事請負費で、防災無線デジタル化設置工事、機器撤去、処分を合わせまして2億3,243万2,000円支出しております。現在の防災行政無線施設は平成11年に整備されましたが、近年求められている多様化、高度化する通信ニーズへの対応と無線機器のスプリアス規格の改正に対応するため、防災行政無線施設のデジタル化を実施いたしました。

次に、10款教育費、支出済額13億1,262万8,830円、前年度と比較しますと4億1,474万5,403円の増、46.2%の増でした。増額の主な要因は、駒小体育館新築工事の繰越しやGIGAスクール構想に伴う事業等によるものです。主な支出といたしましては、決算書144ページ、145ページ上段で、10款1項2目13節使用料及び賃借料の中で、電算機器借上料（コロナ関連）614万7,350円、すぐ下、17節備品購入費の中で、教養備品（コロナ関連）9,875万5,228円、これは国のGIGAスクール構想に基づき、町内小中学校のICT環境整備推進計画「HiBALIプラン1.0」として、全児童生徒への情報端末配付事業に係るものです。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の32ページに記載しております。

決算書に戻っていただきまして、145ページ下段、27節繰出金で、学校給食事業特別会計繰出金（食材費助成分）500万円、給食食材費を助成することで、学校給食の充実を図りました。すぐ下、同じく学校給食事業特別会計繰出金（新型コロナ緊急助成分）1,050万円については、給食費の徴収免除や簡易給食の実施等、新型コロナ対策等により食材費が不足することが想定されたため、学校給食事業特別会計への緊急助成を行いました。

次に、決算書148ページ、149ページ下段で、2項小学校費1目学校管理費12節委託料、駒小校内通信ネットワーク整備委託料（繰越明許）で786万5,000円、すぐ下、明小校内通信ネットワーク整備委託料（繰越明許）で758万4,500円は、国のGIGAスクール構想に基づき、町内の小学校のネットワーク環境整備を行いました。決算参考資料では、資料番号1、34ページ上段に記載しております。

次に、154ページ、155ページ下段、2目教育振興費27節繰出金で、駒小学校給

食事業特別会計繰出金785万800円、明小学校給食事業特別会計繰出金647万7,100円は、児童の保護者が負担する給食費に対し、児童1人当たり年1万450円を補助することを目的に、一般会計から学校給食事業特別会計に繰り出しました。

続いて、その下、3目学校建設費、主な支出といたしましては、12節委託料の中で、駒小体育館新築工事監理業務委託料（繰越明許）で1,174万6,000円、次ページに移りまして、14節工事請負費で、明小給水管更新工事3,617万9,000円、すぐ下、駒小体育館新築工事（繰越明許）で4億4,808万6,000円を支出いたしました。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の35ページ下段、36ページ下段に記載しております。

決算書158ページ、159ページに移りまして、上段で、3項中学校費1目学校管理費12節委託料の中で、吉中校内通信ネットワーク整備委託料（繰越明許）で954万2,500円、こちらは先ほど小学校費の中で説明いたしましたが、国のGIGAスクール構想に基づきネットワーク環境整備事業を実施したものととなります。

160ページ、161ページに移りまして、中段、2目教育振興費13節使用料及び賃借料で、学習支援ソフト利用料（コロナ関連）462万円、こちらは学校の臨時休業等により影響を受けた生徒の学習支援を図れるよう、令和2年8月から、群馬県が推奨する学習支援ソフトを導入したものです。少し下に行きまして、27節繰出金で、学校給食事業特別会計繰出金（給食費補助分）として717万9,150円、先ほどの小学校費と同様、生徒1人当たり年1万450円を補助する目的で学校給食事業特別会計に繰出しをしました。

続いて、3目学校建設費12節委託料の中で、トイレ改修及び給水設備更新工事設計業務委託料682万円、内容といたしましては、トイレの洋式化、乾式への改修を行うと同時に、老朽化した給水設備の更新を行うことで、衛生環境を改善するとともに、安全・安心な学校環境実現を図るもので、2年度につきましては設計業務委託を実施いたしました。

すぐ下、14節工事請負費で、特別教室改修工事（繰越明許）で2,161万5,000円、内容といたしましては、学級数の増加に伴い、特別教室を利用できる機会が制限されていたため、普通教室として利用していた集会室を特別教室として改修いたしました。

次に、170ページ、171ページ中段より少し下、4項社会教育費5目文化財保護・調査費14節工事請負費、三津屋古墳駐車場整備工事194万6,065円、すぐ下、16節公有財産購入費、三津屋古墳駐車場用地購入費1,410万円、内容といたしましては、群馬県指定史跡にもなっている三津屋古墳へのアクセス性の向上と、見学者の安全性、利便性を高めることを目的として、新たに古墳の南側に用地を購入し、駐車場の整備を行いました。

174ページ、175ページに移りまして、下段、6項1目給食センター費12節委託料で、調理業務等委託料5,203万2,794円、次ページに移りまして、上段、14節工事請負費の中で、給湯設備改修工事で1,604万9,000円、内容といたしましては、給湯機の老朽化に伴い、2台のうち1台を更新いたしました。

少し下に行き、21節補償、補填及び賠償金で、給食食材等補償金（コロナ関連）519万7,440円、こちらは文部科学省からの通知を踏まえ、学校の臨時休業により影響を受けた学校給食食材等納入事業者等に対し安定的に事業を継続することができるよう支援いたしました。

次に、11款災害復旧費の支出はございませんでした。

次ページに行きまして、12款公債費は、支出済額4億9,372万283円、前年度と比較しますと1,208万7,659円の増、2.5%の増でした。

13款諸支出金は、支出済額8,000円、前年度と比較しまして3,000円の減、27.3%の減でした。

14款予備費の支出はございませんでした。

次ページに移りまして、一番下の行、歳出の総額は104億534万137円、翌年度繰越額は5億3,599万1,000円、不用額は4億9,565万7,863円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和3年8月4日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算特別委員会に付託します。

日程第8 認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第8、認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の185ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億870万5,257円、歳出総額は1億865万2,582円、歳入歳出差引き額は5万2,675円、実質収支額も同額の5万2,675円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては42万57円の減、増減率では0.4%の減でした。歳出総額につきましては32万3,010円の増、増減率では0.3%の増でした。

次に、186ページ、187ページをお願いします。

令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

188ページ、189ページは、その歳出です。

190ページ、191ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

192ページ、193ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目給食費納入金は、収入済額7,086万8,865円、内訳は現年度分で、教職員給食費509万660円、給食センター職員等給食費59万6,800円、児童生徒給食費6,505万8,525円、過年度分は12万2,880円となっております。収入未済額は254万160円でした。

2款1項1目繰入金は、収入済額3,700万7,050円で、内訳といたしまして、

給食費補助分繰入金として、明小、駒小、吉中3校合わせまして2,150万7,050円、食材費助成分繰入金として500万円、新型コロナ緊急助成分として1,050万円、一般会計から繰り入れました。

3款1項1目繰越金は、収入済額79万5,742円、前年度からの繰越金です。

4款1項1目雑入で、収入済額3万3,600円は廃油回収によるものです。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額1億870万5,257円、収入未済額は254万160円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書194ページ、195ページは、事項別明細書総括の歳出です。

196ページ、197ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款1項1目学校給食費は、支出済額1億865万2,582円で、内容は15節原材料費で、給食用食材費として1億862万5,582円と、26節公課費、消費税分として2万7,000円支出いたしました。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額1億865万2,582円、不用額は201万2,418円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の201ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は18億6,709万1,034円、歳出総額は18億5,279万2,500円、歳入歳出差引き額は1,429万8,534円、実質収支額も同額の1,429万8,534円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては3,364万7,638円の減、増減率では1.8%の減でした。歳出総額につきましては4,453万6,862円の減、2.3%の減でした。

次に、202ページ、203ページをお願いします。

令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

204ページ、205ページは、その歳出です。

206ページ、207ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

208ページ、209ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は、収入済額4億2,530万7,327円、不納欠損額200万9,861円、収入未済額9,094万1,862円でした。不納欠損の該当者は10人、収入未済の該当者は356人でした。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分けられ、その現年課税分と滞納繰越分となっております。

別冊の主要施策の成果説明書167ページをご覧ください。

国保加入世帯数及び被保険者数が年度ごとに記載されております。

決算書210ページ、211ページに移りまして、上段、4款1項国庫補助金、収入済額214万5,000円、5款1項県補助金1目保険給付費等交付金は、収入済額12億8,863万8,976円となっております。

6款1項財産運用収入、収入済額1万7,972円は、国保基金利子です。

212ページ、213ページに移りまして、7款1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億2,439万16円でした。内訳といたしましては、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,696万9,250円、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,687万2,869円、3節職員給与費等繰入金907万4,694円、4節出産育児一時金等繰入金196万円、5節財政安定化支援事業繰入金470万3,000円、6節その他一般会計繰入金で、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金481万203円となっております。

次に、8款1項の繰越金は、収入済額340万9,310円でした。

続いて、9款諸収入は、収入済額2,317万3,189円でした。主な支出といたしましては、214ページ、215ページに移りまして、1項1目一般被保険者延滞金、収入済額965万4,127円、3項雑入、収入済額1,351万9,062円、主なものといたしましては、1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等第三者納付金で550万9,311円、3目一般被保険者返納金は、不当利得等返納金で293万1,586円でした。

216ページ、217ページに行きまして、8目雑入は507万8,165円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額18億6,709万1,034円、不納欠損額200万9,861円、収入未済額9,094万1,862円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書218ページ、219ページは、事項別明細書総括の歳出です。

220ページ、221ページからの事項明明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額907万4,694円、主な支出といたしましては、1項総務管理費、支出済額742万2,230円、2項徴税费、支出済額132万1,314円などでした。

次に、222ページ、223ページに移りまして、2款保険給付費は、支出済額12億4,238万6,775円、主な支出といたしましては、1項の療養諸費で、支出済額10億7,539万8,238円、中段より少し下で、2項の高額療養費で、支出済額1億6,275万2,085円。

次ページ、224ページ、225ページに移りまして、中段の4項1目出産育児一時金は、支出済額294万円、該当者は7人でした。

5項1目葬祭費は、支出済額125万円、該当者は25人でした。

別冊の主要施策の成果説明書170ページ、171ページをご覧ください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

172ページには、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、224ページ、225ページ下段で、3款国民健康保険事業費納付金、支出済額5億7,444万9,102円、主な支出といたしましては、1項医療給付費分は支出済額3億9,558万6,590円。

226ページ、227ページに移りまして、上段より少し下、2項後期高齢者支援金等分、支出済額1億3,085万6,406円。

3項介護納付金分、支出済額4,800万6,106円となっております。

続いて、下段の5款保健事業費は、支出済額1,892万9,349円、主な支出といたしましては、228ページ、229ページ、1項1目特定健康診査等事業費で、支出済額994万2,623円でした。

中段の2項保健事業費は、支出済額898万6,726円、主な支出といたしましては、2目12節委託料の中で、糖尿病重症化予防委託料423万5,000円、18節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金266万円、該当者は133人でした。

決算書230ページ、231ページに移りまして、8款諸支出金、支出済額793万5,370円でした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額18億5,279万2,500円、不用額は7,107万3,500円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計

の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第10、認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の235ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は340万8,527円、歳出総額も同額の340万8,527円ということで、歳入歳出差引き額、実質収支額ともゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては115万3,741円の増、増減率では51.2%の増でした。主な増額の要因は、一括返済によるものです。歳出の総額につきましても115万3,741円の増、51.2%の増でした。

続いて、236ページ、237ページをお願いいたします。

令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となります。

238ページ、239ページは、その歳出です。

240ページ、241ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

242ページ、243ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目貸付事業収入、収入済額334万2,527円、1節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額302万2,161円、収入未済額8,802万4,408円、収入未済の人数は23人でした。2節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額32万366円、収入未済額1,807万3,245円、収入未済の人数は23人でした。不納欠損額はございませんでした。貸付事業収入につきましては、令和元年度で現年分の回収が終わったため、2年度より過年度分の回収のみとなります。

別冊の主要施策の成果説明書175ページから180ページには、貸付金及び貸付金財源等年度別調書を掲載しております。

180ページ下段には、令和2年度資金別調定額及び回収額調書を掲載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書242ページ、243ページに戻りまして、2款1項県補助金は、収入済額6万6,000円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額340万8,527円、収入未済額は1億609万7,653円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書244ページ、245ページは、事項別明細書総括の歳出です。

246ページ、247ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項総務管理費は、支出済額8万9,759円。

2款1項繰出金は、一般会計への繰出金で、支出済額331万8,768円でした。

3款1項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額340万8,527円、不用額は18万6,473円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和3

年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第11 認定第5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第11、認定第5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の251ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は14億7,680万9,404円、歳出総額は14億2,903万1,824円、歳入歳出差引き額は4,777万7,580円、実質収支額も同額の4,777万7,580円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては8,613万2,218円の増、増減率では6.2%の増でした。歳出総額につきましては6,681万5,172円の増、4.9%の増でした。

次に、252ページ、253ページをお願いします。

令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

254ページ、255ページは、その歳出です。

256ページ、257ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

258ページ、259ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項介護保険料は、収入済額3億5,447万2,500円、不納欠損額133万1,300円、収入未済額435万8,800円でした。不納欠損の該当者は34人、収入未済の該当者は74人でした。

1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億2,848万6,300円、収入未済額のマイナス13万2,800円は、死亡等による払戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,573万8,900円、収入未済額は230万8,500円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額24万7,300円、不納欠損額133万1,300円、収入未済額は218万3,100円でした。

別冊の主要施策の成果説明書182ページに、年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、参考にご確認いただければと思います。

決算書258ページ、259ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億4,401万9,539円は、現年度分介護給付費負担金です。

2項国庫補助金は、収入済額5,158万8,730円、主なものといたしましては、1目調整交付金で、収入済額2,704万1,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で866万3,600円、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で960万1,130円などでした。

260ページ、261ページに移りまして、3款1項支払基金交付金は、収入済額3億7,815万6,538円でした。

4款県支出金1項県負担金は、収入済額2億197万7,101円でした。

2項県補助金は、収入済額910万6,000円でした。

決算書262ページ、263ページに移りまして、6款1項一般会計繰入金は、収入済額2億861万2,528円、内訳といたしまして、1目介護給付費繰入金で1億6,473万8,637円、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で4

22万7,072円、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で470万5,505円、4目低所得者軽減繰入金で1,428万1,200円、5目その他繰入金で2,066万114円でした。

7款1項繰越金は、前年度からの繰越金で2,846万534円でした。

8款諸収入は、収入済額41万2,723円でした。

次ページ、一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額14億7,680万9,404円、不納欠損額133万1,300円、収入未済額1,062万3,214円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書266ページ、267ページは、事項別明細書総括の歳出です。

268ページ、269ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額2,096万8,114円、内訳といたしまして、1項総務管理費、支出済額187万6,419円、2項徴収費は、支出済額79万1,112円、3項介護認定審査会費は、支出済額1,410万9,803円、内訳といたしましては、1目認定調査費767万6,803円、次ページに移りまして、2目認定審査会共同設置負担金643万3,000円でした。

4項趣旨普及費、支出済額19万1,180円。

5項計画策定委員会費、支出済額399万9,600円、うち12節委託料で、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託料として396万円。介護保険料は3年を1期とする事業期間で運営しており、第7期が令和2年度で終了するため、令和3年度から5年度までの間の高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

2款保険給付費、支出済額13億1,797万3,749円、内訳といたしまして、1項介護サービス等諸費、支出済額12億1,570万8,625円、主な支出といたしまして、1目居宅介護サービス給付費で6億111万6,324円、3目地域密着型介護サービス給付費で9,530万5,696円、次ページに移りまして、5目施設サービス給付費で4億5,991万8,667円、9目居宅介護サービス計画給付費で5,606万4,706円などでした。

2項介護予防サービス等諸費、支出済額2,879万7,707円、主な支出といたしましては、1目介護予防サービス給付費2,264万1,912円、次ページ下段、7目介護予防サービス計画給付費395万1,760円などでした。

決算書276ページ、277ページに移りまして、上段、3項その他諸費、支出済額99万4,112円。

4項高額介護サービス等費、支出済額2,960万2,410円。

5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額374万4,078円。

6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,912万6,817円でした。

278ページ、279ページに移りまして、下段で、4款地域支援事業費、支出済額6,234万1,135円。

1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,852万4,558円でした。

280ページ、281ページに移りまして、中段、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,341万9,898円。

282ページ、283ページに移りまして、下段、5款諸支出金、支出済額393万826円。

1項償還金及び還付金は、支出済額351万2,419円。

2項繰出金は、一般会計繰出金で41万8,407円でした。

別冊の主要施策の成果説明書183ページ中段をご覧ください。

3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数を記載しております。

184ページに移りまして、(3)地域密着型(介護予防)サービス受給者数、(4)予防給付費と介護給付費等の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費、185ページに移りまして、(6)要支援者の給付内容と給付費一覧となっておりますので、参考にご確認いただければと思います。

決算書282ページ、283ページに戻っていただきまして、一番下の行、6款予備費の支出はございませんでした。

次ページに移りまして、7款基金積立金、支出済額2,381万8,000円。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額14億2,903万1,824円、不用額は5,934万2,176円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 認定第6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第12、認定第6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の289ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は2億809万4,503円、歳出総額は2億381万2,903円、歳入歳出差引き額は428万1,600円、実質収支額も同額の428万1,600円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては229万6,916円の増、増減率では1.1%の増でした。歳出総額につきましては367万5,516円の増、1.8%の増でした。

次に、290ページ、291ページをお願いします。

令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

292ページ、293ページは、その歳出です。

294ページ、295ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

296ページ、297ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、収入済額1億5,014万4,800円、収入未済額10万6,200円、収入未済の該当者は8人でした。内訳といたしましては、1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料は、収入済額9,648万3,100円、収入未済額のマイナス2万4,600円は死亡等による払戻し分です。

2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額5,343万200円、収入未済額は12万900円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額23万1,500円、収入未済額は9,900円でした。

2款繰入金1項一般会計繰入金は、収入済額4,461万9,713円で、内訳といたしましては、1目事務費繰入金915万6,606円、2目保険基盤安定繰入金3,546万3,107円でした。

3款繰越金1項繰越金は、収入済額566万200円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入、収入済額761万4,790円、主な内訳といたしましては、次ページに移りまして、中段、4項受託事業収入で625万4,897円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

5款国庫支出金1項国庫補助金、収入済額5万5,000円。

300ページ、301ページ、一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額2億809万4,503円、収入未済額は10万6,200円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

302ページ、303ページは、事項別明細書総括の歳出です。

304ページ、305ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額920万4,799円、内訳といたしましては、1項総務管理費、支出済額880万87円、主な支出といたしましては、12節委託料で、支出済額769万5,897円、内訳といたしましては、事務業務委託料144万1,000円、健康診査委託料625万4,897円でした。

2項徴収費は、支出済額40万4,712円でした。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億9,396万9,811円、内訳といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、広域連合事務費等負担金698万1,704円、保険料等負担金1億5,152万5,000円、保険基盤安定負担金3,546万3,107円でした。

続いて、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、支出済額7万500円。

306ページ、307ページに移りまして、2項繰出金は、一般会計繰出金で、支出済額56万7,793円でした。

4款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額2億381万2,903円、不用額は443万6,097円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

議 長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第13、認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び第30条第4項の規定による令和2年度吉岡町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

すみません、訂正させていただきます。

改めて、認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び第30条第4項の規定による令和2年度吉岡町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

失礼しました。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

決算書312、313ページをお願いいたします。

令和2年度吉岡町水道事業決算報告書により説明申し上げます。

初めに、水道事業の経営活動に伴い発生する収支でございますが、収益的収入及び支出の決算について説明いたします。

款、項、決算額の順で説明いたします。

なお、詳細につきましては327ページ以降に水道事業会計収益費用明細書を添付しておりますので、お目通しを願います。

初めに、収入では、1款水道事業収益、右のページになりますが、決算額で4億4,058万9,697円。

内訳、1項営業収益3億9,838万1,873円、収益は水道使用料及び住宅建設に伴います水道新規加入金となります。

2項営業外収益4,220万7,824円、主なものは長期前受金戻入となります。

第3項特別利益、決算額ゼロ。

続いて、支出です。1款水道事業費用、決算額4億2,640万485円。

内訳、1項営業費用3億8,226万5,811円、内容は、事業運営におけます維持管理費で、配水給水や総係費などの事務経費や減価償却費などとなっております。

2項営業外費用4,411万8,971円、企業債の利子償還金と消費税です。

3項特別損失1万5,703円。

4項予備費、決算額ゼロ。

次に、314、315ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1款資本的収入、右ページの記載になりますが、決算額で1億2,038万2,995円。

内訳、1項出資金3,000万円、町からの出資金です。

2項工事費9,038万2,995円、内訳は、受託工事負担金や工事補償費となっております。受託工事は、ジョイフル本田株式会社の大規模店舗開発事業に伴います配水管移設工事費、補償工事については、下水道工事に伴います配水管移設補償工事及び県道南新井前橋線道路改良工事に伴います配水管移設補償工事費となります。

3項補助金、決算額ゼロ。

続いて、支出となります。1款資本的支出、決算額1億4,762万1,697円で、翌年度繰越額が6,809万円。

内訳で、1項建設改良費、決算額7,133万824円、翌年度繰越額が6,809万円、内容につきましては、施設整備に係ります建設改良費になりますが、令和2年度につきましては、主に受託工事や補償工事費を実施しております。また、受託工事におきましては、翌年度への繰越工事が生じております。

2項企業債償還金、決算額7,553万6,873円、全て企業債の元金償還分です。

3項国庫補助金修正損75万4,000円。

下段の記載事項になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に対します補填財源を記載しておるものでございます。

なお、今、説明をいたしました312ページから315ページまでの収支決算報告書は、全て消費税額込みとなっております。

続いて、316、317ページをお願いいたします。

令和2年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

損益計算書については、水道事業の1年間の経営活動、経営成績を示すものでございます。1の営業収益と2の営業費用、3の営業外収益と4の営業外費用等に大別されております。

なお、金額につきましては、消費税額分を差し引いた税抜き金額で記載をしております。

1の営業収益では、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額で、右ページに記載しておりますが、3億6,232万9,069円。

2の営業費用は、(1)の配水及び給水費から(5)のその他営業費用を足した額、右ページ記載の3億6,643万9,080円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段にあります。が、4,110万11円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、(1)の長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額4,198万6,295円。

4の営業外費用では、(1)の支払い利息の額2,137万1,471円を計上しており、営業外収支は、3と4の収支差引きで、右ページの中段下の2,061万4,824円。

令和2年度における経常収支は、営業利益と営業外収支を足した額で1,650万4,813円の経常利益。

5の特別損失は、過年度修正損・修正益1万5,703円で、経常利益から特別損失を差し引いた額、右ページの下段1,648万9,110円が当年度純利益で、結果、決算黒字となっております。

また、この純利益につきましては、当年度におけます未処分利益剰余金となっております。

続いて、318、319ページをお願いいたします。

令和2年度の水道事業剰余金計算書になりますが、先ほどの損益計算書で説明をいたしました当年度未処分利益剰余金1,648万9,110円の処分案となります。未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分案を議会にて議決していただく必要がございます。

ページ上段の表は、令和2年度水道事業剰余金の期首、期末の積立て状況をお示したものであります。

下の表をご覧ください。

当年度発生した未処分利益剰余金処分計算書(案)になります。議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容となります。

319ページの表の右の端、未処分利益剰余金、当年度末残高1,648万9,110円全額について、建設改良積立金に議決処分をしていただき、建設改良積立金の残高を期首の1億2,323万2,877円から1億3,972万1,987円に増額し、未処分利益剰余金の繰越し残高をゼロ円としたいものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、320、321ページをお願いいたします。

令和2年度の吉岡町水道事業貸借対照表になります。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時におけます保有する全ての資産と負債及び資本を示したものとなっております。表は、資産の部と負債及び資本の部に分かれております。

320ページ、資産の部では、1の固定資産ですが、(1)の有形固定資産で、合計3億7,691万4,404円。

2の流動資産は、現金や短期間のうちに回収されます債権、売却によって現金に換えることができる資産で、(1)の現金預金から(3)の貯蔵品の合計3億9,493万8,230円。

資産の合計は、表の下段、40億7,185万2,634円となります。

321ページの負債の部ですが、3の固定負債8億4,704万5,649円。

4の流動負債は、(1)の企業債から(5)の引当金までの合計で1億7,477万3,489円。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金と(2)の長期前受金収益化累計額の差引き額で11億3,482万8,411円。

負債の合計は、中段の21億5,664万7,549円。

続いて、資本の部ですが、6の資本金が10億9,595万2,182円、剰余金が8億1,925万2,903円。

資本の合計については、下段の2行目、19億1,520万5,085円。

3から5の負債の部に、6と7の資本の部、合計で40億7,185万2,634円で、右のページの下段、資産合計と同額となっております。

続いて、322ページをお願いします。

ここからは決算附属資料、事業報告書になりますが、総括や予算等の議決事項、323ページは主な建設工事の概要報告を添付しておりますが、主な建設工事につきましては、記載の4工事を実施しております。

324ページをお願いします。

3の業務、(1)の業務量でございますが、上段、年度末給水人口では、当年度2万1,758人、前年度比較で142人の増、100.7%。年度末の給水戸数は、当年度8,385戸、前年度比較188戸増の102.3%となっております。中段、年間配水量は、当年度291万7,095立方メートル、有収水量については、当年度252万2,921立方メートル、有収率は86.5%の結果となります。

325ページ、(3)の事業費に関する事項では、表の下の①の給水供給単価が130円74銭、②の給水原価は136円38銭です。

また、4の会計、(2)の企業債の概要では、年度末時点の償還残高が、表の下段にな

りますが、9億2,182万3,385円です。

続いて、326ページをお願いします。

水道事業キャッシュ・フロー計算書ですが、令和2年度の事業活動によりどれだけの資金が増減したかを示す計算書になっております。令和2年度においては、1の業務、2の投資、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で1億1,086万9,918円の資金が増加し、結果、令和3年3月期末時点では、下段の3億696万3,681円の資金残高となっており、320ページの貸借対照表の流動資産の現金預金の金額となっております。

327ページ以降には、収支費用明細及び固定資産、企業債明細書等の附属書類をそれぞれ添付しております。お目通しをいただければと思います。

以上で認定7号、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第14、認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及

び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び第30条第4項の規定による令和2年度吉岡町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

決算書342、343ページをお願いいたします。

下水道事業につきましては、令和2年度より、これまでの特別会計から企業会計に移行しております。報告書により説明させていただきます。

初めに、経営活動に伴い発生する収支でございます収益的収入及び支出の決算について説明申し上げます。

款、項、決算額の順で説明いたしますが、詳細事項につきましては358ページ以降に下水道事業会計収益費用明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

収入、1款公共下水道事業収益、右のページになりますが、決算額3億3,120万7,827円。

内訳、1項営業収益、決算額1億2,017万8,666円、収益は全て下水道使用料です。

2項営業外収益、決算額2億1,035万5,629円、主な収益は一般会計補助金や長期前受金戻入となります。

3項特別利益、決算額67万3,538円。

2款農業集落排水事業収益、決算額2億932万1,882円、内訳、1項営業収益、決算額3,256万円、全て使用料でございます。

2項営業外収益、決算額1億7,676万1,882円、主な収益は一般会計補助金と長期前受金戻入です。

3項特別利益、決算額ゼロ。

続いて支出ですが、1款公共下水道事業費用、右ページの決算額3億2,910万6,898円。

内訳、1項営業費用、決算額2億9,557万4,443円、内容については、公共下水道維持管理のための管渠費や総係費などの事務事業経費、また減価償却費などとなっております。

2項営業外費用、決算額3,158万865円、企業債の利子償還金と消費税です。

3項特別損失、決算額195万1,590円、企業会計へ移行した初年度であることから、人件費6月賞与に係る引当金相当分を計上したものでございます。

2款農業集落排水事業費用、決算額2億32万4,152円。

内訳、1項営業費用、決算額1億7,542万3,111円、農業集落排水事業運営に係ります維持管理のための管渠費や総係費及び減価償却費などとなります。

2項営業外費用、決算額2,285万378円、企業債、利子償還金と消費税となっております。

3項特別損失、決算額205万663円、人件費6月賞与に係ります引当金相当分の計上をしております。

次に、344、345ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。収入、1款公共下水道事業資本的収入、右ページになりますが、決算額1億5,578万3,690円。

内訳で、1項企業債、決算額5,630万円、建設改良費、公共下水道管渠工事に係る企業債となっております。

2項負担金等、決算額1,854万4,690円、内容は受益者負担金で、農地転用に伴う開発などの一括納付や、新たに下水道の供用を開始した地区の負担金の納付となっております。

3項補助金、決算額4,093万9,000円、国庫補助、社会資本整備総合交付金3,763万9,000円と県費補助金330万円となっております。

4項一般会計補助金、決算額4,000万円、公共下水道施設整備に係ります補助金です。

2款農業集落排水事業資本的収入、決算額1,116万円。

内訳で、1項負担金等、決算額116万円、受益者負担金で一括納付分となります。

2項一般会計補助金、決算額1,000万円、農業集落排水事業に係る補助金となります。

続いて、支出でございます。1款公共下水道事業・資本的支出、決算額2億6,290万6,727円、翌年度繰越額が1億1,440万円。

内訳です。1項建設改良費、決算額1億2,646万5,961円、翌年度繰越額が1億1,440万円、内容は、施設整備に係る人件費や工事費などで、大久保地区の一部供用開始に向けた管渠工事施工によるものでございます。なお、翌年度繰越額については、国庫補助金交付の兼ね合いから、年度内の完成が図れず繰越しをしておるものでございます。

2項企業債償還金、決算額1億3,644万766円、全て元金償還分となります。

3項予備費、決算額ゼロ。

2款農業集落排水事業資本的支出、決算額7,501万6,425円。

内訳、1項企業債償還金、決算額7,501万6,425円、全て企業債、元金償還分です。

3項予備費、決算額ゼロ。

下段の記載事項でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に対する補填財源を記したものでございます。なお、342ページから345ページまでの収支決算報告書については、全て消費税額込みとなっております。

続いて、346、347ページをお願いします。

令和2年度吉岡町下水道事業損益計算書をお願いいたします。損益計算書については、公共下水道及び農業集落排水事業、1年間の経営活動、経営成績を示すものでございます。なお、金額については、消費税額分を差し引いた税抜き額で記載をしております。

1の営業収益は、(1)下水道使用料で、右ページになりますが、上段、1億3,885万3,339円。なお、使用料につきましては、公共下水道、農業集落排水合算で計上しております。

2の営業費用は、(1)の管渠費から(4)の減価償却費を足した額、右のページ、4億5,747万571円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段、3億1,861万7,232円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、(1)維持管理負担金から(4)の雑収益を足した額で、右ページ、3億8,644万536円。

4の営業外費用では、(1)支払い利息の額と(2)雑支出を足した額5,685万8,224円で、営業外収支は、3の営業外収益と4の営業外費用の収支差引きで、右ページ中段、3億2,958万2,312円。

経常収支は、営業損失と営業外収支の差引きで、経常利益が1,096万5,080円。

5の特別利益と6の特別損失の差引き、マイナス332万8,715円を経常利益から引いた額、右ページの下段になりますが、763万6,365円が当年度純利益で、決算

黒字となっております。また、この純利益 7 6 3 万 6, 3 6 5 円が当年度の未処分利益剰余金となっております。

続いて、3 4 8、3 4 9 ページをお願いいたします。

令和 2 年度の下水道事業剰余金計算書になりますが、先ほどの損益計算書で説明をした当年度未処分利益剰余金 7 6 3 万 6, 3 6 5 円の処分案についてでございます。未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、剰余金処分案を議会にて議決していただく必要がございます。

ページの上段の表は、令和 2 年度下水道事業剰余金の期首、期末での積立て状況をお示ししたものでございます。

下の表をご覧ください。当年度発生した未処分利益剰余金処分計算書（案）になります。議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容となります。

3 4 9 ページ、表の右の端、未処分利益剰余金、当年度末の残高 7 6 3 万 6, 3 6 5 円、全額を減債積立金に議決処分していただき、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円としたものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、3 5 0、3 5 1 ページをお願いします。

令和 2 年度の吉岡町下水道事業貸借対照表になります。下水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時におけます保有する全ての資産と負債及び資本を示したものになります。

表については、資産の部と負債及び資本の部に分かれております。

3 5 0 ページ、資産の部では、1 の固定資産が（1）の有形固定資産、合計で 6 8 億 4, 3 0 5 万 2, 9 8 3 円、（2）の無形固定資産、合計で 3, 0 1 2 万 5, 1 1 8 円、固定資産の合計が 6 8 億 7, 3 1 7 万 8, 1 0 1 円。

2 の流動資産については、現金や比較的短期間のうちに回収されます債権ですが、（1）現金預金から（3）の前払金の合計 7, 9 1 1 万 1, 2 8 1 円。

資産の合計は、1 の固定資産と 2 の流動資産の合計で 6 9 億 5, 2 2 8 万 9, 3 8 2 円となっております。

3 5 1 ページの負債の部でございますが、3 の固定負債が 2 1 億 1, 2 6 0 万 5, 3 5 1 円。

4 の流動負債は、（1）の企業債から（3）の引当金までの合計で 2 億 5, 6 3 9 万 1, 7 1 9 円。

5 の繰延収益は、（1）の長期前受金と（2）の長期前受金収益化累計額の差引きで 2 9 億 3, 7 9 7 万 3, 4 7 3 円。

負債の合計は 5 3 億 6 9 7 万 5 4 3 円となります。

続いて、資本の部ですが、6の資本金が16億3,652万2,474円。

7の剰余金が879万6,365円。

資本の合計は、6の資本金と7の剰余金を足した合計額で16億4,531万8,839円、3から5の負債の部に、6と7の資本の部を足した額が合計で69億5,228万9,382円で、左のページ下段の資産合計と同額となっております。

次に、352ページをお願いします。

352ページからは決算附属資料となりますが、事業報告で総括や予算等の議決事項や認可事項を報告しております。

右の353ページは、建設工事の概要報告でございますが、建設工事の国庫補助につきましては、全て大久保地区での供用開始に伴います管渠工事を実施しておる内容となっております。

354ページをお願いします。

上段の表につきましては、県費補助の工事となります。こちらも同様に、大久保地区の供用開始に伴います工事を行ったものでございます。

中段、3の業務でございますが、(1)の業務量では、公共下水道事業の年度末水洗化人口は1万712人、前年度比較で347人増の103.3%、年度末水洗化戸数は3,440戸で、前年度比較136戸増の104.1%となっております。

また、農業集落排水事業では、年度末水洗化人口が3,050人、前年度比較で31人増の101%、年度末戸数については1,104戸で、前年度比較で10戸の増、100.9%となっております。

355ページをご覧ください。

(2)と(3)の事業収入及び費用に関する事項では、中段になりますが、公共下水道の①で使用料単価が112円75銭、②の汚水処理原価が150円、農業集落排水事業では、①の使用料単価は110円80銭、②の汚水処理原価が180円9銭となっております。

次の356ページをお願いいたします。

4の会計で、(1)に主要契約、下段、(2)の企業債の概要については、借入れ先と未償還金残高の状況となっております。

357ページはキャッシュ・フロー計算書ですが、令和2年度の事業活動によりどれだけの資金が増減したかを示す計算書となっております。令和2年度におきましては、活動によりますキャッシュ・フローの合計で4,316万567円の資金増となり、令和3年3月末日の期末時点では、下段の4,469万37円の資金残高となっております。

次の358ページ以降でございますが、収支費用明細書及び固定資産、企業債明細書等

の附属資料を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上で認定第8号、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和2年度吉岡町下水道事業会計決算につきまして、令和3年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された下水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第8号は、総務産業常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって令和2年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

石関代表監査委員には、監査報告お疲れさまでした。

ここで監査委員が退場しますので、暫時休憩とします。2時15分まで休憩といたします。

午後2時07分休憩

午後2時21分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第15 議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,323万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億177万9,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、まず歳入では、本年度の普通交付税が確定したことによる増額や事業費の変更などに伴い、各種町債の見直しを実施しております。

歳出につきましては、3款民生費の障害者福祉費において、令和2年度の事業確定に伴い、国や県への返還金を計上しています。

また、8款土木費では駒寄スマートIC東側周辺の道路整備に伴う工事費や補償費を計上しています。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）の議案書、表紙の1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、こちらは2ページから6ページまでに記載されており、説明につきましては、後ほど補正の款項の区分等も含めて、事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、「第2表・債務負担行為補正」によるということで、7ページをご覧ください。

1件目は、地方公務員の定年引上げに伴う新制度支援業務で、期間は令和4年度、限度額は220万円となります。制度設計や例規整備など、令和4年度の事業完了に向け、本年度から準備を進めるためのものとなります。

2件目は、個人情報保護制度改正に伴う例規整備支援業務で、期間は令和4年度、限度額は242万円となります。こちらも上記と同様、令和4年度の事業完了に向け、今年度から準備を進めるためのものとなります。

3件目は、ネットワーク強靱化事業で、期間は令和4年度から令和9年度までとなり、限度額は5,841万円となります。こちらは、総務省が推進している自治体情報システム強靱化対策に伴い、平成29年度に導入した機器が運用開始から5年が経過するため、機器の更新に向けて今年度から準備を進めるものとなります。

以上3件の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3表・地方債の補正となります。

まず、1段目、臨時財政対策債ですが、こちらは臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるもので、補正前の限度額3億1,000万円に6,210万円を追加し、3億7,210万円とするものです。

次に、2段目、公共事業等債（道路改良事業）、そして3段目、駒寄スマートIC大型車対応化事業、1段飛ばしまして、5段目の地方道路等整備事業債（道路改良事業）、そして一番下の公共施設等適正管理推進事業債（道路長寿命化事業）の限度額の各補正につきましては、それぞれの事業額や国庫補助金の増減に伴うものとなっております。

4段目と6段目の渋川吉岡連携道路事業につきましては、補助対象事業費の増に伴い、地方道路等整備事業債から公共事業等債に580万円を振り替えるものとなります。

続きまして、12ページをご覧ください。

ここから、補正内容の主なものにつきまして、事項別明細書で説明させていただきます。まずは歳入でございます。

10款1項1目1節地方特例交付金ですが、個人住民税減収補填特例交付金や自動車税減収補填特例交付金など、交付額の決定に伴い、総額1,160万1,000円の増となります。

その下、11款1項1目地方交付税1節普通交付税は、算定の結果、交付額が確定したことによるもので、2億2,673万円の増となります。

次に、13ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項3目3節予防費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,664万円の増は、歳出でのワクチン接種関連費用の増に伴うものとなっております。

次に、15ページ上段をご覧ください。

19款繰入金2項1目1節財政調整基金繰入金は2億1,624万5,000円の減額です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は6億8,290万1,000円となります。

中段の20款1項1目1節の繰越金ですが、令和2年度の決算実質収支額の確定により

2, 765万8, 000円増の3, 626万6, 000円となります。

16ページ上段をご覧ください。

21款諸収入5項雑入で、被災者向け経営体育成支援事業補助金返還金の286万円です。こちらは、平成26年2月に発生した大雪被害に対し支出した補助金のうち、今回1名の対象者から返還が生じたことによる歳入となります。

その下、歳入の最後、22款町債につきましては、先ほど地方債の補正にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出の主な補正内容につきましてご説明いたします。

なお、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、18ページ中段をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費では、ふるさと祭りの中止に伴い、消耗品費からふるさと祭り交付金まで、総額773万2, 000円の減額です。

続きまして、19ページ上段をご覧ください。

9目基金費24節積立金、財政調整基金1, 382万9, 000円の増ですが、こちらは令和2年度決算により実質収支が確定したことによる積立金の増となっております。

次に、ページが飛びますが、23ページ上段をご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料で、返還金4, 894万円の増となります。こちらは、令和2年度の事業の精算に伴い、国と県に返還するものとなります。

25ページをご覧ください。

4款衛生費1項2目予防費12節委託料で、事務・業務委託料（コロナ予防接種）3, 448万6, 000円の増です。こちらはワクチン接種予約のコールセンター増員分など、事務委託料の増に伴うものとなっております。

続きまして、27ページの中段をご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費22節償還金、利子及び割引料で、被災者向け経営体育成支援事業補助金返還金244万7, 000円です。こちらは歳入でご説明さしあげた大雪被害に対する補助金の返還金を国と県にそれぞれ返還するものとなります。

最下段、2項2目林業振興費12節委託料で、林地台帳整備業務委託料247万6, 000円です。民有林の林地台帳を作成するものとなり、財源につきましては森林経営管理基金を充当いたします。

また、ページを飛んでいただきまして、30ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費12節委託料の230万円は、漆原中央住民

センター付近の排水計画策定及び河川占用許可申請書作成業務委託料となります。その下、14節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）997万円の増です。こちらは、町内の道路や側溝の緊急補修工事や通学路の緊急交通安全対策工事などに要するものとなります。その下、道路新設改良費では、12節委託料の補償調査業務委託料400万円、14節工事請負費の4,500万円、電柱移転補償費820万円のそれぞれの増は、主に熊野・吉開戸線や金竹西・吉開戸線など、駒寄スマートIC東側周辺の道路整備事業に要する経費となります。

その下、4目交通安全施設等整備事業費の14節、建設工事（単独）の350万円は、道路区画線などの設置工事費となります。

32ページ上段をご覧ください。

9款消費費1項2目消防施設費14節工事請負費で、防火水槽撤去工事48万5,000円の増は、大久保地内の民地内にある防火水槽を撤去するための費用となります。その下、18節負担金、補助及び交付金で、消火栓設置負担金320万円の増です。こちらは、配水管布設替え工事などに伴い設置した消火栓4基分に対する水道事業会計への負担金となります。

同ページ下段をご覧ください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費1節報酬で、英語指導助手（ALT）報酬396万円の減です。こちらは、JETプログラムのALT1名が3月に退職したことに伴うものです。また、33ページの12節で、ALT派遣業務委託として115万2,000円を増額補正しておりますが、これは欠員となったALTを急遽補充するためのものとなります。なお、令和3年度のALTの人員につきましては、昨年度と同様、3名体制となっております。

35ページ下段をご覧ください。

3項中学校費3目学校建設費12節委託料で、トイレ改修及び給水設備更新工事管理業務委託156万円です。こちらは、安全管理など本工事を適切に実施するための管理業務の経費で、既に同じ節内の予算を流用し、対応させていただいているところでございます。その下、14節工事請負費で、維持補修工事208万3,000円の増は、吉中体育館の床の修繕工事や高圧ケーブル更新工事などとなります。その下の、トイレ改修及び給水設備更新工事23万1,000円は、先日の臨時会において議決をいただいた契約変更のうち、現年の既存予算から流用したのとなっております。

ページを少し飛んでいただきまして、39ページ上段をご覧ください。

6項1目給食センター費12節委託料の補正につきましては、当初、上段の学校給食調理施設整備計画策定業務委託にて、施設の基本計画策定のための業務を発注する予定でしたが、それに伴う前提条件や基本構想などの整備、概算工事費の検討など様々な精査が必

要となったため、今回改めて学校給食調理施設基本計画発注支援業務委託を計上させていただきます。

その下、12款公債費の1目元金及び2目利子ですが、どちらも令和2年度事業の借入れ分の借入れ先が確定したことに伴う補正となります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

また、41ページから44ページまでは給与費の明細書となっております。

そして、その次、45ページは「債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書」です。本補正にて、地方公務員の定年引上げに伴う新制度支援業務など下段の3事業を追加いたしましたので、本調書の添付をさせていただきました。

最終の46ページは、「地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書」です。今回の補正予算で、臨時財政対策債等、起債の借入限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で17ページの別冊を添付させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど説明がありました、まず1点目、16ページですけれども、被災者向け経営体育成支援事業補助金の返還というものがありましたが、あの雪害のときというのは、ものによりますけれども、大体補助があると、積雪なんかの場合だと、20年間やってくださいということで、途中でやめるということになると、それは返還ですよということを私は聞いたんですけれども、これはその実態がどういうものか、ちょっと分からないものですから確認をしておきたいと思うんですけれども、今の説明だけだと中身が全く分からないので、何がどうなったのか。その実態、どういうものだったかということの詳細をお尋ねしたいと思います。

それから、35ページですけれども、教育費の中の3目学校建設費の中に、工事請負費の中で維持補修工事というものがあって、トイレ改修及び給水設備更新工事……字が違うような気がするけれども、更新工事というものがありますが、これは208万3,000円というものと、これで見ると、この3目の中にはこれしかないから、こういうことなん

でしょうけれども、中身がこれちょっと見えてこない、何か。というものは、中身も見えませんか、契約ですと、新たな契約なのか、それとも設計変更なのか、中が見えてきません。

設計変更なんかの場合ですと、よく業者間の中で入札であるんですけども、契約しておいて、後になって、この部分は、じゃあこういうふうにしましょうというふうによって、そういう業者内でやり方をして、入札の契約では、競争入札なんかだと、僅かその5万、10万で取れたり取れなかったりするんですけども、後でこういうことで、その数字をひっくり返すというやり方、業者の中でやるんですよ。

そういうことではないと思いますけれども、説明を聞いていて、ちょっと分かりにくいものですから、ここについてももう少し詳しい、納得のできる説明をお願いしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、最初にご質問がありました被災者向け経営体育成支援事業の返還金の内容はということでございますけれども、こちらの施設につきましては、大久保地内にありますパイプハウスの2棟分、約360平米が対象の施設ということになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど質問のありました維持補修工事の部分ですが、こちらにつきましては、先ほど議案説明のほうでもありましたとおり、吉岡中学校の床の修繕工事とか、高圧ケーブルの更新工事、そういったものが予定されておまして、そのための208万3,000円というものになります。

また、トイレ改修及び給水設備更新工事の23万1,000円の部分につきましては、先日、7月の臨時会において議決いただきました変更契約におきまして、繰越しされた事業費に足りなかった分を、今年度の工事請負費から流用していたということがありましたので、それを改めて予算措置をするものとなります。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最初の質問ですけども、私がさっきしたように、要するにその仕事が、だから聞きたいことは、雪害があつて、国、県の補助金も頂いて、それで途中で壊したりなんかするんだということになると返還なんです。20年使いますよということが条件なんです。だから、そこは何でこういうことになったのか見えてこないんです。こういうハ

ウスです、だけで。そのハウスを、だから土地を売却して家を建てるとか、どういう事情なんですかということをお聞きしたいんです。そうでないと、皆さんは分かっている、私たちに伝わってこない。というものは、こういうケースというものはまだまだ出てきますから、どういうことなのかなど。その中身が全然見えてこないんです。

それと、工事請負費については、委員会にも付託されますので、そちらで十分に議論されると思いますので。できれば、もう少し分かりやすいものも後でまた、ここでなくでもいいですから、お聞きしますので。それだけ答えてください。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 経緯と申しますか、先ほどの関係ですけれども、大久保の大型商業施設、こちらが農地転用の許可が出るという状況になりまして、その大型商業施設の敷地内にあったパイプハウス、こちらにつきまして、その大型商業の会社でそのパイプハウスを買い取るというような状況になったものですから、それに伴って手続を進めまして、国庫、国のほうで返還するようという決定が出たものですから、そちらを返還させていただく。事業者さんからはもちろん返還していただくという経緯がございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） では、平たく言うと、そこに大型商業施設が来るところに、その農地でハウスを雪害のときには造ったと。けれども、そのところを売ってしまうと。買い取るではなくて、その人がもう使わなくなると、売ってしまうということで、国に対してその分のそれを返還するということですね。違いますか。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） そのとおりでございます。そういう経緯でございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、予算決算特別委員会に付託します。

日程第16 議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,547万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和2年度決算の確定による繰越金の減額によるものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をいたします。

この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、令和2年度決算が確定いたしまして、実質収支額が5万2,675円となりました。これを令和3年度の繰越金として歳入額を補正するものとなります。

補正予算書の2ページの「第1表」歳入をご覧ください。

第3款の繰越金の既決予算につきましては20万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして、繰越金が5万2,000円になったことから、14万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

また、歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を14万8,000円減額させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億7,011万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和2年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、8款繰越金は、令和2年度の決算が確定したことにより、繰越金額を1,429万7,000円の増額をするものです。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出の部、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は439万2,000円の減。

2項後期高齢者支援金等分が445万2,000円の増。

3項介護納付金分が565万8,000円を増額するものです。

9ページをご覧ください。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は6万4,000円の人件費の増になります。

6款基金積立金は、繰越金の増額により851万5,000円を増額するものです。

以上となります。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,033万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,593万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和2年度の繰越金の額の確定や保険給付費の変更及び介護基盤等整備事業補助金の交付額の内示等に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で、歳入から説明いたします。

まず、7ページから8ページにかけてとなりますが、2款国庫支出金1項国庫負担金及び2項国庫補助金並びに3款支払基金交付金、8ページに移りまして、4款県支出金1項県負担金、真ん中を1つ飛ばします。6款1項一般会計繰入金、ここまでのにつきましては、歳出の保険給付費に対応する歳入の増額となります。対応する歳出の項目は、10ページの2款1項介護サービス等諸費から13ページの2款6項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費となります。

8ページにお戻りください。

先ほど、真ん中を飛ばしました4款2項県補助金につきましては、介護保険事業者に対する施設整備への補助金増額の内示を受けての補正となります。歳出での対応科目は、10ページの1款1項1目一般管理費18節の負担金、補助及び交付金です。

9ページに戻りまして、6款1項5目その他一般会計繰入金は、事務費の増額に伴う補正になります。

同じく、9ページの7款繰越金4,777万6,000円は、令和2年度の決算により繰越金が確定したことに伴う補正となります。

次は歳出に移ります。

10ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費7節の報償費は、地域密着型介護サービス運営費の謝礼となり、続く18節は、介護保険事業者への施設整備の補助金となります。

また、1款3項1目の認定調査費は、会計年度任用職員の手当及び共済費の変更となります。

10ページの2款1項から13ページの2款6項までは、保険給付費の増加見込による補正のほか、財源変更による補正となります。

5款1項2目の償還金は、令和2年度の給付費確定に伴う国庫支出金等への返還金となります。

最後に、7款の基金積立金につきましては、歳入の保険料及び各公費負担額から歳出の保険給付費及び事業費等を差し引いた額を基金へ積み立てるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議 長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万8,000円を追加し、歳入歳出それ

ぞれ2億2,002万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和2年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、3款1項1目繰越金は、令和2年度決算が確定したことにより417万8,000円の増額計上になります。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に同額の417万8,000円を計上するものです。

以上となります。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出、第1款水道事業費用で51万3,000円の減額をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入、第1款資本的収入で320万円を追加、

支出、第1款資本的支出で4万6,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

全体で12ページありますが、議案書1ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、11ページ以降の水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の主なものですが、1款1項1目配水及び給水費177万4,000円の追加及び2目総係費228万7,000円の減額は、共に人件費における給料、手当、法定福利費及び退職手当組合負担金の補正となります。

次に、12ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入、1款2項1目工事負担金320万円の追加については、消火栓設置に伴う負担金追加の補正となります。消火栓設置に伴う工事負担金について、令和2年度は建設改良工事の翌年度繰越しが生じたことから、精算確定が令和3年度にずれ込み、9月補正予算にて修正をお願いするものです。

続いて、支出ですが、1款1項1目配水設備工事費4万6,000円の追加は、人件費における法定福利費の補正となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第21 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出、第1款公共下水道事業費用で310万2,000円を減額、第2款農業集落排水事業費用で392万7,000円の追加をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入、第1款公共下水道事業資本的収入で2,730万円の減額、支出、第1款公共下水道事業資本的支出で2,825万2,000円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただきます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

全体で14ページありますが、議案書1ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、11ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出より説明いたします。

支出、1款1項2目総係費271万6,000円の減額は、主に人件費における給料、手当、法定福利費及び退職手当組合負担金などの給与費の補正となります。

2款1項2目総係費392万7,000円の追加ですが、これも主に給与費の補正をお願いするもので、12ページに記載の手当、法定福利費などの内容となっております。

13ページをお願いいたします。

1款1項1目企業債2,600万円の減額。公共下水道管渠整備工事のうち、県費事業見直しに伴い、財源措置した企業債について減額補正をお願いするものです。

3項2目県補助金130万円の減額。下水道県費事業の見直しによる補正となります。

14ページをお願いします。

支出、1款1項1目管渠建設改良費2,825万2,000円の減額。主に工事請負費3,166万6,000円の減額補正をお願いするものです。内容は、下水道県費事業の見直しによる補正ですが、本年度は国庫補助による令和2年度繰越し分の事業量が多く、完成が年明けとなる状況でございます。令和3年度については、国庫補助事業を優先し、

今年度計画していた県費補助事業の一部を翌年度施工に見直したく、減額補正をお願いするものでございます。

戻りまして、2ページをご覧ください。

企業債の変更でございますが、予算書第5条の表を改めるもので、先ほど、公共下水道・資本金収入及び支出で説明させていただきましたが、企業債の限度額について、補正前1億2,690万円から補正後1億900万円に変更をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第22 同意第1号 吉岡町名誉町民の決定について

議長（岩崎信幸君） 日程第22、同意第1号 吉岡町名誉町民の決定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町名誉町民の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、多年にわたり町勢及び県勢の発展に尽力し、多大な貢献をされた故大林喬任氏を吉岡町名誉町民に決定するに当たり、吉岡町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

故大林喬任氏は、温厚誠実なお人柄で、卓越した政治手腕により優れた指導力を発揮され、多年にわたり地域社会の発展のために尽力された功績は誠に多大でありました。

同氏は、昭和46年4月に吉岡村議会議員に就任以来、約1年11か月の間、在任された後、昭和48年5月には吉岡村長に就任以来、約9年10か月の間、在任され、産業、教育、文化、福祉など、町勢の進展に多大な貢献をされました。特に、村長在任時には、上越新幹線や関越自動車道建設に伴う村内基盤整備、下水道整備、農業振興、教育関係施設整備、老人福祉センター建設等の山積する行政課題に尽力されました。

また、昭和58年4月からは群馬県議会議員に就任以来、約20年間にわたり郷土群馬の振興発展のため、献身的な活動を続けられました。平成11年5月には群馬県議会議長に就任され、県政の進展にその手腕を遺憾なく発揮されました。特に、平成11年3月2

8日に開通した上毛大橋の建設に関しては、村長在任中からその必要性を訴え続け、群馬県議会議員に就任してからも精力的に各関係機関等に働きかけ、県の事業決定に大きく貢献されました。

このように、同氏の深い郷土愛と長年にわたる卓越した行政手腕により、今日の吉岡町の発展の礎を築かれた功績と県政の進展に多大な貢献をされた功績は誠に顕著であります。これらの功績は、国や群馬県からも高い評価を受け、別添資料に記載の叙位、叙勲をはじめとした各種の顕彰を受彰されてきたところでございます。

こうしたことから、当町としましては、同氏の輝かしい功績を名誉町民として顕彰するにふさわしいものと考え、また、今年が当町が町制施行30周年という記念すべき年に当たり、同氏をご逝去されて15年の節目の年でもありますので、同氏を吉岡町名誉町民として決定いたしたく、ご提案申し上げますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 名誉町民条例に従って、今回、名誉町民の決定ということでもありますけれども、これは制定されたのが昭和42年8月25日ということで、過去、どのような方がどのような功績をもって名誉町民になられたのか。また、生前なのか死後なのか。よろしくお願いします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 過去に贈られた方については、今まで5名の方が名誉町民として贈られています。

最初に、昭和42年の12月にご議決いただきました南雲卯伯さんにつきましては、駒寄小学校の改築等、教育設備の関係で寄附金をしていただいた関係での受彰となっております。

また、昭和43年7月に議決いただきまして名誉町民になられたら岩崎半之助さんにつきましては、町への寄附ということでなっております。

次はちょっと空きますけれども、昭和53年3月に議決いただきました南雲今朝雄さんについては、吉岡中学校の、今、南雲文庫というところでもありますけれども、図書購入費の寄附ということと、やはりこちらについても、公民館等にも教育の充実を目指した寄附をされたということでございます。

次に、昭和55年3月に受章されました服部良一さんについては、吉岡町の町歌としての吉岡音頭を作曲していただいたということでの、文化の高揚に資するということでの、村づくりの一助となったということでの、贈られたということになっております。

また、一番最後の5人目の方の、昭和58年9月に議決いただきました湯浅忠平さんにつきましては、原沢医院ということで皆さんには認識されているかと思うんですけども、そちらで、また町の学校医でありますとか、保健医でありますとか、そういったところでの貢献とともに、困窮家庭への医療費の無料などの、そういったところへの貢献が非常にあった先生だったということで、名誉町民として贈られたということでございます。

いずれの方も生前に贈られております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、今回は死後ということで、死後15年たって、何か突然出てきた話のような気もしますが、先ほどの町長の説明では、町制30年、また死後15年たって、多大な功績を残された方であるから名誉町民ということでありましたけれども、何か私は唐突な気がするんですが、今回、名誉町民ということでお名前が出てきた、その理由について、もう一度説明をお願いします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 功績につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。唐突に出てきたという坂田議員のお話ですけれども、本来であれば、町制施行10周年、あるいは20周年のときに、されてしかるべき人ではなかったかなと、自分はそう感じております。そういった中で、今回、当町が施行30周年を記念するに当たり、自分としては記念すべきこの年に、大林氏を名誉町民に同意をお願いしたいということで、今回指名をさせていただいたということでございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13 番（小池春雄君） 今、町長から、唐突ではなくて、本来であればもっと早く表彰されるべきだったということがありましたけれども、じゃあ私も、なぜ亡くなってから15年もたって、今、表彰なんだろうと。それなら、もっと早い時期にもあったと思いますよ。まして、死んで15年ですから。勲章なんかは、死後叙勲もありますから、死んだらすぐというものがありますけれども、私は、町の在り方として、亡くなって15年もたって、人が離れた頃にこの表彰をするというものは、果たしてどういうものなのかなと考えたんです。

そして、吉岡町の名誉町民条例の中に、3条の中で、名誉町民に対しては、次の特別待遇を与えることができるかとあるんですけれども、その1つが、町の公の特別な式典への参加とか、死亡の際における弔辞、恐らく町長が弔辞を上げるんでしょう、名誉町民ですから。それで、3番目に、その他町長が必要と認めた待遇というんですよ。

そうすると、町長、町長が何かしてあげようと思っても、もうできることは何もないんですね。あとは、ここにありますが……何がある、名誉町民は町長、議会の同意を得て決定し、その事項を公表して顕彰すると。これだけしかないんですよ。あとに何もないんですよ。

ですから、そのように思うと、もう亡くなって15年たって、今言いました、この中にあります、名誉町民に対しては次の特別待遇を与えることができます。この特別待遇も与えられないというところに、どれほどの意味があるのかなと考えてならないんですよ。

時の為政者が、自分が個人的にその関係が深かったから、この人をするんだというものだか何だか、分からないんですよ。本当に名誉町民で、町を挙げてこの人を名誉町民としようというのであれば、もっと早い時期にそういう機運が湧いてきたと思うんですよ。それが上がってこなかったというのでは、何か問題があったのではないか。あったのかどうかわかりませんが。

私はどうも、亡くなって15年、確かに町制施行して30年、その節目は節目ですけれども、何かちょっと取ってつけたような、ピン트가ぼけてしまうような気もするんですけれども、町長、この辺についていかがですかね。その辺は、恐らく町長の思いだけではなくて、恐らく相当な議論というものは執行のほうでもされて、決定されたことだと思うんですけれども、その辺の協議の経緯、そしてまた、これは名誉町民にすることによって、住民がどう受け取るかということも様々考えたかと思うんですよ。そういうプロセスの中で、その辺についてどうだったかということをお尋ねしたいと思いますけれども。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 経緯につきましては、当初、本来であれば今年の4月に町制施行30周年記念式典を実施するという形の中で、その前段として、名誉町民の推薦等と一緒に検討させていただいてきたという経緯がございます。そういった中で、3月議会もコロナで進められなかった。また、6月もしかり。年内としては、この9月が最後かなということで、この9月に上程させていただいたという経緯でございます。

大林さんにつきましては、先ほどからもお話しさせていただいているように、町勢発展の功労者ということは誰もが認知することであるかと思えます。そういった中で、今ある町の繁栄を築かれた故大林氏に名誉町民を差し上げたいということで、今回上程させてい

ただいたということでございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど言いましたけれども、町長、名誉町民になるということというのは、名誉町民に対しては次の特別な待遇を与えると言っているんですよ、町が。特別な待遇を与える。それが、町の公の式典への参列と、もしも亡くなったときは、際における弔辞と、恐らく町長が上げるのでしょう。そのほかには、3として、その他町長が必要と認めた待遇という、これだけなんです。特別待遇というものがある、その名誉町民に。それができないという、何か私は、聞こえるんですけど、中身がないものを、もう少しこれ何とか考えられないんですかね。

これで見ますと、令和3年3月15日に条例第2号ということで改正されているんですけども、やるのならやるで、もう少し整えた形のものもできたと思うんですよ。しかし、今ですと、先ほど言ったように、3条のこれだけなんです。

私も、今町の名誉町民条例からいうと、どうも中身の抜けたような、本当に形式だけのものだというふうに思いますよ。その辺も十分に中身を検討する余地はあったのではないかと思いますけれども、皆さんも、名誉町民条例をその人に与えるに当たっては、それなりには議論はしたと思ったんですけども、その中身の議論というものはやっぱりなさらなかったんですかね、その辺はどうなんですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 話合いは町の中で、庁議の中でも話を出したり、また意見交換等をさせていただいた中で、今回に至ったということでございます。

また、本人につきましては、今ある町の繁栄の礎を築いてきたことに対して、やはり感謝の念を表したいという、そういう思いの中で、今回の名誉町民の同意を出させていたということで、ご理解いただきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議ありの声がありますので、採決を行います。

委員会付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数。

よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定されました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号 吉岡町名誉町民の決定についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

日程第23 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岩崎信幸君） 日程第23、同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町教育委員会の委員1名が令和3年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、小出 朗氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりであります。

小出 朗氏は、現在は新潟県妙高市となっておりますが、旧妙高村の出身で、地元の小中学校を卒業後、新潟県立高田工業高等学校に進学し、卒業後はスーパーマーケットを手がける流通会社に勤務されました。その後、当該流通会社のグループ企業の常務取締役や代表取締役社長を歴任され、現在も非常勤取締役を務められております。

また、勤務のご都合により吉岡町に住まわれてからは、地元での信頼も厚く、令和2年

度に寺下地区子ども会育成会の支部長を務められた後、現在は駒寄小学校PTA保健体育部に所属され、地域活動にも積極的に参加されています。

さらに、同氏は人格が高潔であるとともに、小学生の子供を持つ父親としても教育にも熱心で、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

なお、任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年となります。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岩崎信幸君） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。

任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、今成敦子さんです。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

同氏は、大学をご卒業後、小学校の教職員として県内でご活躍されておりました。平成30年3月に定年退職を迎えた後は、今年3月まで町内の小学校に再任用職員として勤務されておりました。長年、児童の教育に携わってきた経験から、教育現場の実情を熟知し、いじめや差別の問題への見識が高く、人権を擁護していく重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員候補者をお願いするものでありますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申されました。

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岩崎信幸君） 日程第25、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、引き続き現任者を候補者に推薦するに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、小林祐司さんです。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

同氏は、中学校の教職員として県内でご活躍されておりました。教師という経験を生かして、平成31年1月1日から現在に至るまで人権擁護委員として地元にご貢献されております。特に、英語やスペイン語などの語学が堪能で、日本に在住する外国人の人権問題には造詣が深く、これまでの経験や実践を生かして人権擁護活動に尽力されている方であり、人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は2期目をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番平形議員。

[11番 平形 薫君発言]

11番（平形 薫君） 先ほども、諮問第1号のときにもあったので、お伺いしようかなと思ったんですけども、人権擁護委員というものは当町に何人いて、そして、その中で女性は何人、何%でもいいんですけども、どのくらいの数になっているのかを教えてください。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在、吉岡町に人権擁護委員の方は6名いらっしゃいます。現在のところ、男性が4名、女性が2名です。今回、新任の方につきましては、女性の方1名、男性と代わって女性の方になるということで、今回の方が法務大臣に委嘱されれば、ちょうど3人、3人、男性、女性が同数になります。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） もう一点聞きたいんですけども、この諮問第1あるいは諮問第2にしても、案の中にあります生年月日を見ますと、昭和32年とか、大体、満64歳ですね。以前もこういうこと、かなりあったんですけども、定年退職が、民間が60歳から65歳、公務員もそうだと思うんですけども、なるにつれて、再任用も含めて大体65歳ぐらいで退職なさっていらっしゃる方が多いということで、六十四、五ぐらいの方が、こういった人権擁護とか、なる方が多いのかなと漠然と思っているんですけども。

この人選をするときに、やはり現役を退職なされた方もいろんな経験に基づいて、識見があるとは判断できるかなと思うんですけども、もう少し若い方がいいですか、女性の数というものは今、半々ということで、納得できた答弁だったんですけども、年齢についてももう少し若い方がいいですか、少なくとも50歳ぐらいの方を、何とかお願いできるような方を、そういう努力をなされているのかどうか。ただ単純に、定年退職して、かなり、何といいですか、余生を過ごしているというか、そういう方をお願いするだけではなくて、60歳ぐらいの方にもお願いするような努力を町はなされているのかどうか。あるいは、そういうふうにしようとしているのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですけども。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） おっしゃるとおり、やっぱりどうしても年齢的に65歳以上の方が多くなってしまいます。これはやはりどうしても仕事をされている方が人権擁護委員さんを務めるに当たって、かなり、やはり時間的な制約、これが物すごくネックになってしまいます。活動内容が本当に各種、様々いろんなことがありますして、なかなか自分で職業を持ちながら、自分の生計を維持しながら人権擁護の活動をするということがかなり困難で、やはりそれが理由で、現職で務めていた方は、ちょっと1期でもう辞めさせてほしいというふうに町にお願いされた経緯が何回も今までもありました。

年齢制限としては、人権擁護委員法上、特に年齢に関する制限はありません。ただし、法務局長と地方の自治体に対する通達がありまして、原則として新人の方であれば65歳以下、もし再任をする場合には75歳未満ということの一応通達でのお願いはされていま

すので、それは厳守するようにしています。

ただ、吉岡町ではやっぱりどうしても65歳未満で見つからなかったときは、68歳未満の方を推薦して委嘱させていただいたという経緯もございます。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は原案のとおり答申されました。

日程第26 請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第26、請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願を議題とします。

請願第3号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ただいま議題となっております請願第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第27 議長報告

議 長（岩崎信幸君） 日程第27、議長報告を行います。

この議長報告は、お手元に配付してありますとおり、群馬県町村議会議長会会長仲澤太郎氏より「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）」を受理したものです。

本議題につきましては、総務産業常任委員会に付託します。

散 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時42分散会

令和3年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和3年9月2日（木曜日）

議事日程 第2号

令和3年9月2日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.4）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日一般質問を行います。

通告のあった8人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

あらかじめ説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力お願いします。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） それでは、議長への通告に基づき一般質問を行います。

コロナの状況厳しくなる中で、いろいろありますが、幾つかに絞って質問して形を取りたいと思います。

まず、ワクチン接種ですけれども、現在の町での集団及び個別接種、そして、町民が受けている県央ワクチン接種センターでの接種の状況に関してお尋ねします。

現在の接種の進行状況ですね。また、ワクチンの供給には問題のないのかも含めて、あと、残余ワクチンの対応状況及び今後の対応方針がどうなっているのかについてお答えを求めます。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今日、明日2日間8名の議員から質問をいただいております。

本日のトップバッターであります富岡議員より、まず、コロナ禍の対応について、ワクチン接種に関して、接種の進行状況ということいただきました。しっかり答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の重症化予防に効果のあるワクチン接種についての進行状況については、4月に65歳以上の高齢者を対象に接種を始めました。当初は、ワクチンの供給は少なく、接種希望者が多かったため予約が取れず、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

その後、ワクチンの供給が安定したことにより、順次接種対象年齢を拡大し、8月10日から12歳以上の全住民が接種対象となっております。

接種の状況については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチンの接種状況についてですが、一応8月31日現在、8月30日までの接種の状況ということになりまして、一応速報値ということでご理解していただきたいのですが、1回目の接種者が接種対象者としては1万3,720人、パーセンテージとすると70.87%、2回の接種者が1万330人、53.36%となります。

なお、国で現在発表していますが、国で発表している数値というのは、人口比ということになりますので、参考までに、全住民での割合としますと、1回目の接種者が62.91%、2回目の接種者が47.36%ということになります。

ワクチンの供給状況についてですが、当初は数が来ていましたが、先ほど答弁したとおり、接種済み者が多くなったことにより、国からの配分の量が少なくなってきております。現状は、来る配分量に合わせて予約枠を確保ということにしておりますので、予約の取れた方というのは、1回目と2回目が取れるというような形で吉岡町では運用をさせていただいております。

残余ワクチンの対応状況についてなんですけど、こちらについては、予約されている住民の方が用事ができたとか、体調不良ということで急遽キャンセルが出た場合の対応ということだと思いますが、接種開始を始めた4月の下旬当初は、民生委員にキャンセル待ちということでご協力をいただきまして、その後民生委員も打たれたということで、保育園の保育士とか職員の方、幼稚園、学童クラブ、あと町立学校の職員、あと社会福祉協議会の職員等々に拡大していきまして、大体埋まり切ってしまいましたので、現在役場の職員がすぐ近くにいますので、すぐ対応していただけるというような形になっております。

今後についてなんですけれども、役場の職員ももうほぼキャンセル待ち対応というのがもう少なくなってきたものですから、今月20日の広報で一応周知しまして、一般町民の方からも募ろうかなというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） かなり頑張って進めていただいたみたいで、非常にいい状況が続いていくのかなという期待はあるんですけども、その中で、新聞記事などでも見かけますが、いろいろな理由をもって受けなかった方、もしくは受けられなかった方というのがたくさんいると思うんですけども、その方々についてのアフターフォローというか、そういうことについては、どのような考えにあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 未接種のフォローということなのですが、現状につきましては、町で接種をしていない人というのは把握はできますので、例えば今度また接種の予約を開始するんですが、その開始をするたびに未接種の人全員に通知を出して、現在は一応接種を促しております。

今後につきましては、ある程度希望する方というのが打ち終わると思いますので、そうなりましたら、また新たに郵送でアプローチをしたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 分かりました。

それもあるんですけども、やはり打たなかった人に対する差別とか、そういうのがないように配慮もきちんとしていただければと思います。

次にいきます。

12歳以上の接種がスタートしています。学校での感染とかクラスター発生のリスクとかいうのを考えると、この12歳以上の接種というのは少しでも早く進める必要があると。12歳以上の児童生徒の優先枠を設ける自治体も出てきているのはご存じだと思うんですけども、そんな中で、12歳以上17歳以下の接種状況と、この今後の方針はどうなっているのかという部分。それと、特に受験を考えると、中3生とか高3生の希望者は、早期に、少なくとも年内には終えておく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、こちらに関して、町の見解どうなっているのかについて、併せてお答えいただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 18歳未満の接種状況についてなんですが、現在のデータとして町内の医療機関で受けた方と、あと集団接種で受けた方の数字でしか現状把握できませんので、町外の医療機関で受けた子供たちの数字というのは入っていないので、ちょっと数字

的には若干ずれますので、その辺はご了承ください。

先ほどと同じで、8月31日現在、8月30日までの接種ということで、速報値とすると156人、18歳以下の接種対象者の比率とすると10.73%。この先予約済みの子供たちもいますので、予約済みの子供たちが全員接種をしたと仮定すると、324人になりまして、比率として22.29%ということになります。

ご質問の高3と中3の接種についてなんですけど、現在接種予約状況が8月23日に開始したのが直近なんですけど、その直近で始めた予約につきましては、接種予約が早めに終了してしまったということがありまして、現在医師会と調整をしまして、集団接種を新たに9月と10月に実施する運びとなりました。

こちらの予約を今月始めるんですけど、始めるに当たりまして、18歳未満と現在問題になっています妊婦さんですね。妊婦とその家族の予約に関しまして、一般の人と開始日をずらして前倒しして、予約を取りやすくするような対応をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会といたしましては、ワクチン接種はあくまでも強制されて行くものではなく、本人の意思と保護者の同意を基に行う希望接種でありますので、対象となる児童生徒においても予防接種による感染症の予防効果や副反応のリスク等についてご家族で十分話し合い、判断していただくものと考えております。

学校におきましては、子供たちに対しワクチン接種は強制ではないということ、そして、身体的な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいるということを伝え、接種を受ける、あるいは受けないという理由で人を傷つけたり、傷つけられたりしないよう指導をしているところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうすると、この12歳以上18歳未満の接種というのは、町のほうで大分進めていける考えがあるから、例えば中3生、高3生の接種というのを重点的に進めていかなくても対応ができるという考えでいるという形でのうですね。分かりました。

それでは、町職員の接種今出てきましたけれども、残余ワクチンの中で接種も進んでいるという部分で聞きましたけれども、その接種に関してお尋ねします。

窓口対応とか個別訪問、集団接種対応とか、今度選挙もありますし、そんな中で感染リスクがありますので、感染すると業務に深刻なダメージが出ることは当然予想されるわけです。なので、もちろんこれも希望者に対してなんですけれども、できるだけ早い接種が

必要と考えるわけですが、これまでの町の対応状況と今後の方針についてお答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町職員へのワクチン接種に関して申し上げます。

町職員に対しては、職域接種が始まった6月下旬に強制するものではないが、事業所として役場内の感染防止やコロナ禍収束に向けて集団免疫を獲得する上で、職員が町民の範となる観点からも、早期に接種をするよう依頼をしておるところでございます。現在も日々接種が進んでいるところでございます。

具体的な接種の人数に関しましては、事情により接種できない人もいる可能性があるため、個別の調査等を行っておりませんが、少なくとも半数以上の職員が1回目の接種が済んでいるものと認識しております。

先ほども話にありましたけれども、一般の方のキャンセル枠の中で職員の中から希望者を募って順次対応をしているような状況でもございます。

また、教育委員会の事務局の職員で学校関係者は、可能な限り先行して接種を受けてもらったため、現在まで多くの職員が2回目の接種を終えている状況でございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 引き続きしっかり進めていただきたいと思います。

次、ワクチン接種に関する情報提供に関してお尋ねします。

近隣自治体の対応状況は、新聞などで結構早く知ることができたんですけども、町の対応状況がなかなか伝わらないとか、遅れているという感じがやはりしました。

実際65歳以下の接種券の発送とかもすごく早い状況で、例えば県央のセンターで接種した町民の方多かったと思うわけでありまして、実際かなり頑張ったなという評価は現時点でできるんですけども、そのときそのとき、例えば6月の時点、7月の時点だったらすごく遅れているなという形で思ったわけなんです。ですので、もっと議会とか町民への情報提供をより丁寧に行っていただきたいと思うんですけども、こちらに関してどのようなお考えなんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町としてワクチン接種の予約枠の確保とか、予約の開始情報については、現状広報紙、每户配布、ホームページなどを通じて発信していたところですが、伝

わらない、遅れているということでご迷惑をおかけしました。今回ワクチン接種については、情報発信やあと予約方法など、ご迷惑や混乱をおかけしました。

今回の反省点を踏まえ、今後改善していきたいと考えているところです。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） この部分というのは、健康子育て課の問題というより、むしろ広報広聴の部分、インフォメーション関係の課題なんじゃないかなという形で認識しています。

そんな中、ワクチン接種をはじめとするこのコロナ関係のホームページの情報、その前に、広報もう出たんですけども、8月の広報が出てから、配られてから分かる話で、それだともう遅いかなと。頑張ったんだねじゃなくて、今不安なので、もっと早く知らせしてほしい。そういう部分で、ホームページって非常に重要な役割を果たしているんじゃないかと思うんですけども、今見ても、何が緊急なのか、何が最新情報なのか、最新情報をクリックしても、え、どこがこれ最新情報なんですかというような状況が続いていて、それを指摘されながら、1年たっても改善が進んでいないわけなんです。これはなぜなんでしょうか。

あと、町からの情報提供として、やっぱり早いのはラインとかフェイスブックとかツイッターとか使って、つまりSNSの活用をするとより早く伝わるんじゃないかという部分で指摘もしていますし、当然ご理解もいただいている答弁がありながら、なぜ進んでいないのか。こちらについてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） ホームページに関しましては、広報と並ぶ町の情報ソースの一翼として、できるだけ多くの情報を掲載しつつ、誰もが見やすく、かつ分かりやすくを第一に考え、作成してまいりました。

今回議員ご指摘のとおり、トップページに掲載されている緊急情報では、現在新型コロナウイルス感染症に関するお知らせが掲載されておりますが、コロナ関連情報が非常に多岐にわたっているため、当初から分野別に閲覧できるように構成しております。

そのため、時系列的な情報提供に至っておりません。町民の方は、もちろん情報取得したい方といたしましては、町の様々な実施事業のうち、何が最新情報なのか、また、時系列的な町の対応策等がどのようになっているかが重要な要素であると考えられます。

今後そのような点を少しでも改善できるよう、構成を見直してまいります。

また、情報提供の手段の1つとして、SNS、議員おっしゃったとおり、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブ、ラインなどございますが、それに関しましても現在導入

に向けて運用方法も含め、検討して進めている状況でございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） いや、やっぱり1年たって、これよく堂々巡りになってしまうんだけど、1年たって検討していない、検討をまたするという言葉がこの一般質問で出てきちゃうわけなんです。やっぱりそこはよくないと思います。

これは、予算の審査の中でも指摘して、担当の室長がこれはまずいという形で認識してもらったはずなんですよ。そういう答弁もいただいていたので、それで、これから検討していきますだったら、ちょっとやばいんじゃないですか。

皆さん不安に思っている中なので、そういう部分ももっとしっかりしてほしいと。

この町のインフォメーション関係というのは、本来町民のためにもっと手を入れるべきではないかと思うんですけれども、この情報提供での改善に関する町としての見解はどのようなものなのかお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご指摘にもありますが、情報提供としては、広報などの紙ベースを基本としたものはもちろん、今後デジタル化が推進されていく中で、町の情報提供の在り方と進め方は、未来に向けて町が取り組むべき重要項目として捉えております。

今後ホームページの改善も含めて、できる限り情報を分かりやすく、かつ、誰もが気軽に取得できるよう、様々なツールを活用しながら進めていければと考えております。

また、今回の補正予算等でも対応をすぐできるように、ホームページの改善等については早急に取り組まさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 早急に取り組んでいただきます。今回の補正でも改修予算が計上されているので、その中でそれこそ進めていただけるようということで、期待したいと思います。

情報部門というのは、非常に重要なセクションなんだと、もう非常に要である場所であるという認識を強く持っていただけたらと思っています。

次、保健師に関してなんですけれども、今回の町の集団接種に関わるスタッフとしての保健師の配置なんですけれども、今回改めて会計年度任用職員ですか、募集をかけて、その人を配置しているんじゃないかと思うんですけれども、その配置状況と具体的な業務内容、また、町職員の保健師が接種業務にある程度関わったんじゃないかと思うんですけれども、その状況、どのような形で関わったのかについて説明いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 集団接種の保健師の業務内容についてなんですが、現状保健師につきましては、私どもの健康子育て課と介護福祉課のほう、それと健康子育て課のほうで会計年度任用職員の保健師がいます、この人数で集団接種をしているわけですが、当日の集団接種当日につきましては、保健師のその日の勤務状況により若干ずれはありますが、まず、受付をして、予診票のチェックを行います。ここで職員の保健師2名と会計年度の保健師1名で行います。その後接種に入るわけですが、接種のところで接種補助ということで保健師が1名、接種後に15分間待つというところがありますので、その経過観察のところに職員の保健師が1名、それと、全体の総括ということで、管理職の保健師が1名というところで集団接種を行っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 本来2人で会計年度任用職員でというのが1人だったという部分もあります。本来正規職員で雇っておけばよかったのじゃないかと町長に一回お尋ねしたこともあるんですけど、実際接種の中でその方だけでなく、やはり今出てきた接種補助とか予診票のチェックとかでかなり保健師の職員を動員しなきゃいけないという部分があったと思うんですよ。

それだけでなく人口増、子供の増、高齢化が進む、また、そういうところで業務が進んでいく中で、このような形でのコロナ対応がまだまだ続く中で、やはり保健師の正規採用も今まで以上に進めていくべきだと思いますし、皆さんご存じのとおりだと思うんですけども、県が保健師採用に社会人枠を設けています。今言いましたように、コロナ禍で関連業務が増える中で、吉岡町も社会人枠で即戦力となる経験者を積極採用していくべきなんじゃないかと考えるんですけども、人事担当もしくは町長の見解としていかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、保健師の採用について申し上げます。

現在保健師採用の正規職員は11名となっていますが、議員ご指摘のとおり、人口増加、高齢化の進展、業務の多様化などに対応するためにこの10年間で8名を新規採用し、増員を図っております。

確かに新型コロナ対応のため業務が増加している状況ではございますが、育休や産休で休んでいる職員が複数名おまして、これらの職員が全員復帰した場合のことも考慮して

配置を行っていく必要もありますので、今後とも業務の増加や多様化を見極めながら適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

また、経験者の採用に関しましては、この10年間の新規採用者8名中、保健師または看護師の勤務経験者が6名で、新卒者が2名でありまして、経験者の採用割合は高い状況となっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ただ、年齢的な制限というのが例えば30代、40代でも採用できるような形になっているのかというのがあるわけですよね。それと、保健師の数が8増という形で、その中で、今育休、産休という部分は出てきていますけれども、やはりこれは、職種的に女性の方が多い仕事でもありますが、キャリアの中でやはり出産、育児に対応する年数というのがそれなりに長い期間がありますので、それを要素として考えるんだっとなんですよ。

出産で人数が減ってしまうかもしれない。また終わったら増えてくるかもしれないと言いますが、時期がたったらまた出産、子育てということが入ってくることもあり得るわけなので、もう一度言いますが、それが何度もずっとその期間発生するんだというつもりでの採用枠を考えてください。

次いきます。

コロナ関連に関わる町からの支援ということで、保育園、幼稚園、学童クラブの取組に関してお尋ねします。

スタッフの方々大変厳しい状況の中で子供たちのため本当に身を張って頑張ってくださいているわけなんです。今回元気応援券ですか。前回は保育士さん等に配布いただいたのは知っていますが、今回もしていただけないかという部分でお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年10月に実施したよしおか地域応援券、商品券の配布については、学校の休校要請が行われましたが、保育園、学童クラブは休業要請が行われませんでした。そのため、職員に対し感謝の気持ちを伝えるとともに、その労苦に対する感謝の形として配布させていただきました。

今回につきましては、学校の休校要請は出ていないということなど勘案して、現時点の配布は考えておりません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 成果報告を見ると、前回212人ですか。これ、3,000円で掛けたら63万6,000円で、つまり70万円あればできるというので、そんなしょっぱいこと言わずに、やっぱりやっていただきたいなど。このくらいの予算使ってやっぱりすごく厳しい状況でいると。午前中からの対応はなくなりましたが、感染への配慮というのは、もう前よりもっと厳しい状況にあるので、そういう部分、きちんと考えていっていただければと思います。

堂々巡りになってしまうので、もう次にいきます。

次、業務負担の軽減に関してお尋ねします。

感染防止対応などで業務の負担が増えています。保育園に関しても。混雑する送迎時の感染防止に対しての配慮も必要な中で、保育園とか学童クラブも事務のICT化を進めるべきなのではないかと。これ一度町としてはいかがでしょうか。

今回皆さんもご存じ、園児が車に閉じ込められて亡くなられたこともあります。あれもいろいろ問題あると思うんですけども、こういうシステムがあれば、欠席とか保育の状況とかも全部クラウド上で管理されて、保護者も分かる。例えば園長、主任保育士も保育園のスタッフの皆さんも全員状況が共有できるようなシステムがあるわけですから、こういうものが国からの補助金も出ていることですし、その中でしっかり対応していただきたいと思うんですけども、こちらに関してどのようなお考えにありますか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 保育園、学童クラブにおけるICT化についてですが、保育士や指導員の業務負担を軽減することだけでなく、職員同士の情報共有が図られることや欠席、遅刻、緊急連絡など、保護者の利便性も向上することから、導入し、利便性を高めることができます。

ただ、保育現場では保護者への連絡対応や出欠記録、保育日誌、お便りなど、まだ手書きで行っているところが多くあるようです。

ICT化を進めることにより、保育士や指導員の事務負担を軽減することができ、本来業務に専念できる時間を確保することが可能となります。

実際に保育園にお話を伺ったところ、「やはり将来的には導入が必要でないかと思う」「今後理事会などで問題提起をしたい」とおっしゃっていました。

町としては、保育園の運営主体である社会福祉法人や認定こども園、幼稚園の意向を確認しながら、導入を希望する園については支援をしていきたいと考えております。

また、学童クラブについても従事している指導員のご意見を聞きながら導入の可否について検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） これ同じような質問3回目でしたっけ。そのときそのときまた状況もいろいろ変わってきて、最初はやはりそういうパソコンに対する抵抗感、それがだんだんなくなってきて、さらに今コロナの中で少しでも業務を減らそうという部分がありますので、デモとかしながら、実際どうですかとカタログ見せるだけじゃなくて、こういう形ですよというのを知るような形を取れば、その会社の動画を見せるとか、そういう対応をしていくべきじゃないかと思います。

次、教育関連の課題に関してお尋ねします。

コロナ禍による子供の成長、発達や心身の影響に関してという部分でお尋ねしていきます。

教育のところも日々状況が変化していく中で、休校とか分散登校とか、校内の感染防止についても気になるところなんですけれども、休校については、判断基準のガイドラインが文科省で示されているというので、それを基に教育委員会としては、慎重に学校と協議して慎重に判断していただいて、感染防止も今まで以上に厳しい状況にあるので、引き続き丁寧に取り組んでいただければと思うんですけれども、今回はこの子供の発達や心身の影響という部分にちょっと絞ってテーマ取り上げていきたいと思います。

青少年の体験活動等に対する意識調査とか、日本財団などの調査の結果を見ると、学校行事というのは、子供たちの成長、発達にとって大変な重要な取組と考えます。

この成長、発達という部分で、ご存じだと思いますけれども、非認知能力というのがありますよね。意欲や社会性、自己制御といった学力以外の心の育ちであり、このようなブーカとか呼ばれている時代の中で、教育長もよく言われていますよ。これからの社会を生き抜く力、これが非認知能力という部分で非常に重要なんだなと私も思うわけなんですけれども、これコロナ禍の縮小、コロナ禍でいろいろなものが行事とか縮小されていく中で、子供へのそういう心の成長、発達にある程度、かなりの影響があったんじゃないかと思うんですけれども、こちらに関して、教育長はどのような見解にあり、こちらについてどのように対応するお考えなのかという部分。

あと、コロナ禍の中で生活環境の大きな変化があります。休校や学校での様々な制限がある中で、子供の心身への影響が多大にあったのではないかと思います。

文科省によると、本年の1月から6月の自殺が昨年203人に比べてもう234と、かなり大きい数字が出てきたわけなんですよね。こういう数字もありますし、ぜひきちんと丁寧な対応を進めていただきたいと思うんですけれども、こちらに関する調査、対応はどうなっているのかについてもお答えいただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 新型コロナウイルス感染症から子供たち、教職員を守るため、学校の教育活動を制約せざるを得ない状況が1年半以上続いております。

修学旅行や宿泊体験活動が昨年度中止になったり、また、今年度の検討の中で日帰り実施になる予定がある中で、校外での体験活動が縮減されるとともに、学校内や地域で行われてきた様々な交流学习も中止になっております。

これまで長い年月をかけ地域の人、様々な立場の人など、学校外の人との交流を通した学び、思い切り体を動かしたり歌ったりすること、子供たちが楽しみにしている行事など、充実させてきた学校の教育活動が制限されたことは、ただいま富岡議員がご指摘のとおり、コロナ禍により子供の心や体へ何らかの影響が生じているだろうというふうに考えます。

学校では、これまでも子供たちの実態や各行事の意義を踏まえながら、何ができるか、いっとうすればできるかという視点で様々な教育活動を工夫してきました。

今後もよい人間関係をつくる力、コミュニケーション能力、他人を思いやる力、責任ある意思決定をする力など、非認知能力を教職員が力を合わせて実現可能な授業や活動を通して育てていくことが大切であると考えています。

なお、吉岡町独自で改めて心身への影響を統計的に測るような調査等を行う予定はございませんが、教職員は、日常の挨拶や授業の様子、定期的実施するアンケートなどを通して一人一人の内面を観察しようと努めております。

教育委員会としても、子供はもちろん、保護者からの相談に十分に応じられるよう、スクールカウンセラーの相談可能時間を増やす体制を整えるなどの対応をしているところであります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちょっとさっきの今の質問と重なる部分もあるかもしれませんが、5年生の宿泊体験とか修学旅行という部分、こういう部分を改めてお尋ねしますけれども、教育的位置づけというのはどういうものなのか。

また、実施の重要性について教育長はどのような見解をお持ちなのか、改めてお尋ねするとともに、大事な宿泊体験とか、そういう行事、その学年で行えなくても、次の学年で行えるようなフォローはできないのかという部分。

あと、昨日保護者への通知が出ていたんですけれども、もう修学旅行とかの日程、実施が出ちゃっているわけなんです。だけれども、もうコロナでどうなるか分からないわけですね。例えば修学旅行が11月1日、2日で予定されているという連絡来ているんで

すけれども、まだ分からないじゃないですか。だから、これは、延期も当然検討範囲に、検討しながら、やはり3月までぎりぎり、中学生は今回中止になって残念なところでありますけれども、受験等ないので、小学校はぎりぎりまでこういう部分、子供たちのためにこういう校外学習とか修学旅行、ぎりぎりまで考えていただきたいと思うわけなんですけれども、こちらについて教育長どのお考えでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、宿泊体験や修学旅行の教育的位置づけ、重要性、実施の可能性についてですが、これらの活動は学習指導要領にまず学校行事として位置づけられております。学校行事の目標は、全校または学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養うこと、そして、宿泊体験や修学旅行などは、その中の遠足、集团的行事として位置づけられており、その内容は自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすることと定められております。

これらの活動は、児童生徒本人たちにとっても大変魅力があり、楽しく充実した学校生活を送る上でも大きな役割を果たしています。

集団活動を通して教師と児童生徒、また児童生徒相互の人的触れ合いを深め、楽しい思い出をつくる。互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てる大変重要な機会でもあります。

集団の一員としての役割を果たすことで育つ自己存在感、自己有用感、自分への自信を高めるとともに、自己実現を図る貴重な体験になると捉えており、これらの行事の持つ重要性は、大変高いものであると考えております。

コロナ禍において泊を伴う体験活動は、その実施について慎重にならざるを得ません。それでもどうすればできるかを模索し、実施を延期する、実施方法を変える、行き先を変更するなど、できる限りの方策を考え、子供たちの一生にとって貴重な体験の1つであるこれらの活動を感染リスクを下げながら実施できるよう、日々ぎりぎりの調整を行っている状況です。

また、ただいま予定が明示されたというお話がございましたが、私の考えるところでは、それはあくまでも現在の時点での予定であり、もしそこで実施ができない場合には、また今申し上げたような条件を考えながら、延期等、実施方法を変えるなどの対応を学校は取るというふうに捉えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) ご存じのとおり、ただの行事じゃないんだよという部分ですよね。この子供たちの成長にとってとても必要なものであるという認識で、ぎりぎりまで何とか頑張っていたいただければと思います。

次、心への影響に関する調査なんですけれども、例えば今1人1台のパソコンが渡っている中で、アンケート調査等は比較的簡単に行えるのではないかと思うんですけれども、こちらに関する教育委員会としての見解はいかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 明治小学校では1学期の後半から端末を利用した清潔検査やいじめアンケートが始まっており、他校においてもこのような端末を利用したアンケートの実施等について検討をしているところでございます。

心への影響に関する調査等においては、この仕組みを利用して実施することも可能であると思われまますので、今後の感染状況に応じ、端末の有効活用という観点からも検討していきたいと考えています。

議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) これ文科省からの通知もあるし、先進事例も出ているので、資料を見ればどうしたらいいか分かると思うので、できるだけ早く進めていただければと思います。

次、口腔衛生の話をしたんですけれども、したかったんですけれども、その次で予定していた室温、教室内の室温管理なんですけれども、これは、平成30年4月に改正された環境衛生基準というのがありまして、その中で教室の室温は28℃と定められているんですよ。これ、本町の小学校の教室の室温は、この基準を基に管理されているのか。

もう一つ、この基準改正の中で、留意事項というのがありまして、室温のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒の健康状態を観察した上で判断するという留意事項があります。この留意事項に照らし合わせて、留意事項に対してどのように捉えて、それを現場にどのような形でこの留意事項についてこうしてくださいと指示を出しているのかお伺いしたいと思います。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 改正された学校環境衛生基準の中で、学校の教室等の温度については、17℃以上28℃以下が望ましいと記載されております。

教室内の体感温度は、当日の湿度や外気温、天候等によって左右されることもあります

が、各学校ではこの基準を基に児童生徒の様子を見ながら冷房や暖房の設定を調整している状況です。

また、新型コロナ禍におきましては、感染症の拡大防止の観点から、教室や校舎内の換気が必須となっております。換気をしながらの冷暖房となるため、空調の効率は低下してしまいますが、環境基準に望ましいとされている室温を保持することを優先し、学校では児童生徒、教職員の健康保持に努めるよう指示しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。引き続き留意して取り組んでいただきたいと思います。

次、教育のICT化に関してなんですけれども、この中で今問題になっているのは、持ち帰らせるときの子供、端末に対する個人情報の保護の問題、あとは、教員の指導力についての課題というのは、これ指摘されているんですけれども、現時点で教育委員会ではこちらに対してどのような取組をされているのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 小中学校での端末の持ち帰り等、家庭学習の活用、それと個人情報保護に関する質問ということでよろしいですかね。

吉岡町では、昨年度から端末の有効活用と情報リテラシー育成を進める観点を重視し、端末の持ち帰りを実施しております。個人情報の保護についてですが、吉岡町で導入した端末はクロームブックでありまして、これは基本的に端末本体に児童生徒個人が作成したデータが保存されない仕組みとなっております。また、フィルタリングの機能及び各種アプリケーション等のダウンロード、メールの使用等にも制限がかけてあり、個人情報保護のための対策は高い状態で維持していると考えております。

吉岡町では昨年度から学習支援ソフトを導入しており、既に活用が開始されております。家庭においては、宿題のほかに学習支援ソフトを活用し、自主学習に取り組んでいるお子さんもいますし、中には試行的に学習支援ソフトを活用した宿題を出しているクラスもあると聞いております。

町教育委員会では、このような対応を継続しつつ、各学校でのICTの活用に係る取組等により、ICT化全般に対する教職員のスキル向上を図っていきたいと考えております。

また、個人情報の関係ですが、町教育委員会では端末を貸し出す際に授業や家庭学習等で利用したデータ等をクラウドサービスに保存することで、学校でも家庭でも中学校卒業するまでデータを利用できることや、使っているパソコンが第三者からの無断侵入やネット社会での危険な使われ方から守られるためのメリットがあることなどをご家庭にお伝え

し、情報端末等貸出申請書とは別に、クラウドサービス利用のための保護者同意書の提出をいただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。

それで、個人情報の部分についても夏休みの家庭の学習というのも進められているような形なんですけれども、7月17日の上毛新聞記事で、1人1台の端末により遠隔授業の本格実施が可能な市町村というところがありまして、これに吉岡町が含まれていないんですよ。かなり先進的な取組をしているんじゃないのかなと思っていた吉岡町がなぜ含まれていなかったのか。記事を見ると、一体教育委員会何をしているんだという話になると思うんですけども、具体的にどのようなアンケートが来て、どのようにお答えになったのかご説明いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新聞社からは、「現時点で新型コロナウイルスの感染が地域で急拡大し、休校になった場合、本格的な遠隔授業は行える状態ですか」といったアンケートが来ましたので、「対面での健康状態の確認後ドリル学習などを実施し、その後振り返りを行うことは各学校とも可能ですが、本格的な遠隔授業となるとまだ準備不足かと思えます」と回答させていただきました。

このように回答した理由としては、まず、実際にその取組について運用テストを行っていなかったこと、そして、吉岡町では本格的なオンライン授業を1単位時間自宅にいる子供たちが端末の画面を見ながら教室にいる先生と会話や質問をするなど、双方向でのやり取りをしながら学習を先に進めていく授業で、1日3こまから4こま程度実施できることと捉えていたことから、小学校低学年生の発達の段階等を考慮した場合、この条件をクリアするためにはまだ児童や家庭とともにその準備が整っていない段階にあるとの判断によるものであり、このあたりの捉え方の違いが新聞社やほかの自治体との認識の差異につながってしまったと考えております。

その結果、町民の皆様疑問を持たれてしまったことについては、率直に反省しているところであり、今後こういった取材等については、より慎重に対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） この本格的な授業ができるかどうかの判断基準って対面でビデオ映してい

まして、授業のやつを撮影しながらやっていると、そういう話じゃなくて、何を基準に考えるかと思ったら、やっぱり国の基準なんじゃないですか。文科省が通知を出していて、特例の授業認める条件というのが、それはご存じだと思います。私も前回一般質問しているので、これを満たしていれば吉岡町は、本格的な遠隔授業をできると判断してよかったんじゃないんですかという話ですよ。

ですので、端末利用に関しては、県でも実際トップクラスの水準にあると思います。遠隔授業の本格実施というのは、そういう面で、国の基準でいけば可能なんじゃないかと思うので、そんな中で、より一層の充実に取り組んでいただきたいと思うとともに、今先ほど指摘しましたとおり、新聞のままだと吉岡町は議会の協力、これだけ議会協力してやっている割に進んでいないのじゃないかという判断になってしまうわけです。

なので、念を押して言いますけれども、議会はもちろん、保護者とか町民への情報提供の在り方、これをしっかり見直すべきだと思います。こちらに関して、教育長どのような見解お持ちでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 吉岡町では町長のリーダーシップ、また、ただいま富岡議員の話にもありましたように、議会の皆様の理解、協力により、ICT環境を早期に整え、各学校ではその効果的活用について研修と実践を積んでおります。

6月にはスマートシティ構想の一環でデジタル化に力を入れている前橋市の学校ICT教育推進を中核的に担う担当者複数吉岡町の先進実践事例を学ぶために本町の学校を視察に訪れました。

また、群馬県のほとんどの学校が導入している大手の民間教育支援ソフト会社も早期に、かつ若い先生からベテランの先生まで効果的に活用している先進校として、町内小学校に着目し、その会社が主催する研修会の中で吉岡町の先生方の生の声を紹介したいという依頼もあり、先月快くその取材に応じました。

さらに、群馬県知事が主催する群馬県総合教育会議を吉岡町で実施したいという依頼もございました。知事をはじめ、県教育長、教育委員、県教委事務局幹部が本町のH i B A L Iプランに着目し、学校が授業で日常的にICTを活用している様子を参観し、その様子を基にプログラミング教育アドバイザーの松田 孝氏、また、私山口が入って、ICTの学校利用についての意見交換をし、県の教育施策の発展に寄与しようとするもので、これについても快諾をいたしたところです。

当初、8月30日月曜日に開催する予定でしたが、あいにく緊急事態宣言が発令されてしまい、延期となってしまいました。

このような客観的事実からも、吉岡町のICTの学校での活用状況は、他の自治体や推進役である群馬県の参考になるような取組になっていると捉えております。

これらのことは、学校が日々地道に進めている教育活動であり、今後学校公開や教育研究発表会等が学校を会場に行われるようになれば、このような場を議会の皆様にも情報提供の機会として、子供の活躍する姿とともにご覧いただけるものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 引き続きというか、今まで以上に丁寧にやっていただければと思います。

次、中学校の制服に関してということで、ちょっと話題を変えてお尋ねしたいと思います。

今いろいろ新聞等でご存じだと思うんですけども、九州のほうとか、あと埼玉のほうとかで進んでいるんですけども、女子制服でスラックスを認めている自治体中学校増えているんですよ。4人に1人がスラックスを選択できることを希望しているという大手制服会社の調査結果もあります。

吉岡中学でも選択できるように、新学期とかでは登下校や行事、式典でこのスラックスの着用ができるよう、早急に進めていただければと思うんですけども、教育長として見解いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では令和2年度から女子のスラックスも制服としております。このことについては、入学説明会の場などでスカート、スラックス、どちらも制服として注文も着用も可能であることを説明しており、今年度においては、既にスラックスを着用している生徒もいる状況となっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 私の知っている限りでは、どちらの制服を着用しても構わないという部分で聞いているんですけども、この女子には制服はあるという形でいいんですね。その制服がもう用意されていて、中学校に上がるときにもうスラックスをはきたいという希望があればオーケーということなんですね。

私の聞いている情報じゃ、まだ認められていないという話で聞いているんですけども、実は認めているという形でいいんですね。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 中学校では、昨年度の学校運用の中でそういった方向性を決定しているということになります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 周知していますか。どのような形で周知していますか。保護者メールで6年生に周知しましたか。インターネットで示しただけですか。その辺について説明してください。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほども答弁させていただいたとおり、今年の今年度の入学説明会の場で中学校のほうから Slack が可能だという話をさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ということは、じゃ保護者が理解していて、既に着用が始まっているという形で理解してよろしいんですね。分かりました。

あと5分しかないですけれども、通学路の安全対策に関してという部分で、6月28日に八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込んで5人が亡くなったという事故があります。この八街市なんですけれども、皆さんご存じのとおり、都市計画法による区域区分がされていない非線引き自治体ですね。幹線道路が通っていく中で、ミニ開発で住宅地が増える一方で、交通インフラが追いついていないという現状があって、しかも抜け道を車がひっきりなしに走っていつている。そんな中で、5年前にもこの八街では通学路で子供がトラックにはねられているという状況があるわけで、これって吉岡町の現状、この非線引き自治体であって、大きいバイパスが何本も通って、その間が抜け道となっているという、非常に似ている状況なんですよね。

なんですけれども、同じように、この抜け道がいっぱいあって、そこも子供のすぐ脇を自動車が、トラックが通り抜けていく中であるんですけれども、道路拡張などの対策はあまり進んでいないと感じています。

あと、大雨も発生し、この間は警報も出ましたけれども、町内冠水しやすい場所が幾つもあるわけなんですよね。一部私の知っている通学路は、もう歩道に水があふれちゃって、川の中を子供たちが通学しているんですよ。

このように、通学路の安全面で大きな課題があると思っています。なので、改善に対して全力で取り組んでいただきたいわけなんですけれども、今回安全プログラムもあることも知っています。文科省、国交省、警察からの通知もあると思うので、今回の補正で

ある程度の対策もあるのかもしれないんですけども、この際徹底的な洗い出しと早急、かつ十分な対策を本気になって進めていただきたいと思いますんですけども、こちらに対してどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路の安全対策につきましては、通学路や通学路交通安全プログラムに基づき、県渋川警察署や県渋川土木事務所など、関係機関と関係部局による合同点検の結果を受け、必要な対策案を検討し、対策工事を講じているところでございます。

議員のご指摘のとおり、千葉県八街市での痛ましい事故を契機に、文科省や国交省からは学校関係者、道路管理者、警察等による通学路の緊急合同点検を実施するよう通知されたところでございます。

この件に関しまして、点検結果を踏まえた安全対策を早急に対応していきたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 文科省や国交省等からの通知を踏まえ、町教育委員会では現在各学校に対して見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い場所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民から市町村への改善要望があった箇所という観点から、危険箇所をリストアップし、町教育委員会へ報告するよう指示をしております。

今後の流れとしましては、学校から挙げられた危険箇所を町教育委員会で取りまとめた上で、9月中旬までに建設課へ報告し、その後学校、道路管理者、地元警察署による合同点検が実施されることとなります。

なお、今回は臨時的ではありますが、この取組がより効果的に作用するよう、吉岡中学校に対しても中学生目線での通学時の危険箇所の情報収集も併せて行うよう要請しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 話、中学校まで安全プログラムが広がっているというのは分かるんですけども、そこもいいことだと思うんですけども、今までの段階では足りないという話ですよね。だから、より見て行ってほしいという感じ。

例えば宮東の交差点で結構ヒヤリハットが続いている話というのは、教育委員会が上がっていますか。安全部局が上がっていますか。その地域の方々がボランティアで出てきてもらっているんですけども、そういう中で、危ないよという話が出ているんですよ。多分伝わっていないと思うんですよ。

そういう部分について、よりしっかり拾い上げていかないといけないんじゃないですかという話です。

あと、ご存じのとおり、駒寄の交差点、ここは今冠水しちゃっています。雨が降るとすぐ冠水しちゃって、ここは交差点のところまで50キロ制限で坂下って行ってそのままいくわけですよ。その先さらに坂道になっていくわけですよ。こんな中で、交差点とか通学路でタンクローリーひっくり返ったら大変なことになっちゃうわけですよ。

だから、こういう部分は、交差点と周辺の安全対策はもちろんですね。ここは迂回とか通行制限とかまで考えて、しっかり取り組んでいただきたいと。これ何かあったじゃ済まないんですよ。予算もあると思うけれども、迂回路ですよ。肝腎なのは。そういう気持ちで取り組んでいかないといけないんじゃないですか。どうでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校で万が一大雨等で冠水の状況が起こった場合には、その情報をしっかりと把握した上で、子供たちに指導をして帰すようにしております。

あと、必要に応じて保護者の迎えをお願いしていく場合もあると考えております。

基本的には、子供たちの危険回避能力、ここを育てることがとても大事かというふうに思っています。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場候補地選定について。

（1）最終処分場候補地選定について伺います。

委員会設立の目的について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 最終処分場候補地選定委員会の委員会設立の目的について質問いただきました。

吉岡町のごみ処理事業は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の構成市町村の共同処理として実施されております。そして、現在の一般廃棄物最終処分場は、渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場で埋立てを行っております。

今後の一般廃棄物最終処分場の用地確保について、組合構成市町村による協定が締結され、次回の用地選定が吉岡町になることから、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会を設置したもので、設置の目的につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合へ吉岡町地内における最終処分場の候補地を選定し、報告するに当たり、専門的知見や町内の客観的な意見を求めるため、委員会を設置したものでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 選定委員公募の告知方法について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 選定委員会の公募による委員につきましては、町の広報よしおか10月号、町ホームページにて、令和2年10月2日から令和2年10月26日までの間募集の告知を実施しました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） その結果、何人の応募があったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 応募いただいた人数になりますが、2名になります。

この2名の方につきまして、委員会委員のほうに委嘱させていただきました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 2人しか応募がなかったということで、これでは広く委員を公募したと言えるんですか。お答えください。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらのほうにつきましては、こちらの公募の委員につきましては、附属機関の委員の公募の要件等を満たすということで、2週間以上広報ですとか、ホームページのほうで募集のほうをさせていただきまして、こちらの2名の方が応募があったということをお願いしたという形になります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 私が聞いているのは、広く公募したのかどうか。それによって、2人しか応募がなかったのであれば、その後なぜ追加の募集とか手だてを取らなかったのか。その辺をお聞きいたします。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらのほうの選定委員会につきましては、委員の人数を12人以下という形でしております。その中で、大学教授の方ですとか、各種団体の方の代表者の方というような形で、住民からの公募の枠ということにつきましては、2名ということで公募のほうをさせていただきました。

そういった形で2名の方を募集したということになります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） お聞きしますけれども、関係団体として、吉岡町商工会とか、農協が委員の中に入っていますね。この2つの団体は、選定委員の中に必ずしも必要なんですか。必要性について説明を求めます。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらに関しましては、そういった団体の代表者の方ということで、意見を募ったほうがいだろうということで判断させていただきまして、委員のほうに委嘱させていただきました。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは、最終処分場候補地選定委員会なんですよ。その最終処分場候補地を選定する委員の中にどうして商工会と農協が必要なのか、その必要性を聞いているんです。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 商工業者の方の意見ですとか、そういう農業団体等の意見も聞いたほうが処分場ができるということになりますので、そういった方の意見もお聞きしたいということで、必要性を感じて委員のほうに委嘱させていただきました。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 町は、最終処分場候補地を選定するに当たり、広域組合に対して町から何か要望出しましたか。お聞きします。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広域組合に対しましては、6月に開催させていただきました最終処分場候補地選定に係る説明会などでお寄せいただいた意見や担当者の会議などで最終処分場の仕様等についてクローズド型であるとか、排水については行わない、循環式などの意見を伝えているところです。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） それに対して広域組合の答えはどういうものですか。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広域組合でもその意見を参考にしまして、対応等を検討していただいているところであります。

町も広域組合と連携をしまして、今後要望書の提出等も考えていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 本来は、広域組合が最終処分場の施設規模や構造等の基本設計を策定して、この構想を基に候補地選定委員会を設立すべきなのに、基本構想が決まらないのになぜこれを受け入れたのかお答えください。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 協定書に広域組合の構成市町村によりまず協定書に基づきまして、最終処分場の用地選定につきましては、吉岡町ということで進めさせていただいております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは答えになっていないですよ。基本構想が決まらないのになぜ受け入れたのか。それについてお答えくださいと言っているんです。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 用地選定につきまして、吉岡町ということで用地の選定を進めるわけですが、基本構想そのものは、広域組合のほうで作成するという形になります。

ただ、それができていない、そういった段階でも取りあえず必要な面積はこれぐらいというような広域からの話がありまして、こちらのほうで進めさせていただいているという形になります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 取りあえず進めているんですか。そんなばかな話あるわけないでしょう。それと、今お話の中に協定書に基づいてという話がありました。その協定書について説明してください。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、協定書についてご説明申し上げます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合を構成いたします渋川市、榛東村及び吉岡町の一般廃棄物最終処分場のうち、最終処分場の用地の提供順位について、今回は吉岡町であるとお伝えするに当たりまして、協定書に基づくものであるということを再三ご説明を申し上げてきました。

この協定書についてなんですけれども、この協定書に記載のある用地提供順位は、現在のエコ小野上処分場の候補地の選定に先立ち、渋川市合併前の用地提供は承継されないといたしまして、平成18年10月23日に渋川地区広域市町村圏振興整備組合の管理者副管理者会議、要するに構成市町村の市町村長の会議において、渋川市、吉岡町、渋川市、4番目に榛東村の順位が決定いたしました。

その後、平成20年2月8日に渋川市、榛東村、吉岡町として協定書を締結いたしました。最初の合意というのは、あくまでも組合として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の中の合意というものであったものですけれども、改めてこちらで協定書としてその提供順位を確認し合うという意味で、お互いの首長の協定書の締結ということになりました。

この用地提供順位の最初にある渋川市から選定されたのが今ありますエコ小野上処分場

ということになっております。

次に来ているのが吉岡町というところになるんですけども、この協定の内容というのは、提供順位だけではございません。5項目から成っております。こちらの5項目についての説明が多分十分ではなかったのかなと思いますので、改めてお話をさせていただきます。

まず、1点目は、埋立期間は原則として15年間、用地の選定順序は、先ほど申し上げました、1番目に渋川市、次に吉岡町、3番目にまた渋川市、また、4番目に榛東村、3番目といたしまして、提供用地は、一般廃棄物処分場として関係法令に適合する用地であること、4番目といたしまして、埋立終了時は、跡地利用等十分考慮し、最終覆土と転圧を十分行うこと、最後の5番目につきましては、浸出水処理施設については、公害の発生がないことが確認できるまでは撤去しない。以上の5項目に基づく協定書が締結をされております。

この協定書を遵守するために、まず、用地の法的な要件をクリアするということで、現行の施設の面積を参考にしながら、また、法令等の制限に抵触しない形で用地の提供が可能なのかどうなのかというところをまず町執行部として作成いたしまして、客観性を持たせるために検討する選定委員会ということで、外部の方々の識見をお伺いするという形で意見を伺っている最中ということになります。

最終決定というのは、選定委員で決定するわけではなくて、あくまでも諮問するわけですので、諮問の意見を聴きながら、町としてつくり上げていく。

ですから、地元の皆さんの意見を聞くのと同じように、選定委員会についても多角的な検証を行っていくという位置づけということでご理解いただきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の協定等についてのお話は、平成18年10月28日の会議でいろいろ決まったと。ですけども、それ以前に渋川広域市町村圏8市町村で昭和56年1月に協定した一般廃棄物の処分場の用地提供順位があったと思うんですが、この件についてお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご指摘のとおり、渋川合併前の昭和56年1月28日に広域構成8市町村で決定された順位は承継されないと申しあげましたけれども、そのときの順序で申しあげます。1番目が榛東村、2番目に小野上村、3番目が伊香保町、4番目が赤城村、5

番目が北橋村、6番目が子持村、7番目に渋川市、8番目に吉岡村の順で締結をされております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話のように、1番から8番まで順番が決まっていたわけですね。それがなぜこの順番が崩れたのか、そこの説明をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらがなぜ崩れたかということにつきましては、ほかの問題もそうなんですけれども、広域を構成する8市町村が3市町村に変わったということになりますと、改めての順番を立てる必要があるということで、当時申し合わされたと聞いております。

したがって、ゼロベースでの再検討が行われたものであると理解する以外は、今のところでは推測で申し訳ないんですが、そのように理解をしております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） つまり、平成18年の渋川の合併に伴って、用地提供順番、順位を継承しないという取決めがあったと思われまます。このことに伴い、当時の管理者、渋川市長、副管理者、榛東村長、吉岡、これは町長になるのかな、平成18年は。で協議を行い、順番が決定したというふうになっておるわけですね。

したがって、平成20年に協定等を再認識して、現在に至っているということによろしいのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ご指摘のとおりでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 選定委員会の名簿を見ますと、有識者4名、うち大学教授が3人、商工会1人、農協関係1人、公募2人、住民代表として農業委員1人、自治体連合会1人、廃棄物処理業者代表1人の合計11人のメンバーになっております。有識者4人と産業廃棄物処理業者1人を除けば、最終処分場に関する知識は少ないと思われまます。

昨年11月25日の第1回選定委員会の次第には、各代表と公募者のためにこれまでの最終処分場の経過と知識に関する説明がありません。なぜ経過と知識に関する説明をしなかったのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広域組合構成市町村での協定に基づき、次期候補地が吉岡町になることや、吉岡町のごみ処理の状況やエコ小野上処分場の概要などを説明させていただいたほか、エコ小野上処分場の視察も実施させていただいたところですが、説明不足というようなご指摘もありますので、今後委員会等で委員の方により詳しく説明のほうをさせていただきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） このことは、今総務課長がお答えしたようなことを委員の方が知らない、何のためにこれを選定するのかという根本が分からなくなってしまうんですよ。つまり、委員会の審査の在り方に問題はないのかということになってしまいます。

本委員会は、あくまでも処分場をどういったものにするかではなく、候補地の選定であり、吉岡町に建設が可能な地区があるかどうか選定するために集まっていたという話をしているわけですね。

つまり、過去の経緯とか最終処分場に関する知識がなくてもいいですよと言っているのと同じじゃないですか。過去の経緯を説明して、だからこういう委員会を設けて検討しなきゃいけないんだという、この経緯をちゃんと説明してあげてください。

それと、最終処分場にはいろいろなやり方があるわけですよ。今までの報告書を見ますと、最終処分場の種類についても何も触れていない。安定型なのか管理型なのか遮断型なのか、もっと言えば大深度地下空間利用型なのか、いろいろあるわけです。そういうものを説明して、経費がかかるとか、かからないとか、そういう説明がないと委員は選べないですよ、これ。ただこういう場所を選んでくださいと言って、現在5か所挙がって、うち2か所は、面積が少ないから却下、残り3つだと。その中で選んでくださいと言われて、何にも知識がない人に勝手に選んでもらっては地元関係者は困るんです。そこをちゃんと認識してください。

次に、町は、最終処分場候補地選定委員会の基本方針についてどこにも触れていないじゃないですか。選定委員会の基本方針について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 選定委員会の基本方針につきましては定めておりませんが、先ほど話をさせていただきました設置の目的である渋川地区広域市町村圏振興整備組合へ吉岡町地内における最終処分場の候補地を選定し、報告する。その目的達成のため、委員に意見をいた

だき、検討していただき、第1回目の委員会において周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的とした民間施設の建設する場合の規定になりますが、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規定にある立地基準を参考に、候補地を抽出していくことが承認され、作業を進めているところです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） つまり、基本方針については決めていないわけですよね。なぜ基本方針決めないんですか。今の言葉の中に幾つかありましたよね。今回の選定委員会の基本方針はこういうことを目的でやるので、皆さんお願いしますと。設立の目的とは別に選定委員会の基本方針というのがなければ、いい加減なことになってしまいますよ。

自然環境保全だとか、生活環境への影響に配慮するだとか、水源への影響も配慮するだとか、そういうことの基本方針を定めて、皆さん検討してくださいと。これが在り方じゃないんですか。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 委員会において周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮を図ることを目的とする県の立地基準が承認されておりますので、そういった配慮をすることを現在の方針として選定作業をしていると考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） なぜそれを初めに委員会が設立したときにお話しできなかったんですか。そういうことが分かった上で運営されることを望みます。

次に、2番、最終処分場候補地について。最終処分場の候補地を選定することは、吉岡町に最終処分場を建設することを意味すると思います。最終処分場に対する町の基本方針について町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど住民課長のほうからの答弁にもありましたように、町といたしましては、周辺地域の生活環境への配慮や法令等を遵守し、現在のエコ小野上処分場と同等以上の安心安全な施設にさせていただきたいと考えております。

渋川広域組合の管理者、副管理者会議においても地元要望を受けながらエコ小野上処分場を見本にして、最新技術を駆使した安心安全で近未来的なエコ施設、渋川広域組合における最終処分場建設計画立案を要望させていただいたところですが、今後も改めて正式に

要望書を提出していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 安全性の高い施設、信頼性の高い管理運営、地域と情報の共有、自然と調和した施設整備、環境負荷の低減や経済性を十分考慮し、地域社会と融和した最終処分場を目指すというようなことを目指してもらいたいと思います。

次に、渋川市、吉岡町、榛東村で自治体の面積、ごみの排出量の比率などによる最終処分場持ち回り順番で、渋川広域組合に対して不公平感があると感じております。

この点について町長の見解を伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 渋川広域市町村圏振興整備組合の最終処分場の用地につきましては、先ほど来話が出ていますように、平成20年2月8日に渋川地区広域市町村圏振興整備組合構成市町村にて最終処分場の用地選定順位の協定が締結されております。

時の為政者が将来に責任を持つと政治姿勢のスローガンを基に、構成市町村の中で十分協議を積み重ねられての協定締結されたものと理解をしております。

本来であれば、既に選定作業は進められていなければならないところでありました。今年度改めて定められた協定に基づき、粛々と事務を進めていくことは、今の私の責務であると考えております。

ただし、私は地元地域住民皆さんの声に寄り添い、できること、できないこと等を確認し、渋川広域圏には安心安全な施設づくり計画の樹立を要請していく所存でございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、最終処分場候補地選定委員会の結論が、候補地が吉岡町にはなかったということも結果としてあり得ると思うんですが、その点どのようにお考えですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 選定委員会の諮問の結果に基づいて進めたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、生活基盤施設として必要な最終処分場を人々が安心して受け入れるためには、計画当初から終了以降に至るシナリオを明確にすることです。つまり、建物が

決まらなければこの話は先に進みません。

最終処分場は、廃止することを前提として建設されるものなのです。閉鎖された後はどうなるのか。地域住民にとっては関心の深い問題です。

そのため、跡地利用については、あらかじめ最終処分場を建設する前から計画の一環として組み込まれていなければなりません。町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） これは、広域組合で検討される内容になりますが、エコ小野上処分場につきましても、現状跡地利用につきましても、決定に至っておりません。

あらかじめ固めておくと、その時期になったときに社会的要請や時代のニーズ等に柔軟に対応できなくなる可能性も想定されるため、町としても地元の意見を尊重し、その跡地利用となるよう、広域組合に要望していきたいと考えております。

また、先ほどの総務課長のほうからの協定書の補足がありましたように、この5つの協定項目がございますので、これら等を遵守しながら、要望等も続けていけたらと思っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、迷惑施設として町で受け入れるためには、条件の検討、地域要望を取り入れた還元施設の設定などを策定する必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 広域組合でも施設を建設する場合には、地元の要望などを尊重したいと考えておりますので、必ずしも同様の措置がされるか分かりませんが、エコ小野上処分場の事例ですと、広域組合から周辺整備補助金を自治体に交付し、その補助金を原資に自治体が道路整備や施設整備に充てる形が取られましたので、地元要望等について町としても広域組合と協議、連携し、対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町長は副理事長として組合の一員になっているわけですから、一般の広域組合の方よりも理事長が渋川市長であり、副理事長が榛東と吉岡になっているわけですよね。ぜひこのお三方でいろいろ協議を進めていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、ごみの減量化を進めれば、最終処分場の延命化が図られます。広域圏ごみ搬入量は、平成28年度から令和2年度までの5年間毎年減少傾向にあります。ごみの減量化が進めば、小野上処分場のような規模は必要なくなり、このことについて渋川広域圏で検討しているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広域組合にも確認をさせていただきましたが、次期施設の規模につきましては、広域組合で現在策定中の一般廃棄物処理基本計画のごみ量予測に基づき、規模を決定することになると考えております。

今後人口減少やプラスチック回収などにより、ごみの量は減ることも想定されますので、それに応じた施設規模になるものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） これはいつ頃決定されるんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらの計画そのものにつきましては、今年度中の作成を目指しているところになると思っておりますので、それを基に、予想された量を基に規模等の決定のほう がされてくるものと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 規模は、恐らくごみの量の予測を基に容積が決まると思いますが、方式についてはどうなんですか。つまり、オープンなのかクローズドなのか。その辺についても検討されているんですか。

検討されているなら、いつ決定が出るんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 先ほども話をさせていただいたように、町からも話のほうはさせていただいております。

また、町長のほうも正式に要望書を出したいといったことで検討させていただいておりますので、そういった中で決まってくるというような、ただ、場所が決まらなると実際その施設がそこでできるのかどうかというところもありますので、ただ、町といたしましては、そういった様式等の基本方針といいますか、そういったところを出していただきたい

ということで話をしたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 場所が決まらなると中身が決まらないというのはおかしいでしょう。だって、面積はこれだけですと広域は言っているんですよ。それに見合うものを選定してくださいと言われたわけです。だから、それに見合うものだったら早く決定できるでしょう。その辺どういうふうになっているんですか。お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町といたしましても、この間やった説明会ですとか、そういったところの意見で、やはりそういう施設に対する皆さんの要望等もありますので、広域組合に対しましてそういった方針的なものを早い段階で決めていただくように要望のほうはしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 吉岡町は、今後ごみ減量にどのような取組を進めるのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町としては、ごみの減量化の取組の強化として、現在自治会、老人会、育成会、保護者会などの各種団体で資源ごみ回収を行っていただいているところですが、資源ごみ回収の補助金額の増額や昨年度より新たに小型家電の宅配業者を利用した回収やインクカートリッジの回収などを始めさせていただいたところです。

また、プラスチックごみなどの分別収集については、広域組合や構成市町村で連携し、ごみ分別の細分化、リサイクル率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは、吉岡町で進めても広域で考えれば大した減量にはならない。けれども、減量するためには広域圏で考えてもらうよう、ぜひ広域圏にこういう問題を提示していただいて、そして、広域圏で考えていただいて、一緒にごみ減量化に取り組んでもらいたいと。よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、町は、6月22日、上野原地区での地元説明会を開きましたが、この議事録を公開する考えはありますか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町のホームページで公開をする方向で、地元自治会長の意見もお聞きした中で、決定したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この問題は、該当地区だけの問題じゃありません。吉岡町全体の問題なんです。ぜひこういう話し合われたことについては、情報公開をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、2番、上野田上野原地区の残土埋立工事について、1、おもちゃと人形の博物館東側付近で行われている工事の期間と内容について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 上野田上野原地区の残土埋立工事についてのご質問をいただきました。工事の内容と期間はということでございますが、工事の内容につきましては、個人所有の山林における林地開発事業となります。

開発行為の目的は、建設発生土の残土処理で、開発行為の事業区域面積については、約4.35ヘクタールでございます。

また、開発行為の期間につきましては、平成30年5月24日に着手され、令和4年5月23日に完了することとなっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この地域、滝の沢川上流の流域は、土砂災害警戒区域に指定されております。この残土埋立工事は、土砂災害警戒区域内で行われております。斜面の崩壊は、土の力学的な力の釣合いが失われた場合に生じます。先般熱海での崩落もその1例だと思われます。

原因としては、新たな盛土や切土などによって生じる場合、また、地下水や雨水などによる斜面内の浸透水が原因で生じる場合、そして、地震力を受けて生じる場合などが挙げられます。

（2）残土埋立てによる盛土箇所の安全性について伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 残土埋立箇所の盛土の安全性とのご質問でございますが、この事業の盛土に関する部分につきましては、平成30年2月1日付特定事業許可申請書が群馬県知

事宛てに提出され、平成30年5月24日付で許可を受けております。

この特定事業は、群馬県土砂等による埋立等の規制に関する条例に基づいた許可基準に適合していると認められたということになります。

申請書提出の際の盛土斜面の安定解析によりますと、斜面の通常時の安全率の基準値は1.50以上とされているところ、現地の最小安全値については1.981となっており、また、地震時の安全率の基準値が1.00以上とされているところを現地の最小安全率は1.160であり、現地の盛土斜面は常時及び地震時の最小安全率がいずれも基準値を上回っているということから、十分な安全性を確保しているという解析結果が示されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） 今安全率について常時1.5以上が測定結果、1.981だと。この数字言われても、私理解できないんです。1.5以上なのが1.981で安全ですよと言われても、これどうやって理解すればいいんですか。そこを説明してください。私には理解できないので、私が理解できるように説明をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） こちらの安定解析の結果ということで、こちらには資料いただいております。ただし、この解析の方法ですとか、そういうことについて私のほうにもちょっと専門的な知識もございません。この場でお答えできません。大変申し訳ございません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） 安全率が1.5以上、例えばこれが1.6だったら安全なのか。100分の1上回れば安全なのか、そういうことが知りたいんですよ。

ただ、こういうデータもらったからといって、ああそうですかという、こういう態度では困るんです。説明できるように、皆さんが理解した上でこういう数字を発表してください。発表するからには、裏づけとして理解をいただきたいんですよ。ただ県から例えば数字が出たから安全だ、安全だと言われて、じゃこれ実際に担当者は現地を見に行っただけのことがあるんですか。お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） こちらの盛土の土砂搬入につきましては、既に搬入が終わったということで伺いました。土砂搬入が終わったということで、土地所有者の方の許可をいただき

まして、現地を一周り見させていただいたという、確認をさせていただいたという事実は
ございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 現地を見て、安全だと思いませんか。お答えください。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 計画の盛土の状況というものが、県のほうへ問い合わせてもそう
だけれども、計画のとおり盛土が実施されているということは、私としては確認したと
いうことをご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 熱海の土砂崩れ以降、町として何か対策取りましたか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 私のほうでは、町内の山林に係る盛土されている部分につきまして、
現地へ行きますと、私有地が多いですので、地権者の方の許可をいただきながら現地を見
ながら、あるいは写真を撮りながら確認をさせていただいたという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 当初の予定だと、植林については令和3年4月までという予定だったんで
すが、植林については終わったのか。そして、何の木を何本植えたのかお答えください。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 植林につきましては、渋川森林事務所に確認をさせていただいたと
ころ、私も現地をまた確認をしたところ、まだ植わっていない部分も多少あるかなというふ
うには感じております。

植栽の樹木については、コナラということで出ております。

また、ちょっと本数のほうが、ちょっと手持ちにすぐ数字が出ないので、大変申し訳ご
ざいませぬ。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この敷地内に入るわけにもいきません。先般、県道から目視した状態では、

雑草と植えられた植林、この木の見分けがつかないんですよ。雑草がえらい伸びていて、恐らく植林といっても大きい木を植えたんじゃないかと、小さい苗木か何かを植えたと思うんですよ。それも1メートルいつているか分からないか。雑草のほうがでかくなっているところもあるわけです。

こんな状態で、また、道路からの目視の一部は、何段階か段差があるんですね。東面のところにも雨が降った後の溝がのり面というか斜面についているんです。それが川のほうにもり面があって、川のほうは目視できないわけですよ。中に入るわけにいかないから。だから、そういうところは皆さん——皆さんというか、そこまで見ていただいたんですか。お答えください。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどお話ししましたとおり、現地のほうを一周り見て回ったところ、議員ご指摘のとおり、後に相当な雨がりましたので、やはり現地見ますと、先ほどの東側の斜面あるいは南側、滝の沢川の斜面につきましても若干水の通り道、浸食の跡というものが確認はできました。

その辺につきましても、県の森林事務所でも確認しているということは聞いておりますので、何らかの対処、対応をしていただきたいという申入れをするというような話も聞いておりますので、今後対策がされればというふうには考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 吉岡町としても、滝の沢川にあの土砂が流れ込んでしまえば、下のほうで甚大な被害が出てくるわけですね。つまり、人ごとじゃないんですよ。県の土木事務所にもその辺しっかり管理していただくようお願いしたいと思います。

あと、災害を未然に防止するためには、ふだんから災害危険箇所の把握と災害パトロールを実施しているのか。この点について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） まず、災害危険箇所の把握につきましては、町の災害ハザードマップに記載されているもののほか、各現場担当課、建設課でありますとか、産業観光課のほうで適宜把握して、危険な箇所があれば、随時情報共有を図るよう、ふだんから連携を密に取っております。

次に、防災パトロールにつきましては、定期的には実施しているわけではございませんが、現場担当課の中で町内巡視、例えば道路の状態を見に行くときとか、現場に移動する

最中の異常等があれば聞いていただくほか、気象警報の発表が予想される前段階、今気象庁のほうの情報伝達も早くなりましたので、あらかじめ情報が得られますので、その段階で危険箇所の確認のため、担当職員、安全安心の担当課と事業課と連携しながら、町内の巡回を適宜行っております。

また、先日8月28日には自衛隊と町が共同で、先ほど岸課長のほうから話がありましたけれども、その場所も含めて、災害危険箇所の現地確認を行わせていただきまして、いざ災害が起きたときの段取り等のお話を一部させていただいております。

今後自衛隊はじめとする防災関係機関あるいは県の機関、許認可機関がありますけれども、連携を密に取りながら、危険箇所の状況把握等に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今後も防災パトロール等を実施していただき、災害防止に努めていただきたいと思います。

次、3番、通学バス無料化について。令和3年度4月から通学バスの使用料は、児童など1人につき1か月1,550円、同一世帯内に児童などが2人以上使用している場合、最年長以外の使用料はゼロ円となりました。つまり、1世帯1か月の使用料は1,550円です。2学期からの使用者数は16世帯、24人の予定になっています。令和3年度の通学バス使用料の歳入予算は28万7,000円です。

保護者負担軽減のためにも、令和4年4月から通学バスの無料化について、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学バスについては、上野原地区を通過している県道前橋伊香保線で運行していた民間の路線バスが昭和63年度に廃止されたことにより、上野原地区の子供たちの通学に支障を来したことから、平成元年4月から町で運行を始めた事業でございます。

町ではこの4月から小中学生の区分や停留所の場所等により細分化されていた料金体制を最も低額な使用料を基準として一本化するとともに、1世帯の中で児童生徒が複数人通学バスを利用している場合については、1人分だけをいただき、実質2人目以降の使用料の無償化を開始しております。

通学バスの運行につきましては、当面の間この使用料で対応を継続していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 当面の間とは、来年の3月までとしていただいて、来年の4月からはぜひ無料化に向けて検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、4番、避難所運営マニュアル作成について。昨年6月議会の答弁では、防災専門員の経験を基に原案を作成した。今後は、さらに内容の精査を進めるとあります。避難所運営マニュアルは完成したのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 避難所運営マニュアルにつきましては、現時点では完成しておりません。

議員ご指摘のとおり、昨年6月にご質問いただきましたときに、内容の精査を進めるとお答えしていたわけですが、現在も防災専門員を中心に内容の精査を継続しているところでございます。

現在修正作業中の地域防災計画とも連動させたマニュアルとさせていただくために、もう少しのお時間を頂戴したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 早めにマニュアルの作成をお願いしたいと思います。

そして、避難所の3密を避けた新たな収容人数は決まったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所の新たな収容人数についてですが、現時点では決定しておりません。

これについては、現在防災専門員を中心に、実際の避難所となる各施設を現地確認をしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した形での収容人数を算出しているところでございます。

昨年の答弁ではスフィア基準という基準をお出ししてお話ししたところがありますけれども、今般そういった基準ではなくて、その感染症に対する考え方をより密に入れる、新たに入れる必要性ができたことと、避難所の箇所数の変更が地域防災計画で見込まれております。

そういったところの整合性を図る必要がございますので、防災計画の修正と並行して作業を進めさせていただいておるところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 最後の質問、災害廃棄物処理計画の策定について。これができたのか、で

きていないのか。これだけお答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現在計画策定に向け取り組んでいるところになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） つまり、まだ未完成ということですね。

このような問題は、事が起こってからでは遅過ぎるので、ぜひ早く検討されて、作成、策定を行っていただきたい。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） 議長への通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、都市計画プランについて、その中で、工業誘致エリアについて質問いたします。

本年7月16日に駒寄スマートICの大型車対応の工事も終わり、開通になりました。インター西側周辺の工業誘致エリアについて、本年3月の定例会議でも質問し、半年がたちました。町長は、吉岡町企業誘致調査研究業務報告書をベースに、県産業政策課、企業局や前橋市など、関係機関との情報交換や助言をいただきながら実現に向けて様々な検討を進めていきたいと。また、前橋市の産業団地は、首都圏法に基づく工業団地造成事業により、本年の令和3年度から基本設計に着手する計画を確認しているとの回答がありました。

前橋市の産業団地計画地内（池端町）に土地を所有している町民から、前橋市より具体的な話が来ているが、吉岡町はどのようになっているかと問合せがありました。今現在前橋市との情報交換や現在の進捗状況はどのようになっているかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡議員のほうから都市計画マスタープラン、工業用地エリアについて、前橋市の進捗状況はということで問合せがありました。

駒寄 I C 西側の工業誘致エリアの進捗状況についてご質問をいただいたところですが、前橋市の現在の産業団地の進捗状況につきましては、先ほどもお話がありましたように、首都圏整備法に基づく工業団地造成事業により計画が進められております。

前橋市の新たな産業、流通拠点の実現を図るため、土地利用や開発事業に必要な都市計画法に基づく手続を現在行っております。

また、来年度からは、道路などの詳細設計業務に着手することを確認しております。

なお、建設課長、産業観光課長から補足説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 前橋市の産業団地計画の現状は、今年度環境アセスメントの調査が終わり、事業計画に必要な都市計画法に基づく3つの手続を同時に進めております。

具体的には、土地利用に必要な市街化区域の編入、工業専用地域の用途指定並びに市街地開発事業に必要な工業団地造成事業の決定でございます。

来年3月には都市計画決定ができる見込みであることを確認しております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。取りあえず、前橋市のほうはある程度分かりました。

それで、町のほうは、どのような計画状況で進んでいるのかお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアの計画についてご質問をいただきました。

この工業誘致エリアに通ずるアクセス道路の整備が重要な課題であり、前橋市との境界である一級河川午王頭川に架かる橋梁の整備が必要になると認識しております。

具体的に町の計画には着手しておりませんが、吉岡町企業誘致調査研究業務報告書をベースに、前橋市と意見交換を行い、午王頭川に架かる橋梁整備における課題や問題点を解消するための協議など、先行する前橋市の設計業務に手戻りがないように情報共有を図っております。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 現在町では前橋市と吉岡町の両市町の間で駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業に関する勉強会と称しました覚書を交わすための準備を行っております。

この勉強会は、両市町それぞれの経験や知識、あるいは情報等を提供し合い、相互に連携することで、駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に資することを目的としたものであり、その目的を達成するため、産業団地及び企業立地に関することや地域の活性化に関することについての情報や意見の交換を行い、連携し、協力するものとする内容となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

この間、うちのほうにも駒寄スマートインター東の大型ショッピングセンターの開発工事の回覧板が回ってきました。この大型ショッピングセンターも工事に至るまでの期間は、大分時間がかかったかと思えます。

町もこの工業誘致エリア、今から計画してもいろいろ手続等があると思えます。時間もかかり、時がたっていくかとは思いますが、なるべく早めにスムーズのうちに工業団地ができるよう祈ります。

続きまして、2番目として、貯水池についてお伺いします。

貯水池の利用状況はということで、この間配られました町の国土強靱化計画書の素案の中に、ため池の防災対策として、地震等の災害によるため池の損害を防止、軽減するために、施設及び水位等の維持管理や調整に努めると。特に、防災重点ため池と位置づけた6か所、町所有3か所、県所有2か所、明治用水土地改良区所有1か所があると表記されておりました。町所有3か所と県所有の2か所、どの貯水池なのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 貯水池についてご質問いただきました。

防災重点ため池のうち、吉岡町所有の3か所につきましては、南下地区の大藪貯水池と北下地区の十日市貯水池、そして、小倉地区の小倉沈殿池でございます。

群馬県所有の2か所につきましては、上野原地区の塔之辻貯水池と上之原貯水池でございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

そうすれば、順番で、貯水池についてちょっとお伺いいたします。

最初に、上之原貯水池、県の所有の上之原貯水池、貯水量は10万立方メートルと。塔之辻貯水池、貯水量12万立方メートルについてお伺いします。

この2つの貯水池の取水先はどこから来ているのかと。また、排水先はどこに水を流しているのか。また、この貯水の目的は何なのかお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 上之原貯水池は、農業用のため池として、滝の沢川沿いの伏流水を取水しております。

利用目的は、主に上野田、下野田地区の田のかんがい用水として貯水され、塔之辻貯水池へパイプラインにて送水して利用されております。

次に、塔之辻貯水池も農業用のため池でございます。船尾滝駐車場の東側に頭首口があり、滝の沢川の水を取水しております。その水は、パイプラインで上野原浄水場付近を通り、貯水池南側の沈殿池を経て貯水池に入っております。

この用水の利用目的も主に上野田、下野田地区の田のかんがい用水であり、パイプラインで下流にある上野田ふれあい公園東側の明治貯水池等に送水されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ありがとうございます。

私もちょっと調べて、飲料水で上之原貯水池、あとこれから聞く小倉沈殿池が載っているんですけども、飲料水としては上之原貯水池は使われていないのでしょうか。お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 飲料水としては上之原貯水池は利用されておりません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ありがとうございます。

続きまして、次に、小倉沈殿池についてお伺いします。

小倉沈殿池は、ちょっとホームページ見て貯水量が分からなかったんですけども、小倉沈殿池の取水は、新幹線渇水対策事業の基金を使って、水源地は地下からポンプにより取水しているのですか。毎年のようにポンプの入替えて経費がかかって、基金残高がなくなっているのではないかと思います。と思ったら、昨日の資料ですかね、昨日いただいた決算監査の報告書を昨日見てみましたら、渇水対策施設維持管理基金、これがこの小倉沈

殿池の基金でよろしいのかどうか分からないんですけども、令和元年度は7,600万円、約1,300万円使いまして、令和2年度末は6,227万1,000円基金がまだ残っていると。いずれにせよ、あと何回かで終わってしまうのかなと思っています。

この小倉沈殿池の取水先と目的と排水先はどこなのかお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 小倉沈殿池につきましては、議員がおっしゃるように、新幹線湧水対策事業により地下約135メートルにあるトンネル内の原水をポンプでくみ上げ取水しております。

維持管理費は、湧水対策施設維持管理基金からの繰入れにより充当しております。

令和2年度決算期の基金残高は、先ほどのとおり、6,227万1,000円でございます。

貯水目的としては、くみ上げた水を最初に上水道用の原水調節タンクに貯水され、パイプラインにて上野田第一浄水場に送水され、上水道として利用されております。

また、水道の原水調節タンクの水位が約4.6メートルに達すると沈殿池に貯水される仕組みとなっており、沈殿池の水は農業用水として貯水されております。

この農業用水は、小倉地区のブドウ園に利用されるほか、上野田調整池にパイプラインで送水され、上野田調整池を経由し、北下地区の十日市貯水池にも送水されております。

上野田、北下、南下地区の田のかんがい用水としても利用されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、明治貯水池についてお伺いします。

6万6,000立方メートルの貯水量だということであります。明治貯水池は、主に農業用水で水路に排水しているのかと思います。先ほども塔之辻からパイプでここに流しているということらしいんですけども、取水と排水の関係、また、農業用かどうかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 明治貯水池の取水先につきましては、上流にある上之原調整池と塔之辻貯水池からの補給水になります。

大元の取水先としては、塔之辻貯水池と同じで、船尾滝駐車場の東側にある滝の沢川の頭首口となります。

貯水された用水は、上野田にある調整池を経由してパイプラインで送水され、主に小倉、

上野田、下野田地区の田のかんがい用水として利用されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次に、十日市貯水池2万立方メートルと、大藪貯水池3万2,000立方メートルについてお伺いします。

この2つの貯水目的、取水先と排水先、利用目的のほうお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 十日市貯水池は、農業用のため池として、新幹線治水対策事業により整備されました。

取水先は、小倉沈殿池からパイプラインで上野田調整池を經由して貯水されており、群馬用水からの補給水も受けております。主に、北下、南下地区の田のかんがい用水として利用されております。

大藪貯水池も農業用のため池であり、取水先は午王頭川でございます。また、群馬用水からの補給水も受けております。主に、南下地区の田のかんがい用水として利用されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

次に、流域治水としての貯水池の整備はということで質問させていただきます。

政府は、本年度から5か年で総事業費15兆円規模を上回る防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、昨年12月の閣議で決めました。その中の主たる事業のうち、河川の流域ごとに利水やため池の活用、堤防強化、遊水池整備など、流域治水対策を推進とあります。近年の豪雨や台風による自然災害が多発する中、流域治水として遊水池や貯水池施設を造り、ため池や田んぼなどを治水活用し、河川で受け持つ水の量を少なくし、減災に努めるとあります。

今町内には貯水池やため池などがありますが、これを利用し、減災対策はどのように計画をしているのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今現在のところ、町では農業用貯水池を利用した流域治水を目的とした減災対策の計画はございません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) 先ほどから貯水池6つ聞き、取水先などを聞きました。上之原貯水池と大藪貯水池、上之原貯水池が滝の沢川で、大藪貯水池が午王頭川と。大雨が降ったとき、ため池に取水したくても、その2つかと思います。あとの貯水池はみんな上から下に流れてくるということで聞きました。

そこで、その中で、大藪貯水池についてお伺いします。

大藪貯水池は、午王頭川と田植時期には群馬用水から取水し、田植時期には水路に放流し、稲作利用し、ふだんは午王頭川に排水をしています。稲作用としては、5月中旬から9月中旬まで水を利用していますが、それ以外は午王頭川から取水して貯水池を通して午王頭川に排水しております。

台風など、大雨のときに貯水池を空にしておいて、2年前のハッ場じゃありませんけれども、災害防止のために水を空にしておいて午王頭川からの取水を一時的にため、貯水し、下流に後で流すと。水量を減らし、災害時のときに防災、減災の対策としての利用はできないかお伺いします。

議長(岩崎信幸君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長(大澤正弘君) 大藪貯水池を減災対策として利用できないかのご質問でございますが、管理者である大藪貯水池組合と河川管理者である県渋川土木事務所との協議が必要となると考えられます。

いただきましたご提案につきましては、貯水池を農業用に利用しない時期には利用できる可能性がございますので、県、渋川農村整備センターにつないで、大藪貯水池の流水治水としての活用方法について検討したいと考えております。

議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) ぜひとも大藪南下を通りまして、下八幡、しまいには寺下ですかに流れていきます。下には先ほど、一番最初に質問しましたけれども、大型ショッピングセンターとか、あと住宅展示場を建てて、その雨水が午王頭川に流れると午王頭川からの水が増えて、下流地域に災害をもたらす可能性があると思います。なるべく災害のないよう、貯水池を利用してもらえればと思っております。

次に、コロナ関連についてご質問いたします。

2019年12月1日、感染源と見られる武漢市華南海鮮卸売市場に出入りしていない肺炎患者を武漢市衛生健康委員会が発見していたと。から始まりまして、19年12月31日、中国湖北省武漢市の衛生当局がウイルス性患者の存在を初公表し、2020年1月

16日に日本で初の新型コロナウイルス感染者を確認しました。

2月3日には横浜に到着したクルーズ船の乗船客から集団感染しているのが判明し、13日は国内初の死者が出てしまいました。

3月11日にWHOがパンデミックを表明し、今や世界中感染が増えており、いまだに収束が見えない状況でございます。

群馬県も非常事態宣言が一応今月12日までとありますけれども、いまだ改善されなく、延びるかとは思いますが。

そこで、令和2年度主に国と県の支援状況はということで質問させていただきます。

いまだに新型コロナウイルス感染が収束をせず、群馬県は緊急事態宣言が発令されております。国は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために今までどのような支援をいただけたのかお伺いします。

議長 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株の出現などにより、収束はいまだ見通せない状況にあります。このように、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、国や県の支援策も多岐にわたっております。

支援策の内容など、詳細につきましては、企画財政課長より説明させます。

議長 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは初めに、国が実施している主立った支援策を分野別に幾つかご紹介いたします。

まず、事業を守る支援策といたしまして、月次支援金の支給がございます。これは、酒類の提供自粛に応じた飲食店との取引が減った事業者を対象とするものであり、2021年4月以降に実施している緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業や外出自粛等の影響により売上げが50%以上減少した中小法人、個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続や立て直しやそのための取組を支援するもので、法人には月20万円、個人には月10万円を上限として支給されております。

また、売上減で資金繰りが厳しい企業に対しましては、3年間実質無利子で最長5年間元本据置きで融資限度額6億円の経営安定に向けた融資制度や持続化補助金、IT導入補助金など、多くの支援策がございます。

ほかにも緊急事態宣言等で公演、展示会、スポーツイベント等が中止された場合のキャンセル料等を最大2,500万円補助するスポーツイベント開催等支援事業などもございます。

次に、雇用を守る支援策といたしましては、雇用調整助成金がございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき、雇用調整、または休業を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成するものです。金額といたしましては、1人1日当たり1万5,000円が上限となっております。

ほかにも休業期間中賃金が支払われない場合の休業支援金、給付金などもございます。

続きまして、生活を守る支援策といたしまして、収入減で生活が苦しい方への緊急小口資金・総合支援金、こちらは令和3年4月以降新規申請者に対しましては、緊急小口資金、最大20万円、総合支援金は、2人以上の世帯で最大120万円、単身世帯で90万円などとなっております。

また、休業による収入減で住居を失うおそれが生じている方につきまして、最大9か月の家賃相当額を支援しております。

以上のように、国の支援策もいろいろな分野で用意されておりますが、町といたしましても今後の動向に注視していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 同じく、県の支援策はどのようだったのかお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは次に、県の支援策であります。感染症対策事業継続支援金がございます。こちらは、国の月次支援金の対象とならない、売上減少が30%以上50%未満の県内中小法人、個人事業者等が対象となっております。また、休業要請等に応じた飲食店の休業や営業時間短縮など、全て都道府県が窓口となっております。酒類を提供する飲食店への休業要請、酒類の提供停止の要請の影響で売上げが減少する酒類販売事業者への支援は、売上減少率に応じて、法人では40万円から80万円、個人では20万円から40万円が支給されます。

ほかにも、時短要請に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金といたしまして、時短要請に応じた大規模施設、1,000平方メートル超えで休業面積1,000平方メートルごとに1日20万円が支給されております。また、テナント等に対しましては、100平方メートルごとに1日2万円が支給されております。

そのほか、経営安定に向けた融資制度として、経営サポート資金新型コロナウイルス感染症対策資金など、設備資金や運転資金など、融資制度がございます。

このように、県では国の制度の窓口となっているほか、国では行き届かない部分に対し

まして補完的な支援策が多岐にわたり用意されている状況でございます。

これ以外にも国や県、様々な支援策を実施しておりますが、今回はその一部を紹介させていただきます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

それで、国の国庫金や県の補助金などを使って令和2年度の一般会計主要事業決算状況一覧表のコロナ関係というのを見まして、私もざっと計算をしてみました。全部で町も含めて27億円を超える令和2年度の予算額だったかと思います。

いろいろ細かいのから大きいのやら、いっぱい令和2年度はコロナ対策をしたということでございます。

その中で、次の質問に入ります。

特別定額給付金事業はということで、令和2年4月20日に閣議決定において、新型インフルエンザ対策特別措置法の緊急事態宣言下、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があると。医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場を取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならないと示され、国民1人当たり10万円の特別定額給付金の支給をしました。

当初の予算は21億7,500万円、決算額が21億7,200万円でした。連絡が取れず、通知が届かなかった人や何らかの理由で受給できなかった、受給辞退した人はどのくらいいたのか。金額でいくと300万円だから30人ぐらいかとは思いますが。

受給者のいろいろ都合というか、あるかとは思いますがけれども、最終的な結果はどのようになったのかお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 特別定額給付金事業につきましては、町といたしましても対象者全ての方に給付金を受給していただきたく、それぞれ3度の回覧と広報による周知を行ったほか、申請をされていない世帯の方に対しましては、個別勧奨を3度実施し、給付率99.9%、2万1,720人と、多くの方に受給していただきました。

結果といたしまして、辞退に当たる方がいらっしゃるわけですが、町としても把握できない個別様々な事情や非常にセンシティブな面も含まれておりますので、具体的な内訳に關しましては、控えさせていただきますと思います。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 報道でもありますけれども、1人10万円、町でも21億7,000万円からのお金を使いました。この事業は、有効に活用されたと思いますか。テレビ報道じゃないですけども、貯蓄に回ったりとかしたり、細かく反映されかどうかは分かりませんが、ある程度利用というか、有効に活用されたかどうかを感想をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの定額給付金の事業効果につきましては、民間のシンクタンクなどでいろいろな見解は出ております。こちらのほうも承知はしておるんですが、いずれも正式な検証結果ではございません。国がやっている事業ということですので、検証結果につきましては、申し訳ございませんが、分かりかねます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

次は、地域応援商品券事業はということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策事業として、町内の消費拡大を目的に全世帯に1万円の地域応援商品券を配布しました。小規模事業者や町民の支援を行うもの、また、町内の保育園、認定こども園及び学童クラブの職員に配布し、施設での日常的な児童への感染予防に対して労をねぎらうものとしての事業を行いました。

商品券配布枚数は8,323世帯と保育所及び放課後児童クラブ等の職員212人に1万円分の商品券を配りました。実績表で見ますと、利用実績は7,898セットで7,898万円でした。637セットの未使用、利用率92.5%でした。地域応援事業、経済事業ですので、100%に近づけるよう、利用できるような対策はないのか。また、配布して戻ってきてしまった件数はどのくらいなのか。

また、本年も町民1人当たり3,000円の商品券が配られますけれども、効果的に利用できる対策はあるかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 地域応援商品券につきましては、8,323世帯に簡易書留で発送をさせていただきましたが、郵便局での保管期間中に受取りのなかったものについて、379世帯分が町のほうへ返却されました。

返却されたもののうち、127世帯分につきましては、産業観光課の窓口にてお受取りいただきましたけれども、残りの252世帯分については、1月29日金曜日の配布期間

内に受取りがなく、未配布ということになっております。

したがって、実際に配布できた数といたしましては、8,071世帯分となっております。

また、今年度のよしおか元気応援券の利用促進はとのことでございますけれども、まず、7月中旬の回覧板におきまして、よしおか元気応援券の配布についてというタイトルのチラシを入れさせていただきます。事業の内容を周知すると同時に、応援券を利用できる事業者を募集する内容となっております。同時に、町ホームページへの掲載も、さらに、7月21日水曜日の上毛新聞への掲載も行っております。

今後の周知につきましては、よしおか広報10月号に掲載予定でございます。

その後、利用が開始されましたら、利用期間終了までの間にも町ホームページの更新やよしおか広報への掲載を実施し、利用促進を図りたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） それで、昨年度というか、今年の正月まで使われました商品券利用された業種とか、どのような割合で町の事業者にも有効利用されたのか、分かったらお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 地域応援商品券の金額ベースでの大まかな業者種別でお答えをさせていただきますけれども、利用実績につきましては、小売販売業が43.6%、飲食業が約47.5%、理容業・美容業、こちらが約2.8%、その他6.1%という結果となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ありがとうございます。

今も緊急事態宣言の中、特に飲食業の方のアルコールが出せなかったり、時短で早く店を閉めなさいとか、いろいろ制約の中、また、次の商品券で少しでも町民が助けてあげられればと思っております。

商品券も私の知っている人で、たまたま去年のGo To Eatも一緒に出ていて、何か時期を間違えていたのか、1月過ぎて気づいたら使えなかったと。そういう町民もいました。今回は、ちゃんと忘れずに使うんだよと、よく言いますが、いろいろ一般町民には先ほど言った特別定額給付金とこの地域応援商品券が主な昨年度の対策だったかと思えます。

次に、対策状況はということで質問させていただきます。

町は、国庫補助金を基に高齢者、障害者、子育て世帯、児童、飲食店、緊急対策経営資金助成事業で34事業者や緊急対策経営持続化助成金助成事業で246業者などにコロナ対策を昨年度はしました。この事業に該当にならない方、特に児童手当は中学生まで、高校生や大学生、専門学生の方でアルバイト、契約していれば給付金とか出たかもしれないんですけども、これから働きながら学費を稼いだりとか、そういう方などの先が手当がなかったかと思います。バイト先などがなくなって生活困窮や観光に携わっている人、スナック、フリーランス、いろいろな方がいらっしゃいます。十分に支援が行われたのか、また、コロナ禍で経営が悪化し廃業した方、勤め先からの給料減額、解雇など、生活が困窮した人たちへの支援、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金事業は、利用できなかった人のアルバイト先、学生などのアルバイト先の申請ができなかった人たちはいたのか、いなかったのか。申請も出したくても出し方が分からない、これからアルバイトしようと思っている人、そういうような相談があったかどうかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 介護福祉課からは、1つ目のご質問のほうにお答えします。

勤務先からの給与補償ですとか、休業支援等が受けられないアルバイトの学生さんやフリーランスの方、そういった方に対する支援についてです。

現在町と社会福祉協議会では、相談される方の職種ですとか、雇用形態、そういったものにかかわらず利用できる国の生活支援の様々な制度、こちらを案内するために、本人の状況に応じた個別の相談業務を随時行っております。

実際に相談を受けた1例で言いますと、就労意欲がありまして、生活再建を目指している方に対しては、住居の家賃支援ですとか、職業訓練の給付金などにおつなぎをし、生活保護に至る前の段階の自立支援策を提案しております。

また、当座の生活費の工面に対しては、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けについてもご案内しました。

長引くコロナの影響を受けまして、国のほうでも申請期限の延長をしたり、新たな追加支援策として、総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯や再貸付けが受けられなかった世帯に対して自立支援金も支給しております。

今後もそういった国の制度を活用しながら、生活にお困りの方のニーズに合った自立支援の提案ができるよう、社会福祉協議会と連携して相談業務の強化を図っていききたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどのスナックやフリーランスということでございます。そちらへの支援とのことでございますけれども、昨年度の町の持続化補助金の対象としまして給付を実施した実績もございます。

また、雇用関係の相談につきましては、勤め先を解雇されてしまったというような相談もありました。そのような際にも、支援機関の相談窓口あるいは各種支援策などご案内をさせていただいた事例はございますけれども、その後実際に給付金等申請ができたのかということにつきましては、こちらで把握はしてございません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） そこでなんですけれども、この間の新聞記事見ていましたら、「大学生の深まる孤独、心身不調、自殺者増加、新型コロナウイルス禍は、人と人の距離を広げ、心身に不調を訴える人が相次ぎ、自殺者は増加、若い世代も孤独や孤立が深まり、対面授業がなくなった学生は、人間関係の構築に苦しむ」とありました。町のホームページで「いのち支える吉岡町自殺対策行動計画（案）」、平成31年3月のインターネットで見ましたら、24年から28年の5年間の自殺者の背景が載っていました。5年間で21人の貴い命が亡くなられていました。

交通事故死より多い自殺者は、令和2年、吉岡町にいたのでしょうか。

また、その中で、コロナの影響で生活が困窮したり、自粛要請により精神疾患など、自殺に至ってしまった人はいなかったのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ご質問の自殺者数の数についてなんですけれども、ホームページに出ています平成31年3月のいのち支える吉岡町自殺対策行動計画につきましては、策定に当たりまして、その前の年からの5年間ということの数字を用いて作成したということで、平成28年までの統計が出ています。

それ以降の自殺者数ということなんですけれども、こちらにつきましては、厚生労働省のほうで発表してまして、ホームページで確認できるんですけれども、そちらによりますと、一応統計が年度単位ではなくて、暦年ということで、1月から12月ということでご理解していただきたいんですけれども、令和2年に関しましては1人、令和元年、令和1年に関しては3人、平成30年は7人ということになっております。

こういった数字は、今後、今度策定し直すときに当然用いさせていただく数字になりまして、そのホームページにはその方がどういった状況かということで、年代であるとか、

あと職業別であるとか、あとはどういった問題で調査した結果お亡くなりになったというのも出ているんですけども、そのコロナ禍が始まりました令和2年ぐらいかと思うんですけども、その1年に関しましては、記載がないので調査中ということになるかと思っています。

したがって、町とするとそれ以上の情報というのは持っていませんので、コロナでいたかどうかということは分からないということになります。

しかしながら、コロナ以外でも自殺をするという方も当然おられますので、町とすれば、行動計画に基づいて、例えば職員に対してゲートキーパー研修を行うとか、あと、町民向けにも行う、あとは、その相談窓口、適切な相談窓口の案内をする等、対策はしていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 令和2年のは1人ということで、先ほど米沢課長が言いましたとおり、年代別とかどういう状況で亡くなったかと、取りあえず一通りは見せていただきました。やっぱり多いのは、生活困窮とか、働き盛りの人の仕事がなくなったり、生活していくのに悩んだりとかと思います。

次に、最後の質問になります。

事故の多い交差点ということで、安全対策はという質問をさせていただきます。

先週の木曜日でございます。8月26日に漆原の国道17号、通称上武道でトラックの衝突事故があり、1人の方が亡くなられました。亡くなられた人に対しては、心からお悔やみ、ご冥福をお祈り申し上げます。

昨年の4月にも上野田地区で2人の方が交通事故で亡くなられています。町では毎年死亡事故が起きています。昨年の7月7日午後3時50分頃、田中の交差点で車が3台絡む事故がありました。本年も同じ日でございます。7月7日午後3時過ぎ追突事故がありました。静かな農村地帯に響き渡る衝撃音ということで、行ってみたら追突事故がありました。ちょうど1年前と同じ7月7日で、時間帯も3時過ぎでございます。

この交差点での事故は、平成29年から4年7か月16件の事故が起きております。件数は16件で、出会い頭が8件、追突が3件、単独が4件、すれ違いが1件、人身事故が12件起きております。

1年前にも一般質問をし、町は事故対策として路面標示等の対策を実施してきましたと。また、交通安全対策の趣旨に照らして事故発生予防の充実を図るとの回答がありましたが、いまだにこの交差点での対策は何も取られておりません。

この田中の交差点は、中学生が部活動などで榛東中学校に行ったりとか、あと榛東のグ

ラウンドを利用して、今コロナであまり通りませんが、よく利用される子供たちが通る交差点でございます。道幅は狭く、危険を感じています。先月13日には近くの信号機のない交差点でございます。車事故の衝突事故があり、やはり大きな衝撃音がしまして、1台の車が横転し、運転手は中に閉じ込められていました。救急隊員が救助に来ていただいて救助されました。先に救急隊員が届いて、まだ救急車は来ていなかったんですけども、その後救急車が到着され、救助されましたが、コロナ禍なのか、ちょうどお盆の13日で、ちょっと雨が降っていたんですけども、お盆なのか、手当てをしていたのか、受入先の病院が見つからないのか、ちょっと救急車が出るのもう大分時間がかかっていたように感じました。1分が10分、10分が1時間じゃないですけども、なかなかかけて救護者がいるのに救急車が出ていかないと。皆さんそばにいた方は、心配をしていました。

どうしたら事故が減らせるのか。また、この交差点の安全対策はないのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 田中の交差点の事故対策についてご質問をいただきました。

さて、議員ご存じのとおり、全国で年間40万件ほど発生している人身事故のうち、いわゆる交差点と交差点以外のどこで事故が多発しているかを比較しますと、交差点が約40%を占め、最も多くなっています。さらに、群馬県では約5割と、その割合が高くなっているほか、追突事故の割合が全国の約3割に対し、4割と、高率になっています。

ドライバーの違反別事故発生状況におきましても、約7割が安全運転義務違反となっております。

田中の交差点で2年連続でくしくも7月7日に発生した事故原因も、ともに安全運転義務違反が原因の一部と分析されているようでございます。

交差点事故を防ぐためには、地道な安全運転の啓発と道路や附帯設備の不具合の点検等を通じた整備の実施等、双方の対策が必要であると認識しております。

町の発展に伴う交通量変化、自動車のナビの高機能化による通り道の変化など、無意識に刻々と変わりゆく道路のみならず、様々な状況に対し運転への集中度の低下も遠因になっているのかもしれない。

それらの諸課題の解決策としては、施設整備などのハード対策と交通安全協会や事業者による交通安全指導などのソフト事業を効率的に組み合わせながら、施策展開していくことが重要であると考えております。

それでは、田中の交差点の改良については、総務課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 田中の交差点の安全対策についてですが、現在交差点付近の注意喚起の路面標示、追突注意ですね、それや外側線等が薄くなっている部分がありますので、路面標示等の塗り直しを検討したいと考えております。

また、今後予定される南新井前橋線の開通後の交通量の変化等も注視しながら、その他の対策も検討していきたいと考えております。

また、横断歩道については、警察のほうに上申中でございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） よろしく申し上げます。

一応吉岡町の交差点というか、事故概況でございます。全国平均並みの交差点での事故は、4年7か月275件の44.2%、どうしても交差点は交差するから事故が多いということではございますが、信号も来年の7月7日は何も起きないことを祈るばかりでございます。

以上で、2番富岡、一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1番（小林静弥君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

質問に先立ちまして、一言お断り申し上げますが、本日一般質問4人目ということで、重複する質問も出てくるかと思いますが、通告に基づいての質問ということで、臨機応変にお答えをお願いいたします。

新型コロナワクチン接種についてお聞きします。

吉岡町でも高齢者をはじめ、医療従事者、基礎疾患のある方など、順次接種が進められてきています。先日自分も50歳代の集団接種で2回目の接種を済ませました。会場ではとてもスムーズに対応がなされ、しっかりと考えられている会場運営だという感想を持ち

ました。

同時期に接種した知人にもスムーズに流れ、思っていたより短い時間で受けられたと感想を聞きました。この場をお借りしまして、担当各位のご尽力に感謝申し上げます。

さて、ワクチン接種の受付の予約の案内が届いてから、通常の予約で今回接種を受けたわけですが、吉岡町では1回目、2回目のワクチン接種は現在どれくらい進みましたでしょうか。先ほど午前中に富岡議員も質問されていましたが、ワクチン接種の対象人口と1回目、2回目の接種済みの人数を改めて教えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の重症化予防に効果のあるワクチン接種についての進行状況について、午前中の富岡大志議員からの質問がありましたように、4月に65歳以上の高齢者を対象に接種を始めました。

当初は、ワクチンの共有が少なく、接種希望者が多かったため予約は取れず、町民皆様には大変ご迷惑をおかけしました。その後、ワクチンの供給が安定したことにより、順次接種対象年齢を拡大し、8月10日から12歳以上の全住民が接種対象となっております。

接種の状況については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチンの接種状況につきましてですが、まず、8月31日現在、8月30日までの接種ということで、速報値ということをご理解ください。

まず、対象者の人口についてなんですけど、こちらにつきましては、令和3年1月1日を基準としておりまして、1万9,359人です。ただ、その後転入、転出、死亡等ありますので、数字には差異がございますが、接種率に関しましては、分母として1万9,359人を使っております。この数字を基準に、接種率を出しますと、1回目の接種者が1万3,720人で70.87%、2回目の接種者が1万330人、53.36%となります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 数字につきましては、先ほどもお聞きしました。この値というのは、国平均、県平均、また近隣自治体と比べたらどのくらいの割合なのでしょう。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 国平均、県平均、近隣自治体との比較ということですが、

こちらにつきましては、国のほうで週1度集計をして、公表しております。現時点の最新データにつきましては、8月30日現在、先ほどと一緒なんですけれども、29日までの接種になりまして、国につきましては47.96%、県につきましては57.29%です。ただし、こちらにつきましては、接種対象人口でなく、全人口についての割合ということですので、先ほど私が答弁しました70.87%ではなくて、吉岡町の全人口で割り返した数字、62.91%ということになりますから、群馬県の平均値が57.29%ということになりますので、62.91%というのは、若干高くなっているかなというふうに考えられます。

次に、近隣市町村の状況につきましては、国のほうの方針としては、基本的に市町村単位の接種率の発表はしないということになっています。

ただ、近隣の渋川市と榛東村については、ホームページで公表しているので、その数字であれば答弁してもよいというように了解を受けていますので、そちらで調べますと、渋川市が8月21日現在で64.5%、榛東村が8月24日現在で66.3%になっております。

吉岡町と同じぐらいの時期の8月22日のデータがありましたので、そちらで比べると、62.0%ということになっておりまして、吉岡町は3市町村の中で一番低いんですけども、一応渋川保健福祉事務所管内の中では6割以上の方は接種が済んでいるというような形になります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 確認ですが、これは、1回目、2回目どちらの数で出されていますか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほどの答弁につきましては、全て1回目ということでご理解ください。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

今後は、年齢層の若い世代も対象になってくると思います。アメリカではデルタ株の感染率が子供が2割という新聞記事があり、低年齢のワクチン接種の実施に向けて動いているようです。

日本では、現在のところ年齢的な制約もあるようですが、今後のその低年齢に対する見通しとしてはどうなっていますでしょうか。接種対象の町民全員のワクチン接種が済むの

はいつ頃になると見込んでいるのか教えてください。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチン接種の完了の目途につきましては、希望者につきましては、10月末までに接種完了を見込んでおります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 家庭内感染を防ぐためにも、全ての世代で希望する方にはより早くワクチン接種ができるように、今後の対応をしっかりとお願いいたします。

さて、希望者には全ての方にワクチン接種をとお願いしましたが、ワクチン接種は全ての方が希望しているとは限りません。様々な理由があつて希望していない方もいらっしゃると思います。それでも公平性の立場から、接種の機会は平等に与えられています。このワクチン接種については、様々な情報が流れ、個人個人がその判断の下に接種するか否かを決めなくてはなりません。国や自治体としては、接種しないよりはしたほうが感染も重症化も抑えられる一定の効果が期待できるものとして推奨してきました。これは、既に接種を済ませた高齢者の感染率が低下しているという事実があることでも推奨されてしかるべきことと考えます。

そこで、お聞きしたいのですが、町では発送したワクチン接種券について、未使用分の方の接種の意思というのは確認されているのでしょうか。未接種分のワクチンが今後そのままの状態確保されるのか、あるいは接種の意思のない方の分は次の世代への割当てに有効活用していただけるのか。その辺も含めて教えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 非希望者の把握ということですが、町として希望しないというような意思の確認というのはしていません。ただ、接種券を出した人というのは、町で把握していきまして、今度接種を受けた人というのも町で把握していますので、必然的に誰が打っていないかというのは町で把握していますので、今後接種していない人にはそういう打っていない方に対して啓発、啓蒙していくというような形で考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） やはりその方法ですと、接種を希望していない方にも何度も通知が出るということになると思います。非希望者、打ちたくないという意思の確認は、これされてもいいんじゃないかとも思うんですが、その辺は個人の意思の尊重あるいは個人情報の保護

という観点からも難しい面はあるかもしれませんが。ただ、1回目接種された方が2回目やはり接種は自分には無理だというようなことで、1回目済んだ方が2回目を済まされずに打つ意思がなくなるというパターンもあるかもしれません。やはり、自分は今後打つ気があるのか、ないのかという確認をされたほうがいいのではないかと私は思うんですが、その辺は町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 仮にその時点で意思を確認してしまうと、今後町からのアクションというか、そういうのがちょっと難しくなるという部分もあるので、基本的にはその辺は考えていません。

というのは、現時点で接種の意思がなくても、今後ワクチンについても今3つ承認されていますが、今後は例えばアレルギーがあって打てないといった場合、今後承認されるワクチンで逆に打てるようになる場合もありますので、そのときに再度意思確認をすればいいんでしょうけれども、そういった形で、コロナウイルスのワクチンに関しては、日に日に状況が変わるようなところもあるので、うちのほうとすると、その線は切らずに、何かしらアプローチができるような体系を取りたいなというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。じゃ、その辺柔軟かつ合理的な対応をしていただけるようお願いいたします。

次に、町内感染者把握についてお聞きします。

群馬県のホームページにある県内における新型コロナウイルス感染症発生状況によりますと、8月24日現在県内発生の陽性者数1万3,310人、直近の1週間で1,584人、8月18日から22日までの5日間連続で300人を超すなど、今までにない高いペースで急増しています。

保健所管轄地域別で見えますと、太田、伊勢崎、館林が人口10万人当たりの陽性者数が多く、前橋、高崎も人口が多いので他の市町村よりは多くなっています。一方、我が吉岡町が含まれる渋川、また、藤岡、利根沼田では人口10万人当たりの陽性者数がほかに比べると少なく、県内の地域を大きく分けると、比較的東毛地区が多く、北・西毛地区が少ないというデータが出ています。

ここで、改めて渋川、吉岡、榛東を見てもみますと、新聞上の発表では、渋川市と渋川保健所管内と公表という発表のされ方になっており、吉岡と榛東の数としての公表がありません。ちなみに、8月24日では渋川市214、管内と公表123で、合計337となっ

ております。単純に、これはどう捉えるべきなのか。町民としては、自分の住んでいる自治体でどういう状況なのか、疑問に思ったり不安に感じたりするところがあると思います。危機管理の面から考えれば、地元の陽性者の増減に対し地域住民全体で対策を強化したり、維持したりしながら、共有した意識の下で団結して協力体制が取れていくものではないでしょうか。

また、反面、どこの誰が陽性者なのかとか、あの地域で出たからなるべく近寄らないようにしようなど、風評被害的な心配も発生するかもしれません。

そういったことも含めて、町のこの感染者把握についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、群馬県では感染者の人権を守る観点から、陽性者の居住地につきましては、陽性者に聞き取りをし、同意を得たことについて発表しています。

現在の陽性者数については、結果的に保健福祉事務所管内での発表となっており、感染者個人や団体が特定できないよう公表しています。

町としては、感染者の人権は守られるべきであり、居住地の公表については慎重な取扱いが必要と考えております。

発表につきましては、あくまで陽性になった方の希望ということでご理解いただければと思います。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） そうしますと、発表は陽性者の確認を取ってからということになりますが、危機管理面から見ますと、やはり町で町民の中で何人、どなたが陽性者になったかということの事実関係は把握されていますでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらに関しましては、群馬県と町のほうで協定をしております、どなたが陽性者になったというのは、町のほうには情報は来ています。

ただ、その情報につきましては、もう特定というか、本当に一部の人しか見られない状態ということになっております。

危機管理部局的なことなんです、こちらに関しましては、濃厚接触者等の情報が来ますので、それは危機管理部局と共有をしまして、仮に災害等があつて、避難所が出た

場合、その方が例えば濃厚接触者であれば、一般の人とは分けて避難してもらうとか、そういう対応は取れるような形にはなっています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

そうしますと、どのような対応をしたらいいかというのは、その都度判断が下せるように危機管理面からの対応はされているということで理解をしました。

人道的な立場からの陽性者の個人保護の町の考えについて、改めてお聞きします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほども答弁したとおり、陽性者になった方の人権は守られるべきというふうに考えておりますので、町としても情報は絶対に漏らさないように、また、問合せ等がありましても答えはしていないというような状況です。

そういったことで、陽性者の人権を守りたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 感染者数は増加していますが、退院、退所数も単純計算で陽性者の8割近い数になっています。まず、感染しないこと、そして、感染してしまったら治療に専念し、感染を拡大させないこと、コロナ収束へ向けて町民一人一人が気持ちを一つにして乗り切っていけることを希望します。

次に、緊急事態宣言下における対応についてお聞きします。

8月20日より群馬県でも緊急事態宣言の期間に入りました。予定していたパラリンピックの交流事業も中止をせざるを得ない市や町もあったようです。

そんな中、夏休みも終わり、2学期が始まっています。文科省では全国一斉休校は要請しないと発表していますが、群馬県では館林、嬭恋、草津、大泉の4市町村で分散登校の対応を取っています。

吉岡町での学校や保育園、こども園などの保育施設では、夏休み明けの緊急事態宣言を踏まえての対応をどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 緊急事態宣言の発令に伴う吉岡町立学校の対応等について説明させていただきます。

県教育委員会からは、8月17日付で各市町村立学校については、始業式当日から9月

12日までを健康観察期間として、感染防止対策の徹底に努めていただきたいという通知が出されました。

吉岡町では、この通知を踏まえ、小中学校の教育的役割、福祉的な役割や町内小中学校教職員の職域ワクチンの接種等の状況、この間の渋川保健所管内の感染状況等を考慮し、町内小中学校では、8月25日水曜日から通常どおりの登校とし、始業式から9月12日日曜日までを健康観察強化期間として、学校における感染防止対策を徹底するとともに、また、中学校では9月12日までの期間の部活動を原則中止にするなどの対応を取っております。

あわせて、保護者の方々に対しましては、児童生徒はもちろん、同居の家族の毎日の健康観察を行うことや、体調がすぐれない方がいる場合には速やかに主治医への相談や登校見合せなどをご検討いただくこと、ご家庭において友人との外出や会食等、感染リスクや感染防止対策についての指導をお願いすること、不要不急の外出や県外への移動を自粛していただくこと、接種券を有していて、今後ワクチン接種を検討している保護者には早めの接種を呼びかけるなど、家庭での感染防止対策もお願いさせていただきました。

なお、先日文科省から学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されており、中には学校の学級閉鎖、学年閉鎖や臨時休業の判断に当たっての考え方などについても触れられておりますので、今後町教育委員会としてもこのガイドラインに沿った対応を進めていくことになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 保育園、こども園の対応につきましては、保育園としては、送り迎えの人数を1人のみとする人数制限を行ったり等していますが、運営そのものについては、通常どおり行っているということでもあります。

また、行事関係なんです、運動会が予定されていまして、緊急事態宣言下では観覧人数の制限や園行事への切替え、場合によっては中止の判断も視野に入っているということです。

また、従前の検温や手指消毒など、感染症対策に加えまして、園児の年齢によってはマスクの着用を促したりしているようです。

従前も感染症対策を行ってきたところですが、緊急事態宣言が発令されたことにより、今まで以上の対策を行いたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 学校や保育施設の対応は分かりました。

図書館や温泉など、人流が多く見込まれる町の施設では、緊急事態宣言に対する対応はどのようなことが考えられているのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 図書館では、群馬県の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出を受け、8月20日金曜日から利用サービスの一部を制限しています。

まん延防止指定時には1時間としていた図書館内の滞在時間をさらに短く、30分以内として運用しているほか、学習机、学習室の利用、新聞・雑誌の閲覧、利用者利用のインターネット端末及び検索の利用の制限、また、視聴覚コーナーの利用等を中止させていただいております。

なお、入り口にはサーモグラフィ一体温計を設置し、手指消毒してから入館していただくようにしているほか、借りた図書を利用者が消毒して持ち帰れるよう、館内に図書消毒機を設置し、運用しているような状況であります。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今回の緊急事態宣言の発令に対するよしおか温泉の営業についてですが、8月中におきましては、サウナ室の改修工事のため、1か月間の休館となっておりますが、工事完成に伴い、昨日、9月1日からサウナの利用を含め、営業を再開いたしました。

従業員の出勤時の検温など、体調確認を実施し、手指消毒やマスク着用を徹底しております。

また、館内の消毒を実施し、併せて、ロッカーやテーブルの間引きなどを行っております。

また、サウナにつきましては、コロナ禍の中での利用が初めてとなる状況でありますので、利用時間の短縮や人数制限を行っております。

いずれにいたしましても、利用者の方々にご不便をおかけする部分もございますが、皆様のご協力をいただきながら、今後も感染防止に努めていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

いろいろと対策を講じていただいているようで、安心しました。

第5波の感染拡大がいつ北毛地域にも広がってくるか分かりません。十分な対策を講じ

ていただけるよう、備えていただきたいと思います。

次に、町民の安心安全についてお聞きします。

初めに、大雨災害への備えについてお聞きします。

今年の夏は全国的に大雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂災害によって人命も奪われる被害が相次ぎました。吉岡町でも8月15日に大雨警報と土砂災害警戒の警報が出され、自主避難所が開設されました。

今回の避難所の利用者はありましたでしょうか。

また、避難対象の地域は、具体的にはどのあたりで、実際の被害状況はどうだったのか教えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 大雨被害への備えについてということで質問いただきました。

8月15日に開設した自主避難所の利用者についてですが、今回は利用された方はいらっしゃいませんでした。

また、避難対象の地域についてですが、今回は土砂災害のおそれがある状況でしたので、上野原地区の住民の方に対して防災無線を使用して自主避難を呼びかけたほか、よしおかほっとメールを利用して、配信登録者全員の方に自主避難所開設のお知らせのメールを送信いたしました。

さらに、土砂災害警戒区域内に居住する3世帯の方には、個別に電話連絡し、自主避難を呼びかけました。

なお、実際の被害状況につきましては、特に目立った被害は発生しませんでした。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 実際の避難された方はいらっしゃらなかったということなんですけれども、やはり避難所開設という事態に当たり、コロナ禍ということで、コロナ禍における避難所の開設で、特に注意された部分があったかと思います。

振り返って見ていただいて、実際の対応、この準備については、どのような状況だったのでしょうか。お尋ねをします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） コロナ禍における避難所開設につきましては、感染の疑いのある方を事前に把握するための2段階受付の設置や、非接触型体温計、手指消毒液等の感染予防対策のための物品、健康状態のチェック表などを用意しておりました。

また、実際の避難所内では、スペースを区切り、避難者同士の距離を確保する等の対策を想定しておりました。

今回は、避難された方はいらっしゃいませんでしたが、今後も防災専門員を中心に、感染防止対策を踏まえた避難所開設方法をさらに検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。

今回は、実際には避難された方がいらっしゃらなかったということですが、予備的な訓練にもなったかと思えます。今後も十分な備えをお願いいたします。

次に、河川内の雑草木の処理についてお聞きします。

先ほどお尋ねしましたように、大雨警報が出るほどの雨量になると、河川の水量は急激に増加し、ふだんは水の流れていない部分にも川幅いっぱいになり水が流れることになるかと思えます。そうすると、川の中に生えている木や雑草が流れの妨げとなり、河川氾濫の危険が増幅するのではないかと思われるような箇所も幾つか見受けられます。

このような河川内の雑草木は、どのように処理されるものなのでしょうか。自治会で行うものなのでしょうか。それとも、一級河川やそうでない河川で対応が違うのか、その辺のところをお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 河川内の雑木や堆積した土砂の撤去等につきましては、河川愛護団体によるボランティア活動で実施していただいているところもございますが、基本的には河川管理者である県渋川土木事務所が対応するものでございます。

町内の一級河川7河川では、自治会等からの要望に基づき、町を經由して県に対し雑木撤去やしゅんせつ工事の要望依頼をしております。

渋川土木事務所では、渋川管内にある河川状況を勘案して、順次雑木伐採やしゅんせつ工事などを発注し、対応しております。

なお、青線などで大きな水路につきましては、町またはその水路を管理している土地改良区など、管理者が対応しております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 具体的には、小倉地区の滝の沢川などは、河川内の雑草が既に樹木化して生い茂っています。以前は、自治会で作業参加者を募り、伐採作業等していた時期もありましたが、安全面等から、現在は行われておりません。

このような場所は、町内ではどのくらいあるのか、町として把握されていますでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町内の河川内の雑木等の繁茂箇所は、相当数あるものと認識しております。

なお、自治会要望を受けて、平成30年度から県渋川土木事務所へ樹木の伐採等を依頼した箇所は、吉岡川で3件、駒寄川で1件、午王頭川で1件でございます。

また、町が地籍調査事業や民間開発事業などに伴い、独自に樹木の伐採等の要望をした箇所は、滝の沢川で1件、自害沢川で3件、駒寄川で5件、午王頭川で2件、合計で16か所を依頼しております。

なお、半数ほどが対策工事を実施しており、順次対応していただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ちょっと、じゃ、具体的にお聞きしたいんですけども、例えば小倉の滝の沢の川の橋から見える川のところの樹木がすごく茂っているけれども、これはどういうふうに処理したらいいのかということは、まず、自治会から町に申請して、町から渋川土木に対して申請をして、その渋川土木がその伐採作業をしてくれるのを待つということになるのでしょうか。

例えば、そのような順序でいった場合、明日自治会が町に申請をすると考えたら、どのくらいの期間でそれがなされるのか、ざっとでいいので、教えていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） いただきましたご質問につきましては、順番とするとそのような自治会からの要望を受けて、町がその要望を渋川土木事務所に上げると。

先ほども話したとおりに、今までの16件ほど依頼を要望しているわけでございますけれども、半数ほどが対策工事をしているというところで、県渋川土木事務所とすると、渋川管内のそれぞれの河川の状況を勘案して、順次対応しているところでございますので、その期間につきましては、申し訳ございませんが、答えられません。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

災害が起きてからでは遅いので、事前の対策を今後進めていただければと思います。

次に、町道の安全確保についてお尋ねします。

新高浜バイパスの開通や駒寄インターの大型車対応化など、地域の幹線道路の拡充、整備が進んでいる吉岡町ですが、安全が見直されるべき町道も多くあると思います。特に、夏期気になるのが交差点の農作物や雑草による見通しの悪さです。信号や中央線のない幅の狭い道路同士の交差点では、一方に止まれの標識や道路標示があるものの、ふだんなら交差車両があるかどうか、一目瞭然の場所が視界が遮られ、停止線を少しオーバーしないと安全確認がしにくい場所が増加します。

そのような場所の対応は、通常は自治会単位で行われることと思いますが、町としては、毎年このようなことが上がってくると思いますので、このような危険交差点の把握というのはありますでしょうか。お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 雑草等に伴う危険箇所は、職員が現場等に出向くときに道路パトロールなどで把握をしております。

例年道路作業員や土木業者に依頼して、除草している交差点箇所は、町内には相当数ございます。

また、周辺状況が夏の時期では変わることもあり、住民の方からの通報により、危険箇所の把握をしております。

例年雑草等が繁茂する危険な箇所、交差点につきましては、データを蓄積してリスト化することにより、状況把握をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 道路標示の止まれや停止線などが経年劣化や摩耗のため分かりにくい場所もよく見ます。このような場所の修繕などは、定期的に見直されるようになっているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 道路標示の修繕については、定期的に見直しを行っているわけではございませんが、自治会からの要望や先ほどもありました随時の役場職員の現場確認等により、修繕箇所を把握して、可能な限り早い段階での修繕に努めております。

また、一時停止線や横断歩道等、規制に関する標示についても、こちらも随時警察のほうへ上申をして修繕をお願いしているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 自治会や現場確認のされた後からということで、なかなか事前の対応は難しいと思いますけれども、先ほどから言っていますように、事故があつてからでは遅いので、なるべくそういったところ、定期的にできるようなシステムがつくられればいいかと思っておりますので、お願いいたします。

次に、街路灯や防犯灯についてお聞きします。

これは、以前からの質問で、自治会からの依頼によって町が対応しているとお聞きしています。しかしながら、通学路で考えてみると、遠くの地域から通っている子供たちの自治会と途中通る通学路の自治会はもちろん違うわけで、町を挙げて全町的な考えでの対応が必要になるかと思っております。

この辺の町の考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

- 議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 防犯灯の設置につきましては、これまで申し上げてきたとおり、自治会からの要望により設置いたしまして、電気代及び設置後の修繕費は自治会に負担していただくという、これまでの基本的な姿勢には変化はございません。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、多くの子供たちが利用する道路につきましては、町全体の問題として捉えることが必要であるとの認識も持っております。

今後につきましては、自治会同士の境界線付近等で防犯灯の設置要望に対して、両自治会の合意が調わなかった場合には、町も間に入りまして、三者での協議を再度行っていき、問題の解決を図っていきたいと考えております。以上です。

- 議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

学校から全ての生徒の自宅までの通学路に歩道や防犯灯の整備が十分になされることが望ましいと思いますが、現実的には難しいことです。それでも集団登校の集合場所から学校までの全ての道路に歩道を設置し、防犯灯を設置する。このことについては、主要な道路を決めて、計画することは可能なのではないでしょうか。

子供たちの通学路の安全については、今年6月に千葉県で起きた通学路でのトラックによる悲惨な事故もあり、文科省、国土交通省、警察庁が点検を行い、全国の教育委員会に通学路安全見直しの通知が出ていると聞いています。

10月をめどにその点検もなされていると思います。先ほどの富岡議員の質問の中に、9月中旬までに建設課へというようなお返事もりましたが、改めてお聞きします。この

点検についてはどのような状況でしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 通学路における交通安全を一層確保する取組として、緊急的に合同点検を実施することとなりました。文科省や国交省からの通知を受け、通学路における交通安全のさらなる確保のために、学校関係者、道路管理者、地元警察署等による通学路の緊急合同点検を9月末までに実施する予定でございます。

また、この緊急合同点検結果を踏まえて、ハードとソフト両面のより効果的な対策を関係機関と協議、検討しまして、10月末までに対策案を作成する予定でございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。

通学路の危険を排除し、安心安全の下、子供を学校に送り出せる、そのような家庭ばかりであるように、吉岡町の子供の安全が守られることを切に願います。

次に、地域での子供たちの見守り、居場所づくりについてお聞きします。

人口が増え続けている我が吉岡町、保育園や学童保育の待機児童をなくすための受入数拡張については、順次進められているようです。

しかしながら、実際問題として、保護者に意見を聞きますと、学童保育については、受入れの許可の基準が厳しいところもあり、希望人数と実際の受入人数には若干のずれがあるようにも思われます。

8月4日の上毛新聞で紹介されました吉岡町の自治会施設を利用した夏休み限定の子供たちを預かる取組についてお聞きします。

昔ながらの地域で子供を育てるといったすばらしい取組だと思いますが、町としては、この取組をご存じでいらっしゃるとは思いますが、どのようにこの取組を受け止めていらっしゃるかお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、令和2年度吉岡町地域学校協働センターを新たに設置し、地域と学校が連携し協働して子供たちを育てるための取組を始めており、令和3年度からは、その取組の一環として、駒小の西にあります「ロバロバ」を活用した「吉岡町放課後見守り教室・Our Home ひばりの巣」の試験運用を開始しております。この事業は、放課後の児童の居場所の提供を主目的としたものであり、7月に4回

ほど開室いたしております。

議員ご質問の8月4日の新聞で紹介になった事業についてですが、これは、この吉岡町地域学校協働センターの事業から派生した取組であります。

吉岡町放課後見守り教室の事業名が「Our Home ひばりの巣」であり、寺上自治会のサービスは「ひばりの巣、寺上」となっていることからもお分かりいただけるかと思えます。

これは、寺上地区の事業の中心になっておられる内田伸一氏が吉岡町地域学校協働センターのコーディネーターであったことをきっかけとして、寺上自治会が始めた事業であり、このように地域が主体となる取組は、大変すばらしく、非常にありがたい取組であると感じているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町では学童クラブの待機児童対策として、施設整備を進めているところですが、それでも希望者が増加すると施設整備が追いついていかないことが想定されます。このような中、地元住民のご協力の下、子供たちの居場所づくりに確保していただき、ありがたく感謝を申し上げます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 育成会や自治会と連携をして、アンケートを取ったり、施設使用の調整をしたり、準備期間にしっかりと時間をかけて立ち上げたプログラムのようです。

今後こういった取組が町内でも数を増やしていくことに期待が持てますし、子供たちの居場所づくりのために必要な取組かと思われま。

町からの補助もある程度必要になってくると思いますが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 新聞報道で紹介された取組については、新聞掲載内容のとおり、私も健康子育て課に自治会役員さんから事前にお話がありました。自治会内でアンケートを取り、人数の把握に努めるなど、十分な事前準備を行っていたというようなことです。

このような先進的な取組が各自治体に広がるような仕組みづくり、町としてどのような支援ができるかについて、調査研究、検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 自治会施設のほかに、学校施設等の教育施設を使ってこのような取組は可能でしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、先ほど申したとおり、「吉岡町放課後見守り教室・ひばりの巣」の試験運用を開始しております。

参加されている児童の保護者からもおおむね好評の声をいただいておりますので、今後来年度以降の取組の方向性についても地域学校協働センターの中で検討していくことになると考えています。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 地域で支え合う活動として、今後ますます広がっていくことを期待します。次に、夏休み明けの子供たちの安全面についてお聞きします。

子供たちは、先ほどお聞きした通学路や防犯のような、身体的な安全面も大切ですが、コロナ禍における精神的な安全面についてもケアしていかなくてはならない問題かと思えます。

2020年は、新聞によりますと、11年ぶりに自殺者が増加しているということです。また、コロナ鬱が関係しているのか、2020年度のDV事件の数が過去最多であるということです。

休み明けの生徒の精神的なケアを学校では毎年十分に配慮されていると思いますが、改めてその辺について確認をさせていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町立小学校においては、年度当初から校長はじめ各校の教職員に対してコロナ禍以前に比べて児童生徒の心のケアが重要となるので、子供たちの小さな変化にも気がつくよう、心がけてほしいと指示をしているところでございます。

また、先日の補正において各校に配置されるスクールカウンセラーの勤務日数を増やすことが可能となっておりますので、各校の教職員だけではなく、スクールカウンセラーや町の子育て支援室、児童相談所などの関係機関とも連絡、連携を密にして、児童生徒の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 子供たちの未来のためにも、学校でできる対策は十分に進めていただけれ

ばと思います。

次に、自転車ヘルメットの努力義務化とその後についてお尋ねします。

今年4月より、自転車ヘルメットの着用が努力義務として道路交通法が改定されました。しかしながら、近所の朝の道路を見ますと、高校生の自転車通学でヘルメットを着用している生徒の数は増えてはいますが、まだまだ数%程度と、明らかに少ないと見受けられません。

逆に、社会人のスポーツ自転車のヘルメット着用率のほうが高いように見られます。中学生はもともと通学時のヘルメット着用は当たり前のように見えていますが、実際吉岡町でもヘルメット着用については、どの程度なのか。町としては把握されていますでしょうか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 町といたしましては、町内のヘルメットの着用率は把握しておりません。

また、ヘルメットの着用率等についてのデータが公表されたということはないというふうな認識でおったんですけども、よく調べてみましたところ、2020年8月に民間の団体なんですけれども、自転車ヘルメット委員会という団体が全国の実態調査の結果を公表しております。

ご参考までなんですけれども、これによりますと、群馬県の自転車ヘルメットの着用率は16%となっておりまして、全国平均の11.2%を上回る結果となっております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 全国平均よりヘルメット着用者が高いということで、今後その傾向が進んでいくことを期待しますが、中学生のヘルメット購入には予算を見ましても補助が出ていくようですが、一般の自転車ヘルメットの購入についての補助のお考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 中学生以外の自転車ヘルメット購入の補助について、現在のところすぐ実施する予定はございませんが、努力義務となっております自転車ヘルメットの着用を町としても推進するため、今後は事故率の高い高校生を中心に、補助制度の実施に向けた検討を重ねていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。

実効性のあるところ、実用度の高いところから徐々に進めていただければと思います。

道路インフラも整備され、交通面での発展も期待される我が吉岡町ですので、交通安全の面でも近隣自治体の先進的な模範となるような努力や取組をしていただきたいと思います。

安心安全を誇れる吉岡町であることを切に願ひまして、ちょっと時間早いです、私の一般質問を終了いたします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました4人の一般質問が終了しました。

明日は、通告のあった8人のうち、残り4人の一般質問が行われます。

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時09分散会

令和3年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和3年9月3日（金曜日）

議事日程 第3号

令和3年9月3日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.5～No.8）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日も、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告のあった8人のうち、本日は残り4人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります本日の議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行いますけれども、まず第1点目でありますけれども、コロナ禍での対応ということで質問を出してあります。

吉岡町の子ども食堂の実態と子ども食堂に対する支援はということで出しております。また、フードバンクの取組が多く自治体で取り組まれておりますけれども、今後の吉岡町の取組について伺います。

ご存じのように、子供の貧困というようなことが多く叫ばれておりまして、また国も子供の貧困に関する法律というものができまして、今のこの事態、この問題が進んでおりますけれども、コロナ禍の中で、先ほど言いました子ども食堂、密を避けるということで、思うがままに進んでいないという状況でありまして、このことも十二分にしてあげようと、取り組もうという方がいても、取り組めないという現状があるかと思えます。そこについて、今町の実態、どうなっているのか。そして、今後これに対するこれからの支援策はどうなっているのか、またどう考えているのか、この辺についてまずはお尋ねしたいと思いますけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。本日、まず最初に小池議員から質問いただきました。コロナ禍における諸問題での質問で、吉岡町の子ども食堂の実態のご質問であります。現在吉岡町では子ども食堂は実施しておりませんが、食育の観点からこども食育食堂を夏休みに小学校区単位で実施しております。その概要とフードバンクの詳細については、担当課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こども食育食堂の関係ですが、町では食育の観点から、こども食育食堂を夏休みに小学校区単位で行っております。

一応実績なのですが、平成30年度から実施していきまして、平成30年度についてはボランティア協議会のご協力により弁当を配布したという実績で、この年は27名で、令和元年度からは健康子育て課所属の栄養士がロボロボ等を利用しまして、ここで食育の食べ物の関係を教えながら食べていただくというような形を取りまして、令和元年度につきましては8人、令和2年度に関しましては15人、令和3年度、今年につきましては17人ということで行っております、このこども食育食堂につきましても、今後も続けていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 介護福祉課からは、フードバンクのご質問についてお答えいたします。

現在、町の社会福祉協議会では、フードバンクという形態こそ取っていませんが、生活に困窮している世帯の方から相談を受けた場合には、生活費が工面できるまでの当座の食料、こちらを世帯の人数分だけ渡す食料支援を行っています。渡す食料品については、県社協から配付されたものですとか、町社協の歳末ささえ愛事業、こちらで購入している食料品の一部を使用しています。

町でもゴールデンウィークですとか年末年始など、公共施設の窓口が長期にわたって閉まるときのために、社協からその食料の一部を預かり、休日窓口などで臨時配付できるような対応を取っています。ちなみに、令和2年度の支援実績としては、3件の利用がありました。以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 子ども食堂につきましては、大方がボランティアが進めているというケースが多いのですが、ボランティアが進めるにしても、自治体からの支援がないと、なかなかこれもまた進まない問題なんですよ。そして、フードバンクにつきましても、社協がやっているということですが、これも行政が十二分に絡んで、関係して、その支援をしていかないと、これもまた進まない問題なんですよ。先進地事例といえますか、大きな都市部では随分進んでいるようでありまして、同じ人たちが前橋市とか、高崎市、渋川市にはいるけれども、吉岡町にはそういう対象者がいないんだというこ

とはないわけなのですから、必ずそれはあるわけなんですよね。まして、このコロナ禍の中で生活に困窮する方というのは、もう言わずと知れた方で、仕事がなくなっているとか、両親が片方しかいないという場合には、また国もそれなりの支援をしていますということは町長もご存じだと思うのですけれども、国が支援をしなければならぬほど今逼迫しているということですから、そういう人たちに対して、行政としてどういうことをしてあげられるのかということのを再検討して、なかなか吉岡町も頑張っていますねと、よくやっていますねと言われるような体制を、私はぜひとも今の時期に整える必要があると思っております。

この点につきましては、今後の進め方、庁舎内で皆さんが検討するのでしょうか、まずはそういう方向でこれからの吉岡町が取り組んでいくという決意だけでもお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん弱者支援という形の中で、介護福祉課、また健康子育て課、また社会福祉協議会と連携しながら進めていけたらと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） やらないとは言わないけれども、それなりにやりましょうというのではなくて、もう少し積極的にそういう困っている、困窮している人たちに対しまして、またそのフードロスというのはSDGsにも関係してきますから、無駄を省いていくと。持続可能な社会をつくるためにも、捨てられているものを捨てないで、利用できるものは利用して、そしてまた食に困っている人にはそちらにお渡しするという、今後町が積極的にそれに取り組んでいくという決意みたいなものを、町長、私はお伺いしたいと思うのですけれども、再度いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いずれにしましても、町としては進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひともそういう方たちに対して、いろんな観点から積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、2点目でありますけれども、先日富岡市で進学支援の記事が出ておりました。入学準備金の名称でしたけれども、高校進学で10万円、大学進学で20万円、これ

がその一度だけではなくて、複数年にわたり支給をするというものであります。一般的な支援でありますけれども、県内では初めてだそうです。

私はこれまで奨学金の充実を求めてきましたけれども、いまだにできておりません。国の制度にこのようなものがあるかどうか説明をしてきましたけれども、私はやりたくない言い訳にしか聞こえてきません。ぜひともコロナ禍の中で、子供たちが将来に希望が持てるような支援をしていただきたいと、考えていただきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 国では授業料支援の仕組みとして、高校等に通う生徒に対しまして、授業料の一部または全部を支援する高等学校等就学支援金制度を用意しており、この制度は全国の約8割の生徒が利用しているとのことです。また、就学支援金制度とは別に、生活保護受給世帯や地方住民税所得割非課税世帯を対象に、教科書費や教材費など授業料以外の教育費を支援する返済不要の高校生等奨学給付金制度のほか、群馬県には子供が私立高校等に通う保護者の授業料以外の教育費負担を軽減するための群馬県私立高等学校等奨学のための給付金制度もあり、全ての意思がある生徒が安心して教育を受けられるような制度が準備されております。そのほか、高校生等を対象とした奨学金や資金貸付制度としては、群馬県教育文化事業団が実施する群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金や、県教育委員会が実施する群馬県高等学校等奨学金のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金等が用意されております。大学生を対象とした奨学金としても、大学等がそれぞれ設置している大学独自の奨学金のほかに、独立行政法人日本学生支援機構による無利子の第一種奨学金と利子付の第二種奨学金のほか、返還が不要な給付型奨学金制度も創設されております。

このように、国や県などにおいて就学支援に関する取組が進められている中であって、町として保護者負担の軽減にどう取り組んでいくか、総合的に検討していきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その回答で、前回も前々回もいただいている回答の輪から全く出ていない、一歩も出ていないのですよ。というのは、私が今紹介しましたように、先日上毛新聞に富岡市で進学支援の記事が出ていましたと言いましたよね。そして、その中で高校生の進学で10万円、大学生の進学、入学で20万円を支給するというのですよ。ですから、ほかの県でもそういうのが出てきたようでもありますけれども、今課長が言われたことというの

は、群馬県全てのところで行われているのですよ。それでもまだ不十分だということで、またこのコロナ禍もあるということで、生活で大変なところには住民税非課税世帯が対象であるとか、限定的ではありますがけれども、そういうことで高校生では10万円、そして大学生では20万円を支給するというのを議会で決めるということなんです。今言われたことというのは、全ての市町村がどなたも全て対象になっています。しかし、それだけでは十分足りないからということで、新たに富岡市ではこういう制度を始めましたよ。今通って、いろんな自治体もここで進めていますよという中で、吉岡町もどうでしょうかと私は問うているんです。だから、事務局長が言われたことというのは、これまでも何度も何度も私が聞いていることでもありますから、それから一歩出て、町独自に子供たちが将来に希望を持てる、そういうためにどうでしょうかと言っています。

私もたまたま大学生の子供がいますけれども、お金の準備ができないので、進級するのを諦めるという方も結構いると聞いています。いろんな制度がありますけれども、それを使っただけで、では高校、大学がもう間に合うかといったら、それで間に合わないから中途退学をするという人が出てくるのですよ。

実際に、今授業料が、大学が無料になったといっても、学校維持費とか、そういうので年間に80万円ぐらいかかりますよ、授業料のほかに。そこへもってきて、子供たちのバイトがなくなっているわけなんです。コロナ禍の中で、飲食店やほとんど休業、まして今はこういう措置が取られていますから、全くバイトもできないという人が多くいます。今までは飲食店とかそういうところで随分子供たちが、高校生がコンビニ行ったり、大学生はそういうところでバイトができましたけれども、ほとんどそれが無いという状況なんですよね。

ですから、私は先ほど言いましたように、子供たちが将来に希望を持てるように、町独自の支援制度を検討しませんかと。このことはもう他の自治体、今紹介しましたけれども、富岡市ではこのこと、そのときの1年限りじゃなくて、もう複数年で支援するというのを始めましたよ。吉岡町はどうですか、考えませんかと言っているのですけれども、このことについて、先ほども言いましたけれども、同じ回答の繰り返しではなくて、一歩出て、将来の希望を持てる、そのためにぜひとも吉岡町もやるべきだと思いますけれども、再度町長にその考え方、決意をお伺いしますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどの質問にも重複することなのですが、弱者支援、また困窮世帯への支援策については、町福祉部局等々で対応をしっかりと進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） しっかり進めていきたいと言っても、そこから町長、もう少し一歩出て、富岡市の例を私は今紹介しましたけれども、富岡市に引けを取らない、その程度のことはこれから考えていく、実施していくというぐらいのことは、町長、言えませんか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡市の奨学金制度につきましては、素晴らしい制度だと思っております。先ほどの教育委員会の事務局長の答弁の中にもありましたように、国・県の制度利用を積極的に促すことで、現状、町としての制度化は見送りたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長は自分の公約の中で、教育の支援ということをやっていますか。今、コロナ禍の中で、先ほど言いましたけれども、高校に進学であるとか、大学への進学であるとか、また進級であるとか、断念せざるを得ないという状況が出ているんですよ。そういう中で、そういう人たちを見捨てるのですか。町ができることはしてあげようということで富岡市はやっているじゃないですか。これからそういう市町村に続いてくる自治体も出てくると思いますよ。そういう中において、町長がそういう態度でいたら、住民は救われられないでしょう。これから検討して、できるだけことはやっていきたいというようなことは言えませんか。私はその程度でなければ、町長、あなたはそこに座っている価値はないと思いますよ。もう少しコロナ禍での住民の立場を理解して、できることをやっていくんだというぐらいの決意を見せられませんか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話ししましたように、弱者支援、困窮世帯への支援策については、十分しっかりと考えていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、町長が言ったこと、私はどう捉えていいかちょっと理解できないんですよ。今私が質問したことについて、正面から答えていただきたい。ピントをぼかしたような答えではなくて、私は実例を挙げて、今高校生、大学生、こういう人たちが困窮していますよと、いろんな事情を説明しながら、いますよと。富岡市ではこういう制度をつかって、今こういう困窮している子供たちの将来のために行政として支援するというのを

決めましたよ。吉岡町でもその程度のことはできるのではないですか、してあげてくださいというのが私の質問なんです。その質問について、正面から教えてください。いや、富岡市みたいなこと、うちはできない。先ほど、そう考えていないとのことでしたのですけれども、町のトップですよ。町のトップ。住民の生命、財産を守るけれども、子供たちの発展、育成も考えなければならない。この子供たちの教育が進むということは、町の発展、国の発展にもつながるのですよ。そういう希望を持っている人たちに、希望をかなえられるように最大限の努力をするというのが、私は町のトップ、町長の務めだと思うのですよ。富岡市に負けないぐらいの施策を、これから吉岡町もでも十二分に検討して、どこまで、その半分までできるか、7割しかできないか分かりませんが、財政状況等勘案して、できる限りの努力をしていきますと、この問題についてですよ。富岡市は複数年ですよ。入学のときと、また進学、1年生入学するとき、2年生になるとき、3年生になるとき、4年生になるとき、複数年でこれを実施するということを決めたんですよ。それをよそんちの出来事ではなくて、吉岡町でもその程度のことは何とかしてやりたいと、そういうことをぜひしたいと、考えたいと、実施のほうですね、私はそこまで町長、踏み込んで回答すべきだと思うのですよ。そうすれば多くの人たちが、今これから高校へ入る子供であったり、また入ろうとしている子供、そういう人たちだって、それは拍手ですよ。

また、新聞に出ていましたけれども、高校に入学ですか、中学に入学するときにもまたその準備金を3万円とか、5万円とか出すということも最近の新聞記事に載っていましたよ。そのように町長、思っているより事態は深刻で、またそういう人たちを何とかしてあげたいということで自治体が動いていますよ。再度、町長の決意をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 制度化については、現在のところ予定はしておりません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、何のために町長は町長になったんですか。じゃあ、角度変えて聞きますよ。富岡市がこういう制度をつくるそうです。それについて町長はどう思いますか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） すばらしい制度であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） すばらしい制度であれば、我が町でもそれに匹敵するぐらい負けない制度

をぜひつくってみたいという考えにはなりませんか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 制度化については、現在のところ予定しておりません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、同じ群馬県に住んでいる町村で、そういうことを実施しているところがある。また、それはすばらしいと。では、我が町は今後どうですか、やる気もありませんということですよ。では、町長は何をしたくて町長になったんですか。ただ町長という名誉だけが欲しくて、そこに座っているのですか。なったのですか。大変な今コロナ禍の中で、大変な子供たちに、その子供たちが希望が持てる制度をつくって、そういう子供たちが、ああ吉岡町に生まれてよかった、吉岡に育ってよかったというふうに、子供たちが将来に希望を持てる町をつくりたいとか、そういう考えはなかったのですか。ただ町長という名誉だけが欲しくてそこに座っているのですか。

町長にそのことを幾ら言ってもやる気がない。だったら、何のために町長になったのか私は疑うんですよ。富岡町は、ああそれはすばらしいと思う。我が町はどうですか。やる気がありません。自分でそこに矛盾を感じませんか。町長の自分のポケットマネーを出して、そういう人たちに何とかしろと言っているのではないですよ。富岡市だって、財政的にはとても厳しい町ですよ。厳しい自治体ですよ。それでも、それだけのことをやっている。その差は何でしょうね。町長にその気持ちがなければ、私は本当に何度も言いますけれども、失礼かもしれませんが、そこに座っている価値はないと思いますよ。そこに座っている以上は、全てのこれから将来を担う子供たちに、できる範囲で何でもしてあげようという気持ちにならない人は、そこに座るべきじゃない。私はそう思いますよ。

これで最後にしますけれども、もう一度確認します。町長、検討の余地もございませんか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 私は、町民皆さんが住み続けたいまちづくりをこれからもしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 子供たちが将来に希望を持てるように考えてくれと言って、そのことを断る町長がいて、子供たちが住み続けたいなんて誰が思いますか。私は、話にならないと思いますよ。町長にやる気がないということを確認しましたので、続きまして次の問題に移

ります。

ヤングケアラーでは、高崎市が来年から無料でヘルパー派遣の準備をしているそうです。ヘルパー60人分、予算として1億円を見ているようでありますけれども、ヤングケアラー支援では、吉岡町でもぜひとも検討すべきだと思います。私はこれまでヤングケアラーの問題について、さきの議会でも質問しましたがけれども、今の実態を見ますと、本当に幼い子供たちが、お母さんの具合が悪い、お父さんの具合が悪い、特に片親世帯に多いそうでありますけれども、そういう中で学校に行きたいけれども行けないという状況がある。その世帯として困っている。これもコロナも大きく関係しております。そういう中におきまして、高崎市では今このような、先手ということではありませんね、実態に合わせて、何とかそういう子供たちを救済しようということが始まったようでありますけれども、そのことについて今後吉岡町はどう考えていくか、この点についてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ヤングケアラー支援の質問についてですが、現在につきましては、町の要保護児童対策協議会の中で、町が把握する支援が必要と思われる家庭について、その協議会の構成員である町教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所、警察等で情報共有を図りながら、そちらの家庭に継続的に訪問や連絡を取り合いながら、最善の支援を行っています。

その他、潜在的な子供たちへの支援についてですが、こちらについては先ほど議員もご指摘ありましたが、第2回定例会の一般質問であった中で、どのような形になるか現在検討中のところではありますが、実態を把握した上で、どのような支援ができるか検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このヤングケアラーの問題は大変シビアな問題で、すぐ目で見確認できるというものではないんですよね。どの家庭がどうなっているかというのは。まだまだ日本の風土として、そういうものは表に見せたくない、隠したいということで、もちろん子供もそういう環境の中で人にも言えないという、また周りからも見つけにくいという状態であるわけですね。でも、このことが今は社会問題にあるということは確かで、社会問題になっております。そして、高崎市で36万ですか、37万ぐらいですか、という都市で、それに関するヘルパーさんは60人ぐらい用意して、予算で1億円用意したということですから、吉岡町だとその10分の1であっても、その1割弱でも、同じ国に住んでいるわけですから、その対象者等いると思うのですよね。だから、なかなかそういう人た

ちが困っている、子供ですから、なかなか手も挙げにくいという状況があるんですよ。大人になってから、子供たちがそういえば私は今で言うヤングケアラーであったと証言する人もいます。ですから、よっぽど学校でも注意して、その状況を、家庭を、察するという目がないとなかなか見いだせません。

そういう子供たちを見いだせても、今度町に予算がなければ、それに対応する予算がなければ、手当て、準備ができてなければ何もしてあげられません。それをするために、私はもう少しアンテナを高くして、そしてまずは予算の確保が大事ですよ。関連予算ではなかなか出にくい。でも、そのことをしっかり位置づけていけば、予算も立てられます。不必要であれば、それはまた戻せばいいんですから。そういうことも私は考えるべきだと思いますけれども、今後どのように、教育長にお尋ねしますけれども、このヤングケアラーの問題についてはどういう認識でいますか、学校でどういうふうに対応しているか。そしてまた、担当の課、これはまた米沢課長のところになりますかね、予算立てなんかは今後どうしていくのか。その辺についてお尋ねしますけれども、いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ヤングケアラーの概念が出始めて、まだ時間がそれほどたっておりません。まず、学校で必要なこととして、このヤングケアラーという概念を保護者の方に、こういうヤングケアラーということで概念ができて、それに対する注目が今集まっていますという啓発がまず必要かなと。もしかすると私の家はそれに該当するかもしれないということが出てくると思いますので、まずはそのあたりを行っていくことが教育委員会として今後必要になってくるのかなと思います。

もう一つは、これは前回の答弁でもさせていただいたと思うのですが、先生方がこの概念をまず理解して、そういう目で子供たちの困り感、様々な困り感を抱えている子供がおられますけれども、それがこの視点から困っているのではないかという視点で子供たちをしっかりと見ていくということが2つ目に必要だと思います。

これはこの問題だけではなくて、学校でスクールカウンセラーの時間も増やせるように予算を取っていただきましたので、スクールカウンセラーはこの概念については当然よく知っていますので、その辺で相談に乗るときも、こういう視点でまた課題が出てくるかなと思いますので、子供たちという視点をもう一つ付け加えますと、子供たちは小学校段階でヤングケアラーという概念を理解するのは難しいかもしれませんが、ヤングケアラーで一番世話をしている者というのは、私が調べた限りでは、小さな子供の世話をしているという者が一番多いようです。そういうところも子供たちに、家でどんな時間を過ごしているというような問合せをしながら、そういうのが出てきた場合、もちろん保護者の

方、それから同居している方、近くにいる高齢者の方、そういう人の世話をする時間があるというようなところを、実態を見つけることも、そういうアンテナを高くすることも大事なかなと思います。

以上申し上げましたように、保護者への啓発、それから教員のアンテナを高くする、それから子供たちの実態をどう吸い上げていくか、この辺を考えていくことが教育委員会としての役割かなと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もう一つの町としての今後の対応というご質問をいただいております。現状、高崎市の状況、動向を注視、または情報収集等をしていきたいと考えております。あわせて、まずは実態の把握に努めたいということで、支援方法等を含め、所管課と協議をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、次の問題でありますけれども、4項目で、コロナと子供の自殺と題して昨今報道が多く出ておりますけれども、2020年に自ら命を絶った小中学生は前年比で100人多い499人、統計以来、過去最高だそうです。問題は様々でしょうけれども、相談ができる窓口や支援体制の充実が求められていると思いますけれども、この件についての今後の対応についてお尋ねするものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町の対応ということで、昨日の富岡議員の質問と若干かぶるところがありますが、窓口や支援体制のご質問ということで、町では平成31年3月、いのち支える吉岡町自殺対策行動計画を策定し、その施策を実施しています。その中で、職員や社会福祉協議会になるのですが、ゲートキーパーの研修を行っております。また、今ちょっとコロナ禍でできないのですが、一般町民向けにも予定しております。その他、相談窓口等の啓発等になるのですが、相談窓口については、町ではよしおか健康ダイヤル24というのを24時間で受け付けているのですが、その中でもメンタル関係の相談を受けています。そういった中と、あとは群馬県のほうでもこころの健康相談統一ダイヤルということで、自殺の問題とか、そういった相談を受けております。また、今月上旬に県のほうでラインを使って、適切な相談窓口を案内するような仕組みをつくっているということになっていきますので、そういった相談窓口、いざとなったときの相談窓口の啓発等をしていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間の制限がありますので、次に移りたいと思います。またこの件につきましては、ぜひとも増えていますから、後追い行政にならないで、やっぱり先に一步出て、そういう事情を把握して、そういう人たちが自殺しなくても済むような、特に学校の現場もそうだと思いますけれども、子供の自殺ですから、教育委員会も十二分に学校と連携を取りながら、防止策を進めていただきたいと思います。

5番目でありますけれども、保育園や学校での感染防止についての今後の対応をお尋ねするものでありますけれども、学校での感染防止についての対応、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、始業式から9月12日までを健康観察強化期間として3密の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行等、各校で基本的な感染防止対策の一層の徹底を図るとともに、中学校では9月12日までの期間の部活動を原則中止にしております。また、今後の学級閉鎖や発熱、感染不安による欠席者の対応として、各学校では端末を活用した授業の中継や学習支援ソフトを活用した家庭にいる児童生徒とのやり取りなどについても準備を進めているところでございます。

なお、今後学校では運動学習発表会や修学旅行等も予定されています。これらをはじめとした各学校の行事につきましても、各学校において実施の時期や内容等を工夫して、実施することが可能かどうかのぎりぎりの調整を行っている状況となっております。

そのほかにも、2学期の開始に当たりまして、保護者に対し同居の家族の皆さんの健康観察や体調が優れない方がいる場合の受診や登校見合せをご検討いただくこと、またお子さんへの感染防止対策についての指導、不要不急の外出や県外への移動の自粛、接種券を有していて、今後ワクチン接種を検討している保護者への早めの接種の呼びかけなども行っており、これらのことにつきましては、学校と家庭で協力しながら、感染防止対策に取り組んでいきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 保育園関係になります。昨日の小林議員の質問と若干かぶるところもありますが、保育園としては送迎等の人数を絞って1人のみにする等、制限を行っております。運営そのものについては通常どおり行っております。

行事につきましては、運動会が予定されているところなのですが、観覧人数の制限や行事への切替え、場合によっては中止の判断も視野に入れているということになっておりま

す。

感染症対策につきましては、従前も行っていたところですが、群馬県に緊急事態宣言が発令されたことにより、今まで以上の対策を行うと聞いております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） コロナ不安のオンライン授業、学校が始まりまして、高齢者と一緒に生活している世帯も、家族に持病があったり、様々であります。これらの人たちが安心して教育を受けられ、家族が安心して生活ができる環境は整えなければなりません。状況に合った対応が求められておりますけれども、先ほども回答がありましたけれども、学校の中での感染したのが、家庭へ持ち帰って、家族が感染するということが今大きな問題になっています。学校が始まったことによって、このことが広まるのではないかとという中で、学校では半分登校させて、半分はオンラインでやるとか、様々な方法が取られているようでありますけれども、感染爆発を防ぐための対応というのは、この9月に入って、新学期に入って、新しいフレーズになりましたから、これまでの対応とはまた違った対応が求められていると思いますけれども、そこは機敏な対応はしていくのでしょうか、教育委員会としては今後、先を見据えて、いろんなことが考えられると思いますけれども、ほかに考えられること、またやらなければならないこと等ありましたら、お答え願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 今回、8月25日から3校とも通常登校ということにさせていただきました。様々な視点から検討して、そういうふうに最終的に決定になったわけですが、昨年度から学校の役割として非常にクローズアップされているのが、子供の居場所をきちんと確保するという事です。臨時休校になって最大の課題だったのが、子供の居場所がない。吉岡町ではおかげさまで昨年度3月は分散登校という方式を取って、休校とは言いながら、子供の居場所を確保する方策を練ったわけですが、改めて全国的に子供たちの居場所が必要と。まさに先ほど小池議員から自殺のお話がありましたけれども、昨年の中学生の自殺で最も多かったのが6月です。6月というのは4月、5月がほとんど臨時休校で、その後学校が始まったところで自殺者が増えたという状況で、その専門家の分析によると、家庭にしか居場所がなかった、第2の居場所がなかったということが非常に大きなことだったということで、今吉岡町はいろんなことを考えながら、学力の保障もありますけれども、やはり子供が友達と会って、先生と話をして過ごす。この重要性を取って、こうなっているわけです。ただ、一方で家庭に戻れば、高齢者の方と同居していらっしゃ

る方も、乳幼児と一緒にいる方も、そここのところの感染防止対策をどうすればいいかというのは、先ほど事務局長が申し上げた方策を学校では最大限取ると。学校に来ている以上、ほかの子と接しますので、その感染リスクがゼロにできるかということになると、それはなかなかできません。

ただ一方で、もう一つ各家庭において、うちはどうしても学校に行かせるのが不安だという家庭も中にはございました。そういう方とはよく個人的に担任と学校との方との話し合いを通じて、できる方策を練ったわけですが、現段階で授業を、オンラインを通じて配信する方策で学校の様子を伝えるということ、保護者の方と相談しながら進めております。

なお、今後どうするかというお話がありましたけれども、ようやく国から学級閉鎖の基準というのが出まして、これから吉岡町でもこれを保護者の方にお伝えすることになると思うのですけれども、まだお伝えしておりません。

ただ、基本的な考え方は今申し上げられますのでお伝えさせていただきますが、学校で家庭内感染ではない感染者が発生した。家庭内からうつった子供じゃない感染と、友達同士で感染者が発生したとき、また学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、臨時休業を検討するということになると思われま

す。学級閉鎖については、同じ学級において複数の児童生徒の感染が、今のような条件で発生したと。感染が確認された者がたとえ1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、また1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合というものが、学級閉鎖のおよその基準になると思われま

す。期間としては、カレンダーの日にちでいきますと5日から7日程度というのが国から示されております。なお、学年閉鎖はこのような状況の学級が複数存在する場合、また学校全体の臨時休業となると、こういうクラスが複数の学年をまたいで学年閉鎖状態が続く場合などは学校全体の臨時休業を実施するという状況になっております。その場合に備えて、万が一学級全体が学級閉鎖、または学年閉鎖、最悪学校閉鎖などになった場合に、子供たちの学力保障、そして友達とつながれる、先生とつながれる状況を準備するために、今学校でも本格的にその対応について動いているところです。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほども言いましたけれども、8月25日でしたか、から学校が始まって、一番懸念されているのが、学校の中での生徒間の感染、そして感染したものが家庭に持ち込まれて、そしてまたそのおじいちゃん、おばあちゃん関係なく、感染して、家族感染が起こることが懸念されて、それでも大きくなるのではないかと懸念され

ておりますけれども、先の見えないことでありますけれども、予想はされますから、ぜひともそのところを十二分に臨機応変に対応できるように、これからもお願いしたいと思います。

続きまして、6番目でありますけれども、コロナ困窮世帯への取組も大きな課題となっておりますけれども、独自の取組がそれぞれ行われておりますが、きめ細かな対応が求められております。これは精神論ではなくて、しっかりと財政支援を行っていかねばならないと思っておりますけれども、コロナ困窮世帯への町独自、様々なこともやっておりますけれども、状況は進展しております。そういう中で、今後町が考えられることではあるかと思っておりますけれども、これまでは本当に私は多かっただと、精神論というので、精神論ではなくて、やっぱり最後はお金であったり、お金の支援であったりするものだと思うのですよ。だから、考えられることというのは、先回りをしてどんどんやっていかねばならないと思っておりますけれども、その点について、まずはどういう考えを持っているかについてお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、国では事業者に対する事業資金の支援で経済活動を下支えし、生活に困窮している方々に対しては、生活資金の貸付けですとか、様々な種類の給付金などによって生活を支援しています。

議員ご指摘の生活困窮者に対する財政支援に関しましては、再三にわたる緊急事態宣言の発令による国民生活への影響を鑑みて、国や県では現在実施している各種支援メニューに様々な見直しを加えているところでございます。申請期限の延長ですとか、回数の延長、また対象者の拡大、要件を満たす方への貸付金償還免除等の見直しはそれでございます。

それに対して町なのですが、町では国や県の支援の隙間を埋める独自の支援策を実施するべく、働いている現役世代と比べて、就労の支援や家計再建など自立支援のための政策の少ない高齢者の日常生活の支援、こちらに向けた取組を強化していきたいと考えています。

第2回定例会の一般質問にもありましたが、コロナ禍の自粛生活の中で、健康面に一番大きな影響を受けやすい高齢者の方、コロナ禍がこれ以上長期化しても、住み慣れた地域で自立した生活を支援できるようなことが事業の目的であります。具体的には、コロナ禍によって、昨年度から高齢者の個別の訪問調査ができていません。それによって、高齢者の実態がつかみづらくなっていますので、高齢者の現在の生活状況に対する町独自のアンケート調査を早急に実施したいと思います。これによって、高齢者を取り巻く現在の状況と必要とする支援のニーズを的確に把握しまして、町の社会資源や既存の支援策と組み合

わせて、新たな生活支援を進める事業、生活支援を援助する事業が提案できるよう、検討を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひともそれを進めていただいて、財政支援もしっかりお願いしたいと思います。

それから、今コロナに感染して、自宅療養者や濃厚接触者に対する支援というのが大きな課題となっております。また、それが実施されておりますけれども、吉岡町ではこの点について、もう計画はできて、もうすぐ吉岡町の中でコロナに感染する人たちが発生したというときに、今言いました自宅療養者であるとか濃厚接触者、特に自宅療養ですよ。それであるとか、感染の疑いがあるということで自宅待機というのですかね、そういう人たちに対して、家庭から出られませんから、そういう人たちについては町が、それぞれの自治体がそれぞれに支援する、渋川市辺りでも、今日の新聞でも、二、三日前の新聞でも出ておりましたけれども、そういう人たちに対する支援体制というのは、取り組まれているのでしょうか。取り組まれていなければ、早急に準備をしておかなければならないと思いますけれども、これらの点についての町の現状、今後の対応策についてお尋ねするものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 自宅療養者に関しましては、県で対応していただけるということになっておりまして、町とすると濃厚接触者の自宅待機者ということになるかと思っております。これに関しましては、今渋川市が検討しているのですけれども、うちのほうも現状、協力してくれる企業等々も必要かと思っておりますので、そちらのところで調査しているところ、いづれにせよこちらについてはやっていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 濃厚接触者であるとか、要するに家庭から出られないという場合には、自宅療養、県もやっていると言いますが、渋川市の支援なんか見ていると、市が率先して、1週間分の食料品であるとか、生活必需品は準備して提供できる体制になっていることが出ていましたよね。このところは県の対応ではなくて、市独自でやっていますよね。それは当然のことながら、自治体と町が分かる部分もあるでしょうけれども、保健所と市がタイアップして、協力して進めているということになっておりますけれども、恐らく吉岡町でもそういう事象が発生すれば、そうなるのでしょうか、そのとこ

ろは町として十分にできているかどうかということを私は確認したいのですけれども。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 現時点ではまだできていません。ただ、この先やる方向で今動いています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もうこれは先にしておくことが私は大事だと思います。そうってから慌てるのではなくて、ぜひともその準備はしていただきたいと思いますので、そこは後に問題を起こさないようお願いしたいと思います。

時間もあと4分になりましたけれども、また今回も一つの課題だけで終わっちゃいそうなのですけれども、前回はSDGsについて質問しようと思いましたが、残りも3分になりました。SDGsの取組、行政として今後どのような取組をしますかということについて質問を出しておりますけれども、まず行政の進め方としては、SDGsにどう取り組んでいくか。また、再度この点について町の回答をお願いしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） SDGsとは持続可能な世界を実現するための17の目標とそれらを細分化した169のターゲットから構成される国際目標であります。議員ご指摘のとおり、SDGsが目指すところは、誰一人取り残さない社会であり、国や企業だけではなく、地方自治体にも当該理念の追求が必要とされております。

自治体によるSDGsの推進は、地域の活性化をはじめ、様々なメリットが見込まれています。持続可能なまちづくりは、住みやすい環境の推進、住民生活の質の向上と、結果としてその土地に住まう住民の満足度が高くなり、人口流出を防ぐことができるものと考えられます。また、自治体のみでは進められないものもあり、民間事業者や地域住民と手を取り合うなど、自治体を中心に様々な関係者を巻き込んでいくことは、課題解決にもつながります。普遍的な目標であるSDGsのゴールは、自治体の目標と重なる部分も多く、課題解決への道筋を明確に把握でき、解決のための有効な手段を見つけることもできます。加えて、積極的にSDGsに関わることは、多くの情報を得やすくなり、当該情報を他地域と比較することで、自身の地域の強みや課題に気づくことができます。

現在、策定を進める吉岡町第6次総合計画においては、17の目標を施策にひもづけることで、SDGsとの関連性を明確にいたします。町としても今後の施策の企画、立案、実行のプロセスにおいて、SDGsの理念に配慮した政策運営に努めてまいります。

そんな中、今自分は、個人として身近なことだとお考えいただき、私がつけているこのバッジ、SDGsに関わる、1人でもできること、その取組をちょっと紹介させていただきたいと思います。マゼンタ・スターといいます。協力する側がマークをつける協力者のカミングアウト、私はこの活動を知って、即賛同、団体のマークバッジを購入し、現在着用を始めております。SDGsで唱える持続可能な社会に近づくような、この若者の皆さんのアイデンティティーに、大いに大切なことと感じているところです。ぜひ皆さんも一緒に広めていただけたらと思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 持続可能な社会とは、地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会と言われております。終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町内の感染者数の把握はということで、新型コロナウイルス感染症対策についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症も、感染力の強いデルタ株が猛威を振るう第5波が到来し、連日の報道では爆発的に感染が拡大しています。県内でも例外ではありません。このように感染者が増えると、町の人も、一体我が町では何人ぐらい感染者がいるのか気になるのではないのでしょうか。新聞によりますと、上毛新聞の中に、県内で確認された新型コロナウイルス感染者というのが毎日出ているのですけれども、私一番古い新聞が7月21日しなくて、あとはもう廃品回収でみんな出ちゃったものですから、そのときの人数が、7月21日の段階で渋川市が134人、榛東村と吉岡町は管内公表ということで、合計で管内で69人ということだったのですね。そして、8月17日が榛東村と吉岡町は93人、そして8月19日にプラス5人で103名になりました。ちょうど感染が爆発して、東京

等で5, 000人感染が出たような時期かと思います。それから吉岡町はコンスタントに増えて、今日現在140人ということで、7月21日から比べますと、プラス71名ということで、そのような結果が出たわけなのですからけれども、昨日も小林議員の質問の中で、保健所が西毛と北毛だけは、甘楽町と草津町だけはプラス1と出ているのですけれども、あとは全部管内で公表ということになっておりまして、その他公表されている町村は、板倉町があったり、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、甘楽町があつて、そんな形ですね。あとはみんな公表されていないのですけれども、この辺は一体どういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。なかなか気がつかなかったのですけれども、やはり人数が出ているのに、どうして西・北毛だけ町村が出ないのか、何か示し合わせがあるのかどうか、その辺ちょっと確認したいのですけれども、お願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員から、町内の感染者数の把握についての質問をいただきました。

昨日の応答にもありましたが、新型コロナウイルス感染者の発表についてですが、陽性者を確認した場合、管内の保健福祉事務所が陽性者へ聞き取りをし、個人や団体などが特定されないよう留意をして発表しております。したがいまして、現在の発表については、陽性者の意思を確認した上での発表となり、吉岡町が何名という発表ができるものではありません。

人数の把握については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 昨日の小林議員の質問とかぶるところもあるのですけれども、一応県で統一して、市単位とか、保健福祉事務所単位とか、市町村単位という統一的なものがあるわけではなくて、あくまで陽性者がどこまで発表を希望するという言葉が悪いのですけれども、どこまで発表していいですかという確認をした後で発表していますので、市町村単位で出ているところは、陽性者の方がそこまで出していいという了解を得て出ているという形になりまして、たまたま渋川管内については管内までということで発表になっているので、現状の扱いになっていると考えます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 人数を出しても個人が特定されるわけではないと私は思うのですけれどもね。

（2）に行くのですけれども、140人、管内で、榛東村と吉岡町で140人というの

で今日の新聞にありますけれども、全国の感染者の欄があるじゃないですか。ああいうのを見ると、感染する人と退院する人の人数が出ているじゃないですか。群馬県内のやつはあくまでも累積だけで、退院の方が出てないんですよ。だから、140人という数字はこれ、結構ですね、半分で割るとすると70人で、今日の新聞を見ますと邑楽町なんか68人、板倉町が25人とか、千代田町が16人とか、万が一半分とした場合、かなりの人数になるわけですよ。なるけど、要するにずっと見ていますと、吉岡町なんかはそんなに爆発しているわけではなくて、毎日1人ずつとか、2人ずつとか出ているような状態ですよ、多くてもね。だから、7月21日から今日までプラス71人増えているだけでね、だからそんなに爆発的に増えてはいないし、それでこの140人の累計ですけども、退院されている方がもし分かれば、現実には何人の患者さんがいて、その患者さんが、自宅療養の人がいるんだか、いないんだか、これから聞くんだけど、もし入院している人が何人とか、そういう人数が分かれば、かなり少ないと思うのですよ、実際に今感染している人は、140人いて、どんどん2週間ぐらいすれば退院するわけでしょう、どんどん。だから、全国のあれを見ると、何十万人といっても、また何十万人退院なんて出ているじゃないですか。だから、こういうのは別に人数が出て個人が特定されることはないと思うのですけれども、ましてこちらの西・北毛のほうは、東毛の数字を、太田市が41人だとか、伊勢崎市なんかこのところ27人だけど、二、三日前なんかはもう60人とか、80人とか、物すごい勢いで向こうは増えているわけなんです。西・北毛のほうは本当に3人だとか、1人だとかという形で少ないのですから、2週間足して14人として、それ以外の人はいもう退院して元気になっているわけだから、これ別に本人に確認したから載せないと聞いたんですけども、人数を、私はいいいですよと言ったとしても、本人が特定されるわけじゃないんだから、その辺どうかなと思って。

また、昨日の小林議員の質問で、危機管理室でしたっけ、そちらでは人数把握しているということをちょっと聞いたんですけども、本当に一部の人しか知らないと聞いたんですけど、その辺の人数的に町で現在感染して入院している人、その辺が、あと自宅、ちょっと2番のほうにもう行っちゃいますけれども、自宅療養者の人数とか、人数言ったからって特定されないと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 今の質問の内訳の、保健福祉事務所管内で140人でしたっけ。140人というのは、このコロナ禍が始まってからのトータルということになります。したがって、例えば1回なった人がもう1回なるということもありますので、人数的にはダブルになる可能性もあるということで了解してください。したがって、140人今

いるということではなくて、140人目のという意味合いになります。

それと、個別の発表というか、例えば吉岡町で何人とかという発表ですが、それについては町のほうに情報というか、権限がない。権限というと変ですけども、発表するすべがないということになります。したがって、あくまで県のほうで捉えた数字、捉えて、管内であるとか、渋川市であるとかというような形での発表ということになります。この数字については、昨日の小林議員の質問でも答えたのですけれども、そこには誰がというのが分かります。誰がなりましたということで町のほうに連絡が来まして、町では人数とどなたがなったというのは把握しています。その情報につきましては、ごく一部、本当に一部の人しか情報自体見れないという状態になっています。

危機管理の面に関しましては、濃厚接触者の方は自宅待機していることが多いですから、自宅待機中に災害が起きた場合、当然避難してきます。その避難してきたときに、この方と一般の人を一緒というわけにはいきませんので、その期間を、濃厚接触者になった方と、隔離期間ですかね、期間を決めたデータというのが来ますので、それは総務課の危機管理のところと情報は共有しております。

それと、自宅療養者の数等につきましてはですけども、そちらについては町には一切データは来ないです。町に来るのは、先ほど言ったとおり、誰がなりましたと、そのデータだけであって、重症であるとか、軽症であるとか、入院であるとか、自宅療養であるとか、そういった情報は全く町には来ていません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、自宅療養者の人数なんかは、町のほうには来ていないということで、先ほど小池議員も言っていましたけれども、では濃厚接触者の人数も町は把握していないということよろしいのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 危機管理面的なもので人数というのは来ますので、それは先ほど言った、危機管理室と情報共有しているということであって、その期間を過ぎれば、何人いるとかというのは、またその人はリセットされますので、ないということになります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 次の（2）にもちょっと関わってしまうのですけれども、先ほど小池議員が渋川市の例を挙げて、濃厚接触者のあれは、町で今後やる方向でいるということで、やる方向でいるということは、まだやっていないということですよ。ということは、濃厚

接触者の方というのは、自由に買物等、自然な生活ができていますでしょうか。それとも、ある程度2週間なら2週間、自宅で隔離とか、自宅の中で暮らしておいて、保健所の人が誰かが常に確認して、日にちが過ぎたらいいですよとなっているのか、その辺ちょっと確認したいのですけれども。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 濃厚接触者の方については、町に情報がないので、基本的に一時的に県で対応しているということで、先ほど渋川市が始めているという自宅療養者向けの件につきましても、基本的には渋川市もそのデータを持っていませんので、保健所が渋川市はこういう支援をしていますよということでその方に伝えて、その方が直接市に申し込むという、そんな形になっています。したがって、市とか町が自宅療養者の方のデータを持っていないので、どちらかというと支援はするけれども、受け身的な形でやるというような形になります。濃厚接触者の人が自宅待機しているときに、買物等行けるのかということなのですけれども、それについては町のほうで把握はしておりません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） では、要するにこのコロナの感染者の患者さんと濃厚接触者の方とか自宅療養者のことは、一切町はつかんでいないということでよろしいですね。分かりました。

それでは、（2）の自宅療養者が出たときの対処ということで、先ほど小池議員もおっしゃいましたし、今もちょっとお話したので、これは割愛させていただきます。

また、3番目の小中学校の児童生徒の対策はということで、先ほど小池議員から質問があって、教育長から答弁がありましたので、こちら割愛をしていきたいと思えます。

（3）の、新聞によりますと、新聞というか、国で抗原検査をやれなんていう話が、新聞の記事等あるのですけれども、館林市と太田市ですね、向こうのほうで新聞記事によりますと、小中学校の児童生徒と幼稚園児、館林市はね、それで保育園に通う子供に抗原検査をやる。太田市では市立の小中学校、小中一貫校、高校の児童生徒に抗原検査をするなんてあるのですけれども、やはりこれは向こうのほうはかなり人数的に物すごいがあるので、そういうことを加味して、一応子供たちにどのぐらい広まっているかみたいな形で調査するためにこれはやるのでしょうか。だから、吉岡町の場合は特に人数的にも多分ほとんど退院しているから、人数的にもしいたとしても、人数はそれほどいないと想像されるわけなのですけれども、だから学校としてはこういう抗原検査に関してはどういうふう考えているのか、ちょっとお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘発言]

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新型コロナウイルスに感染しているかどうかを調べる簡易検査が抗原検査となります。先日、おっしゃるとおり、文部科学省から発出された基本的対処方針の変更を周知する事務連絡の中に、小中学校に抗原簡易キットを9月上旬に配布する旨の記載がありました。こちらについては、県教育委員会からも関係書類が送られてきております。それを見ますと、今回国から配送される抗原簡易キットにつきましては、教職員が使用することを基本的に想定していると記載されておりました。教職員の活用方法につきましては、今後学校と調整していくことになると考えています。

なお、同通知には、児童生徒が登校後に体調不良を来した場合については、速やかに保護者に連絡の上、帰宅させ、医療機関を受診させることが原則となっているので、引き続きこの対策を徹底してくださいと記載されてありますので、町教育委員会としてもこういった通知等を踏まえ対応したいと考えております。なので、現在吉岡町としては、児童生徒に対し、学校で抗原検査を実施することというのは、今のところ考えておりません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

[10番 飯島 衛君発言]

10番（飯島 衛君） 分かりました。教職員用で活用すると今答弁ありましたけれども、そうすると（4）の次の教職員への対策はということで、関連して質問させていただきます。

（4）として、教職員の方たちのPCR検査の状況はどうなっているかということで、今一般質問をしようとしたのですけれども、どうも抗原検査を教職員でやるということは、それでちょっと疑わしい人がいれば、PCR検査を行うという形によろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘発言]

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど答弁させていただいたとおり、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを調べる簡易検査が抗原検査になりまして、陽性者をしっかり確認するものがPCR検査となります。現在、吉岡町教育委員会としまして、町立学校の教職員に対しまして、陽性者を確認するためにPCR検査を町として行うということは、今のところ考えておりません。

なお、吉岡町の町立学校の教職員につきましては、町保健センターの協力の下で、高崎市のGメッセで行われております県の新型コロナワクチンの職域接種にいち早く申し込むことができしております。このおかげで、接種を希望した全員の町立学校教職員が夏季休業中に2回目の接種を終えて2週間以上が経過した状態で2学期を迎えることができしております。この取組により、町立学校の教職員の感染リスクを下げるとともに、職員が児童生徒に感染させてしまうリスクを下げることができ、このことによるメリットが非常に大き

いと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） Gメッセで先生方はみんな真っ先に打ったということで聞きました。ニュースなんかで見ますと、先生が感染して学校が休校になったと、そんなあれをちらほら聞きますので、本当にいいことだと思うのですけれども、ただ、先生も1回検査みたいなものがあるじゃないですか。1回やればいいんじゃないかと、定期的にやるものなのですか。それとも、1回やればもうずっと検査みたいなのはしなくてよろしいのですか。よくオリンピックのときなんか、間隔を置いて何回もやったりするのがあるんですけども、PCRでなくて、抗原検査みたいなものを、要するになぜ言うかという、大人から子供じゃなくて、子供からも大人に感染するというのも危惧されているじゃないですか。だから、1回ワクチンを打ったから安心するのではなくて、まず先生というのは相対している子供たちの人数が、我々と違って物すごい膨大なものですから、その辺を1回だけ検査するのではなくて、間隔を置いて、常に抗原検査でも何でもやれたほうがいいのかと私は思うのですけれども、その点教育長、いかがですか。そういう例はありますか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど説明させていただきました国または県からの簡易抗原キットのガイドライン、活用の手引の中につきましては、教職員が学校で抗原検査をする際の場合みたいなのが例示されているのですが、その中には例えば出勤後に体調の変調を来した場合には速やかに帰宅されることが前提なのですが、直ちに医療機関を受診できないような場合において、キットの使用を想定しているということが記載されております。なので、先ほどの、これから配布されるような簡易抗原検査のキットにつきましては、こういった形で教職員が使用していくことになるかと考えています。なお、現状で学校において、オリンピックとかでやっているように、例えば定期的にPCR検査とか、抗原検査を行うような、そういった町としての取組というのは考えておりません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 上毛新聞の8月25日もありましたように、子供と学校を支えようと論説がございました。本当に子供たちと先生の感染が一番困ってしまうわけで、ぜひ慎重な対策をお願いしたいと思います。

続きまして、（5）の感染拡大時のオンライン授業の現状と課題ということで、これも何人かから質問されているのですけれども、7月17日の新聞に、PCで遠隔授業という

ので、19市町村が可能と上毛新聞に出ていました。吉岡町は載っていないというのであったのですけれども、どうせ準備等まだやっている最中だったんだと思うのですけれども、現状はどうなっているかちょっとお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町の教育委員会が万一の一斉休校の際等に想定していたオンライン学習のやり方としては、教員がパソコンの画面の中で一斉講義のようなものをするという授業ではなく、オンライン上で担任が一人一人の健康状態等を確認して、1日をスタートさせ、生徒が学習支援ソフトなどの授業動画を活用し、学習した後に確認テストを受けたり、教員が作成した課題を端末に送ってオンラインで回答したり、指定したアプリのドリルを端末で回答したりするといった使い方からスタートする方式でありました。

しかし、2学期が始まるに当たりまして、全国的に感染が拡大しているという状況下、感染不安や発熱等により登校できない一部の児童生徒の学習保障の観点から、これまで想定していなかった教員が教室で授業している様子を、登校していない児童生徒に向けて配信するといった中継的なものですね。こういった取組も試験的に開始し、課題の把握とその解決に向けて、各校での取組を進めているところでございます。

町教育委員会では、こういったオンラインとか1人1台端末を活用し、試行錯誤を繰り返しながら行うこうした取組につきまして、学校からの相談に乗りながら支援していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。

あと、このオンライン授業ということで、先生方の研修状況というか、習得状況みたいなのはどうなっておりますか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） この技能の習得状況につきましては、例えば英語検定とか漢字検定のよう
に一定の基準を設けて、何級、何級というのがあるわけではございません。それぞれの学
校で子供の実態、また先生方のそれぞれの技能ですね、こういう特性を生かしながら、ま
た不得意な先生に対しては得意な先生がそれを補っていくというようなやり方で、それぞ
れの学校で今取り組んでいるところです。

現状、今教育委員会事務局長が答えたようなレベルに、オンライン授業に関しても、今
試行錯誤してやっておりますので、それぞれのクラスで実現が可能になってきていると思

っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） このコロナですね、本当に収束が見えないということで、今年で終わるのか、来年で終わるのか、ずっと続くのか、本当に全然予測ができない現状ですね、世界中でね。薬を一生懸命開発しているところですけども、やはり感染が爆発すれば、必然的に、ちょうどタイミングよくGIGAスクールということで、オンライン授業の体制が整ったということで、タイムリーかなと思います。また、災害等の時も利用できるし、やはりこういうせっかくいいタイミングでタブレットをみんな児童生徒が持てるような時期になったので、ぜひすばらしい体制ができればいいなと思います。

今日の上毛新聞で、県立高校の遠隔授業でいろいろ問題が出ているみたいですね。チョークの色は赤と黄色で見づらいとか、マイクから離れたら聞き取れないとか、こうやって先進的に遠隔授業をやっていると、いろんな課題も見えてきて、そういうのを今後の参考にできるのではないかと思います。これなんか半分ずつ授業を入れて、半分は自宅で、自宅にいる生徒に見ているか、何ページだよなんて、自宅でも勉強できるとなると、学校は要らなくなってしまうのではないかと私は思ってしまうんですけども、生徒が増えた場合は、もう増築しなくて済んじゃうのではないかと思ってしまうんですけども、そうなればなつたで、それは新しい時代の教育になるのかと思いますけれども、ぜひすばらしい体制をつくっていただきたいと思います。

(6)です。これも上毛新聞の7月29日で、小中学生の視力最悪ということで、裸眼視力が1.0未満の本県の子供の割合は小学生が37.8%、中学生が59.8%で、比較可能な1979年度以降で最悪になったことが分かったということで、本当に全てが、今スマホもそうだし、ゲームもそうだし、まして今の若い人たちはテレビがつまらないということで、ユーチューブを一生懸命見ているみたいですね。もう好きな音楽は自由に見れるし、好きな映画も見れるし、何かえらい時代が変わってきていて、そういう子供たちは、上毛新聞の週刊「風っ子」という週刊のあれに、駒寄小学校と明治小学校に対してアンケート調査を行ったみたいで、子供たちのパソコン使用による身体の負担軽減対策ということで質問するんですけども、その中で親御さんなんかはパソコンに大いに期待しているんですけども、その中で目や首、肩が痛いとか、朝起きるのがつらいと感じるようになったとの記事が目にとまったということであります。こういう目でじっと凝視していて、負担が出つつあるのかなと感じたわけですけども、昔榛東村で、ゲームか何かを1日何時間使用しましょうとか、そういう取り決めみたいなのをやったことをちょっと思い出したんですけども、こういった状況で町として、学校として、何か子供さんたちにあ

まり負担をかけないような方法、何か策みたいなのを考えているのか、それともこれから考える予定でいるのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 昨今取り沙汰されておりますコンピューターの使用による身体的負担ということですが、主に3種類あるようで、肩こりなどに代表される筋骨格系負担、目まいやだるさ、いらいら感や抑鬱感などに代表される精神神経負担、目の乾きや痛み、眼精疲労やスマホ老眼などに代表される視覚負担であるとされており、これらはこれから成長する小中学生にとっては、大人以上に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えております。

現在のSociety 5.0の社会におきましては、コンピューター等のICT機器とどのように付き合っていくかが我々の課題となっていることから、町教育委員会では児童生徒が端末等を使用する際に、長時間の使用は避ける。姿勢や画面との距離を意識させる。意識的に体を動かす機会を設ける。家庭での適切な使用時間を設定するなどについて、児童生徒、保護者へ啓発していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひこのようないいあれをつくっていただきたいと思います。

続きまして、通学路の安全対策についてでございます。これも何人かの質問がありました。（1）町を挙げて通学路の総点検を実施してはということで、去る6月28日に千葉県八街市で酒気帯び運転のトラックが、下校時の児童に突っ込んで、2人が亡くなり、3人が負傷するという痛ましい事故がありました。本当に酒気帯び運転、あおり運転、厳罰化になっても全然なくなる現状があります。これを受けて、全国的に通学路の安全対策というのを見直しているところですが、我が吉岡町ではどのように考えているか、ちょっと重複するかもしれませんが、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町を挙げて、通学路の総点検を実施してはどうかとの意見をいただきました。

町では、通学路交通安全プログラムに基づき、県渋川警察署や県渋川土木事務所など関係機関と町関係部署による合同点検の結果を受け、必要な対策案を検討し、対策工事等を講じているところでございます。

文部科学省や国土交通省からの通知を受け、通学路における交通安全のさらなる確保の

ために、学校関係者、道路管理者、地元警察等による通学路の緊急合同点検を9月末までに実施する予定でございます。この合同点検結果を踏まえて、ハード、ソフト両面のより効果的な対策を関係機関と協議、検討して10月末までに対策案を作成する予定でございます。通学路の安全対策につきましては、町の重要な課題の一つとして、しっかり対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 私も通学路のことで、6月も一般質問させていただきました。本当にぜひよろしくお願いいたしますと思います。

また、6月のときは側溝の蓋をお願いしたことがあるのですが、コンクリートの蓋ばかりではなくて、網を張るという手もあるとどこかでちょっと聞いたんですよね。要するに、落ちなければいいわけだから、コンクリートの重い蓋ばかり意識しないで、網をかけると。そういうのもできれば、簡単にできるのではないかと思います。ぜひお願いしたいと思います。

また、この事故を受けて、群馬県なんかでも抜け道というのですかね。通学路になっているような抜け道に、可搬式のオービス、移動式のオービスを県警が設置して、抑止しているというような記事が載っていました。県下を回るなんて記事で書いてあるのですが、6月に私が質問したときも、幅が4メートルもないようなところを、2トンドンプがだっと走るような状況がありますので、ぜひ可搬式のオービスですね、吉岡町でもぜひどこと言わずに、ゲリラ的にやって、抜け道を走っているドライバーをちょっと脅かしてやってほしいと思っているのですが、よろしくお願いいたします。

また、2番の長松寺の北の道路にポストコーンが設置されているが、安全性はということで質問させていただきます。資料1を皆さんにお配りしたのですが、このポストコーンですね、私が1期のある保護者の方から要望を受けまして、何かできないかということで質問したらポストコーンが付いたということなんですけれども、先ほどの千葉の事故ではないのですが、それ以前にも既に年に何回か、通学路に乗用車が突っ込むなんていうのはあるわけで、これもなくなると。それで、このポストコーンの写真なのですが、強度はどう見ても、これはもう車線分離標というのですね、このポストコーンは。だから、車が突っ込めばぺたんこというか、ぺたっとなっちゃって、全然効力がないわけで、改めて再度ですね、このポストコーンをこのままあってもいいのかどうか分からないのですが、ガードレール等設置していただければいいと思っているのですが、その辺町長の見解をお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、ポストコーンは運転者に対して道路の線形を視覚的に誘導し、交通安全の対策を図るものであり、強度がある設備ではございません。通学路のより安全な対策としては、強度があり、安全性に優れている鑄鉄製のガードパイプやガードレールの設置が必要であると認識しております。

資料番号1のとおり、現地の状況を確認しますと、カーブしている箇所につきましては、ガードレールに交換できる場所もございますので、緊急合同点検の結果を踏まえて検討し、対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きまして管理不行き届きの樹木に関して、町の対策はということで、（1）民地に覆いかぶさるような樹木の繁茂について、町の対策はということでございます。やはり以前私、上越線の東のほうに、上越線沿いに生えている大木を何とかしてもらいたいということで一般質問したことがありました。そのときはたしか所有者が町にいないくて、県外に行っていて、それで伸び放題になっているような案件だったと思いますけれども、それを町のほうで対処していただきまして、きれいに伐採していただきまして、本当にそういうことがあるのですけれども、こういう案件がちょっとまた見受けられるので、実際隣地とのこういう木は、上の枝は切っちゃ駄目とか、民法では、根は切ってもいいけど、枝は切っちゃ駄目とか、そんな法律があるみたいですけど、その辺また再度確認なんですけれども、その辺町ではどのような対応ができるのか。また、大木になっているところの所有者は、生活的というか、資産的にもそういう能力があるのかないのか、そういうのは分からないですけれども、そういうところの対応を町ではどのような考えでいるのか、スタンスですね、そういった場合の対応のことをどういうふうに考えているのか、ちょっと伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 民地の樹木について、町の対策はとのご質問をいただきました。

管理が適切でない樹木等につきましては、個人所有の土地、いわゆる民地である場合には、その土地の所有者に対応していただくことが原則であると考えております。近隣の住民の方から相談をお受けした際には、現地を確認し、該当地やその周辺の状況、及び地目等により、町の部局が関わる案件であれば、土地の所有者を調査した上で、近隣の迷惑にならないような対策をしていただけるよう、連絡を取ったり、通知を発送するなどの対応

を行う場合もございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ今後とも連絡を取ったり、対処をお願いしたいと思います。

（2）にいきます。南下古墳の東の杉林の管理ということでございます。これは老人センターの南のところに古墳があつて、西のほうに古墳があつて、ずっと東のほうに来て、古墳があるところに杉とかがうんと伸びているのですね。それで、ちょっと見させてもらったら、雨が続いていて草もすごいのですけれども、ちょっと管理はどうなっているんだというような形で、ぼうぼうになっているような状況を見ましたので、その辺の対応をお願いしたいと思います。

あと、監査報告の中でも、何か木道が腐っているとかなんとかという記述がございました。その辺の管理について、町の見解をお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 八幡山グラウンドの南側にあります駐車場の東には、南下B号古墳がありまして、この周辺の土地は既に町有地となっております。B号古墳の付近の樹木は既に伐採済みであり、その周りについても定期的な除草作業を実施しているところでございますが、B号古墳の奥、北側一帯については、特別な管理はされておらず、現状で杉や松、その他広葉樹等が植生している山林のような状態となっております。このことにつきましては、付近の方から杉を何とかできないかという声もあるようですので、今後町部局とも協議していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。あと、南下古墳ね、本当に草だらけにすくなっちゃうので、またあれもいずれ一般質問しますけれども、何かいい方法があればいいなと思っております。群馬町の保渡田古墳でしたっけ、埴輪がこうなっていて、草が一本も生えていないようなすばらしい古墳がありますけれども、ちょっと草だらけで、がっかりしているところが実際でございます。ぜひよろしく願いします。

（3）です。所有者不明の墓地の巨木対策ということで、これは以前にも質問させてもらいました。要するに所有者が不明なお墓があつて、私が住んでいる近くでね、イチョウがすごい高さ、20メートル以上あるんでね、幅もかなり大きくなっちゃって、以前一般質問したことがあるのですけれども、なかなか所有者不明というか、廃墓じゃなくて、もう捨てられたお墓みたいな感じで、そういった巨木の管理なんですけれども、町長が今度

は柴崎さんに替わりましたので、ちょっとは何か変わるのかなと思って、再度質問させていただきました。町長、見解をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 管理不行き届きの樹木に関しましては、土地の所有者またはその管理者に適切な管理をしていただくことが原則でございます。

ご指摘のこの土地は、8年ほど前に地籍調査事業により、所有者の相続人等の追跡調査を行いました。また、墓石の墓標の調査や近隣住民からの聞き取りも行いましたが、管理者も不明でございました。

このような所有者不明土地の問題につきましては、全国的に大きな問題となっております。所有者不明土地の解消に向けた民法改正や民事基本法の見直しに伴う関係法令の見直しを現在国が進めております。この法律改正の大きな目的は、所有者不明土地の発生を予防する方策と土地の利用の円滑化を図る方策でございます。この所有者不明土地に関わる法律改正の動向に町は注視していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ本当にどんどん木は成長するのみなので、できれば町で対処していただけないかなと思っているのですけれども、陣場のあれですから、地元の自治会もまるっきりゼロではなくて、ちょっとは出すような形で、何とか補助金をもらって解決できればいいかなと思っているのですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後に船尾公園についてです。バーベキュー広場のトイレを洋式化にできないかということで、今はもう入れないようになっていますけれども、ここを洋式にぜひお願いしたいということでありました。私もこの8月にちょっと足をけがしまして、人生初の松葉杖をついたのですけれども、やはり和式なんてもうあり得ませんね。ぜひ洋式にしてください、なおかつ手すりは絶対あったほうが良いと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） バーベキュー広場のトイレを洋式化にとのご質問をいただきました。

船尾自然公園バーベキュー広場のトイレにつきましては、現在男性用が1基、女性用が2基の設置となっております。バーベキュー広場は、トイレも含めて、毎年12月1日から3月31日までの間は冬季閉鎖期間となっておりますので、衛生面や管理面での問題、またトイレの個室部分の構造上の問題がないかなど、調査の上、検討していきたいと考え

ております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時39分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1点目として、町の財政状況等について伺うものであります。

（1）令和2年度の決算結果から見た町の財政状況についてを伺うものであります。

令和2年度決算は、コロナ禍の渦中であって、コロナ対策に係る予算、特に定額給付金の影響もあり、歳入歳出ともに100億円を超える大型のものとなりました。コロナに関しては、ワクチン接種が進んだものの、収束の目途は全く立っておらず、今後も適宜必要な対策を取っていかねばなりません。

その一方で、給食センターの建て替えや上野原浄水場の建て替えなど、町では大型の事業が今後予想されているところであります。

そこで、町長は健全化判断比率及び資金不足比率、財政分析指標等を踏まえた上で、町の財政状況をどのように認識しているか問うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年度決算結果から見た町の財政状況につきまして、坂田議員から質問をいただきました。

令和2年度の決算の結果、議会初日に報告させていただいた健全化判断比率の各指標におきましては、いずれも早期健全化基準を下回っており、町の財政状況は健全であると言えます。また、経常収支比率や実質収支比率、財政力指数などの財政分析指標の各数値につきましても改善している状況であります。

しかしながら、扶助費など経常経費や近年の投資的経費の増加、また今後予定されている大型事業などを考慮いたしますと、現在の町の財政状況は決して楽観視できるものではなく、厳しい状態であると認識しております。

令和2年度の決算状況など、詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、令和2年度における普通会計をベースといたしました決算結果を基に説明させていただきます。

普通会計の決算結果ですが、全体といたしましては新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入歳出ともに前年度を大きく上回る決算額となっております。

まず、歳入につきましては、主に地方税や地方消費税、特別定額給付金の給付事業に対する補助金、大型建設事業の増加に伴う地方債の増などにより、歳入全体で前年度比29億1,464万7,000円増の106億195万1,000円となりました。

続きまして歳出ですが、新型コロナウイルス感染症対策関連経費による大幅な増加のほか、扶助費や投資的経費の増加に伴い、歳出全体で前年度比29億5,868万2,000円増の104億7,707万6,000円となっております。

こうした決算結果から見た町の財政状況ですが、新型コロナウイルス関連経費につきましては、国の地方創生臨時交付金を有効活用し、一部財政調整基金を繰り入れ、きめ細やかな事業を展開いたしました。また、投資的経費の増加に対しましては、地方債を活用することで、財政調整基金の減少を最小限に抑え、安定した財源確保に努めました。結果といたしまして、コロナ禍においても、予防対策、経済支援対策と並行して、大型建設事業を進めてまいりましたが、地方税の堅調な増加などから、経常収支比率につきましては、前年度比0.8%減の89.4%となっており、減少傾向にあります。また、財政力指数も直近の2年間は0.7を超えている状況であります。

現在、本町におきましては、人口増に伴う扶助費等の増加がありつつも、学童クラブ新設や中学校トイレ改修といった施設の狭小化、老朽化への対応、また駒寄スマートインターチェンジ周辺道路の整備といった町の発展を見据えた大型事業を進めております。こうした事業については必要不可欠であり、財源がないからといって事業を行わないことはできないため、起債と財政調整基金のバランスを考慮しつつ、財源確保に努めております。

しかしながら、今後も扶助費などの経常経費の増加が想定され、併せて給食センター建設など大型建設事業も予定されていることから、先ほど町長も述べておりますが、町の財政状況につきましては、厳しいものであると認識しております。それでも町にとって必要な事業を着実に実施していくために、各種事業の精査による歳出の削減、国庫補助金等の

財源の確保を徹底するなど、可能な限り将来に責任を持つ財政運営に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。2点目として、財政調整基金について伺うものであります。

ここでは2点ばかり伺うわけでありますけれども、まず財政調整基金の推移について伺います。財政調整基金は言うまでもなく、年度によって生じる財源の不均衡を調整するため、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金に当たるものです。この推移はどのようにになっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 財政調整基金の過去5年間の推移につきましては、残高といたしましては年々減少傾向にあります。平成28年度末において26億2,209万8,000円だった残高は、令和2年度末において21億3,461万5,000円となり、過去5年間で5億円弱減少しているところでございます。

財政調整基金につきましては、歳出額に対し、税収や各種特定財源等を除いた不足分を補填するものですが、近年は大型建設事業や施設の更新事業等に係る財源として取崩しが続いております。

また、積立てにつきましては、毎年、前年度決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てています。基金は標準財政規模や繰替え運用を勘案した数値として18億円から20億円程度が適切と考えており、今後も歳出の削減や起債等を行うことで財源を確保し、可能な限り減少を抑制するよう努めてまいります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、課長から少し答弁の中にも入っておりましたがけれども、財政調整基金の繰替え運用について次に伺います。

平成31年第1回定例会で、財政調整基金の適正規模について一般質問したところ、今の課長答弁の繰り返しになりますけれども、「財政調整基金の適正規模につきましては、これまで国等の技術的助言により標準財政規模の10%以上あることが望ましいとされてきたところであります。積立金については、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるとされているにとどまり、各自治体の判断に任されているものであります。平成29年度決算ベースで見ますと、吉岡町の標準財政規模

は42億5,918万5,000円であり、その10%から20%という形になりますと、約4億2,600万円から8億5,200万円となります。しかし、ここ数年のように大型建設事業を行うに当たっては、国庫補助金の交付を受けて実施するわけですが、国庫補助金等が交付されるのが年度末になるために、年度当初や年度途中で資金繰りのため、一時的に基金から現金を繰り入れる繰替え運用を行っております。この繰替え運用は、多い年度では8億円から10億円程度必要としておりますので、これに一般的な標準財政規模の20%を加算しますと、18億円から20億円程度が財政調整基金の適正規模であると考えております」との答弁がありました。また、令和2年第3回定例会における岩崎議員のやはり同様の財政調整基金の適正規模はどのぐらいかという一般質問の答弁もほぼ同様の内容でありました。

令和2年度決算における標準財政規模は45億1,898万5,000円で、財政調整基金残高は21億3,461万5,000円であり、先ほどの標準財政規模の20%に繰替え運用の10億円程度ということで、20億円程度ということですので、この部分だけ見ると、財政調整基金というのは適正な額と言えるわけですが、実はこの繰替え運用というのは決算書では表に出てこない類いのものでありまして、実際繰替え運用、どのような形で運用されているのか、それを伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 繰替え運用につきましては、過去5年における額の推移についてですが、平成28年度が9億8,700万円、平成29年度が8億5,000万円、平成30年度が6億1,000万円、令和元年度が10億円、令和2年度が19億円となっております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 令和2年度が19億円と。以前の答弁ですと8億円から10億円程度ということで、それぐらいで推移してきたかと思うのですが、この令和2年度に関しては、19億円も繰替え運用を行っているということですので、これはどのような事情でそのようになったのか、説明をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） ここ数年においては、繰替え運用額が増加傾向にありますが、これは国庫補助金等を財源とする大型建設事業の事業費増等に伴うものであり、事業費増に伴い、国庫補助金等も増加しておりますが、国庫補助金等は交付が年度末になるため、交付まで

に歳計現金に多額の財源不足が生じることとなります。

また、近年の大型建設事業は、国庫補助金等の特定財源のほか、起債を財源とする部分が大きくなっているため、この起債についても事業完了後の実績に応じて借入れを行うこととなりまして、借入れ完了までに歳計現金において多額の不足が生じることとなります。

令和2年度におきましては、年度末において大型建設事業やその他多額の支払いが生じましたが、特定財源の起債の歳入のタイミングにより、歳計現金の不足が生じたために繰替え運用を行いました。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、この令和2年度の19億円というのは、この年度に限った事象であると考えていいのですかね。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） そのように考えております。3月の年度末において大型建設事業、具体的には駒寄スマートインターチェンジの支払いですとか、あとは年度末における様々なものが、支払いが多額に生じたため、歳入のタイミングとしては同日にも同じような金額は入ってきているのですけれども、歳出が先になってしまうために、多額の繰替え運用を行ったものでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そういたしますと、繰替え運用分としては10億円あれば足りるという理解でよろしいのですかね。財政調整基金から繰替え運用するとしたら、今のところ10億円あれば、その繰替え運用には対応できると。たまたま令和2年度に関しては19億円になってしまったけれどもということではよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 年々増加しておりますので、大体10億円から15億円ぐらいの繰替え運用で大丈夫かと思えます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 年度途中の歳計現金不足というのは、多くの自治体でも生じることなので、吉岡町が特別駄目なんだということではなくて、当然起こり得る事象であると私は考えておりますけれども、どうしても一時的な歳計現金不足に対応するのは、繰替え運用するか、

一時借入れかということになりますけれども、一時借入れをしますと、やっぱり銀行から借りるわけですから、利息がついてしまうというようなことで、できることなら一時的な歳計現金不足に関しましては、この繰替え運用でやっていくのがよろしいのかなと思えますけれども、今までの答弁では10億円程度ということだけでも、このところ大型事業等もあって15億円ぐらいないとというようなお話で理解しました。

次の質問に移ります。今後予定されている施設等の整備について伺うものであります。

まず、1点目に給食センター建て替えのスケジュールについて伺うものであります。これについては以前にも一般質問したり、あるいは委員会の席で質疑もいたしましたけれども、いま一度確認のため、建て替えのスケジュールはどうなっているのか伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、これまで個別施設計画の策定、町学校給食センター運営委員会への諮問、答申を経て、基本構想の策定を進めてまいりました。次の段階となる基本計画の策定業務につきましては、主に施設規模や必要となる施設の各部屋の諸条件、平面計画、配置計画、建設用地の選定、事業費の検討、整備運営手法、導入設備、また給食調理施設以外の目的の付与等についての協議が主体になると考えております。

整備スケジュールについてですが、これから策定する基本計画の中で具体的なものを示すことができると考えておりますが、示される方向性次第で供用開始までの期間が年単位で変わってしまうようなことも考えられますので、今の段階ではいつまでに何をという答弁ができる状況ではありません。

ただ、今の給食センターの施設の現状等を考えた場合、町の中での施設整備の優先度は高いのではないかと考えておりますので、町の教育委員会としましては、基本計画の策定後、用地の確保、基本設計、実施設計、工事という段階を踏みつつ、できるだけ早めに進めていければと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 数年後になるということで理解しました。

続きまして、建て替えの財源について伺うものであります。以前の一般質問の答弁で、建物のみで13億円から18億円かかるという答弁をいただきました。そのほか用地やら、設備やら何やらということで、莫大な費用がかかるわけでありまして。国の補助金、文部科学省の補助金ということで3分の1補助というお話も以前伺いましたけれども、これも総事業費に対する3分の1補助ではないというお話でありますので、国からの補助金を考慮

しても、なお起債や財政調整基金を取り崩さなければ、必要な財源を確保するのは難しいと。起債、財政調整基金の取崩しを考慮しないで一般財源から捻出しようとしても、相当限りのある金額しか出せないだろうということは明らかであります。

健全な財政を維持していくには、数年後に予定される給食センター建て替え事業に備え、今から財政調整基金を積み増す必要があると考えますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今後予定されている施設等の整備の中で、特に事業費が多額となる予定の給食センターの建て替え事業ですが、先ほど教育委員会事務局長も申し上げましたとおり、現在基本計画の策定に当たっての準備段階にあります。今後、建設に向けて実施設計等が行われることとなりますが、具体的な建設事業の財源といたしましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、国庫補助金等のほか、学校教育施設等整備事業債などの起債で措置を行うものと想定され、それらの財源で不足する分については、現在のところ、財政調整基金の取崩しによる対応しか方法がないと考えております。

また、財政調整基金の積み増しについてでございますが、現在積み立てている額は、議員のおっしゃるとおり、地方財政法に基づき、決算剰余金の2分の1を下回らない額ということで最低限必要な額を積み立てております。自治体の決算において、赤字の発生は避けなくてはならないものであり、例年出納整理期間の期日前に最終的な決算額を見込み、財源不足等を加味しつつ、赤字が発生しないように、ある程度の留保を持って取崩しを行っている状況でございます。そして、その基金取崩しに伴い、最終的に発生した剰余金を積み立てていますので、現状の積立金はそれ以上を積み立てる余裕はない財政状況であり、積み増しを実施する場合、結局歳入で財政調整基金繰入金を増加させ、その分、歳出の財政調整基金積立金を増額し、積み立てることになり、本当の意味での基金積立てにはならず、残高は増加しないということとなります。財政調整基金残高を増加させるには、歳出削減と財源確保しか方法はないと考えられますが、現状でも歳出削減に苦慮しており、また町税の徴収強化をはじめ、自主財源の確保にもできる限りの努力をしておりますが、厳しい現実もございます。

なお、財政調整基金ではありませんが、方法といたしましては、給食センター建設のための特定目的基金の創設が考えられます。しかしながら、先ほどご説明差し上げたとおり、実質的には赤字という状態ですので、現状のまま創設するとしても、財政調整基金の残高が減少し、創設する特定目的基金の残高が増加するということとなりますので、歳出削減等による積立額の確保が必要となってきます。

このような状況ですので、今後も地道な努力を行い、大変厳しい状況ではございますが、歳出削減と財源確保を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 冒頭での町の財政状況ということで、町長に財政健全化判断比率等を絡めて答弁いただいたわけでありましてけれども、それにおいては健全であると。ただ、初日の健全化判断比率及び資金不足比率報告についての課長の答弁を見ますと、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、近年大型事業実施に伴う起債の増により、来年度以降は実質公債費比率や将来負担比率など数値の悪化も懸念されますとの答弁もありました。この財政調整基金の残高、あるいは起債残高というのは、健全化比率の中で重要な位置を占めまして、例えば起債が増えれば悪化するし、財政調整基金が減っても悪化するというようなことで、これは重要な要素なわけでありまして。今後、本当に大変な金額のかかる事業であります給食センターの建て替え工事というのは、財政の健全化等、しっかり考えながら、その資金、財源の調達をやっていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。内部統制制度について伺うものであります。

（1）内部統制制度の導入・実施について。ここでは、5点ばかり伺いするわけでありましてけれども、まず第1点目として、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）について伺います。地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）（以下、「改正法」という。）が令和2年4月1日に施行されました。一部は平成30年4月1日施行でございます。この改正法により、内部統制に関する方針の作成等、監査制度の充実強化、決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備、地方公共団体の長等の損害賠償の見直し等が規定されました。この改正法の概要について、どのようなものか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） それでは、平成29年法律第54号により改正された地方自治法の概要について申し上げます。

本改正は、平成28年の第31次地方制度調査会の人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申を踏まえ、人口減少社会において最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっており、これに対し、長、監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを生かし、事務の適正性を確保することが重要であるという視点に基づき、成立したものでございます。

詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、先ほど議員ご指摘の4つの主な改正点について、それぞれに關して申し上げます。

まず、1点目の内部統制に関する方針の策定等につきましては、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが規定されました。なお、その他の市町村については努力義務となっております。

2つ目の監査制度の充実強化につきましては、監査委員が監査等を行うに当たっては監査基準に従うこととし、監査基準は各地方公共団体の監査委員が定め、公表すること等が定められております。

3つ目の決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備につきましては、地方公共団体の長は、決算不認定の場合には当該不認定を踏まえて、必要と認める措置を講じたときには、その内容を議会等に報告及び公表することが定められました。

4つ目の地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等につきましては、条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは損害責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることが可能になったほか、議会は住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求等の放棄に関する議決をしようとするときには、監査委員から意見を聴取することが定められております。

以上、改正法の概要説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、内部統制の意義について伺います。

総務省による地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン、以下ガイドラインと言いますが、の冒頭では、「地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されるものである。その背景には、第31次地方制度調査会の、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成28年3月16日）の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められていることがあります。内部統制制度の導入により、地方公共団体は組織としてあらかじめリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう、

以下同じ)があることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することがより一層求められる。そうした組織的な取組が徹底されることによって、長にとってはマネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となる。また、職員にとっても業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現される。ひいては、信頼に足る行政サービスを住民が享受することにつながることになる。地方公共団体の内部統制が有効に機能するためには、長の意識が最も重要である。長は、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者であり、内部統制の基本的要素の一つである統制環境の根幹を成す組織文化に大きな影響を与えるからである。長は、内部統制には一定の限界があり、リスクの発現をゼロにすることはできないということにも留意しつつ、自らが職員の意思決定や行動様式を大きく左右する存在であることを改めて自覚し、内部統制の取組を先導していくことが求められる。最終的な責任は長にあるとはいえ、内部統制は業務に組み込まれて、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであることから、長を含む全職員が主体的に取り組むことが求められる。また、内部統制は継続的に見直しを行いながら構築していくものであることから、改正法への形式的かつ一時的な対応を図るのではなく、長期的な視野に立って取り組むべきである。内部統制に取り組むに当たっては、地方公共団体におけるリスクや課題と向き合ってきた監査委員の知見を生かすことが効果的であると考え。また、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて、組織的に対応することとなる。結果として、監査委員は内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことが期待される。また、議会は長から独立した立場で、内部統制の整備状況及び運用状況について監視を行うため、統制環境に一定の影響を与えることとなる。したがって、議会に対しても適切な報告を行うことが求められる」としているわけであります。

町は、内部統制制度の意義について、どのように考えておりますか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長(高田栄二君) 平成29年の地方自治法の一部を改正する法律のいわば出発点となりました、平成28年12月に取りまとめられました、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応するための地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申にもありますが、会社法等により先行して民間企業に導入されている内部統制制度に対し、公金を取り扱う地方公共団体においても事務が適切に執行されるべきとの基本認識の下に、議員がおっしゃられるように、地方公共団体の事務の管理執行権は長にありますので、内部統制体制の整備及び運用に関する権限と責任は長にあるべきとの指摘がなされておりました。

そして、自治法の考えるガバナンスの在り方として、4つのセクションがそれぞれ適切な役割を分担する考え方が示されております。

まず、長部局ですが、事務執行の適正化、デュープロセスやコンプライアンスについて、長部局が制度化を図って適正化していく仕組みである内部統制の構築が求められていること。2つ目には、監査委員の知見を適切に活用すること。3つ目には、議会の監視機能の適切な発揮。4つ目には、住民の皆さんに分かりやすい説明ができているか、また透明性の確保ができていること。これらの要素が重要であるとしております。

町としては、長を含めて適切な役割分担の下、地方行政の効率的かつ持続的な運営が求められており、これら立法趣旨についてはしっかりと受け止めていかなければならないと考えております。

そして、この仕組みづくりは長において行わなければなりません。町としての適切な管理執行体制の構築と、議員ご指摘のように、長期的な視野を持って、一部のセクションの取組ではなく、執行全体として適切な事務の管理執行に努める体制の確立は重要であると認識しているところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、内部統制制度の導入・実施について伺います。

内部統制制度の定義については、ガイドラインによると、「内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスである」とされます。

吉岡町においても、さきの駒寄小学校体育館建て替え工事において、地方自治法第210条及び第96条に違反して事業が行われるということがありました。これは、業務に関わる法令等の遵守という目的を達成されないリスクを一定の水準に抑えることを確保できなかったためであると考えます。

確かに地方自治法第150条第2項によると、「市町村長（指定都市の市長を除く。第2号及び第4項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げる者の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。」とされ、内部統制制度の導入については、政令市以外の市町村においては努力義務なわけでありませぬ。

しかし、衆議院総務委員会における地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「指定都市以外の市町村の長であっても、内部統制に関する方針を策定し、当

該方針に基づく体制の整備を促進するよう、当該市町村長に対する必要な助言及び情報提供を行うこと。」とされ、また参議院総務委員会における地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適正に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても、内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。」とされております。これは、今回の改正法の委員会審議の際に、国会両議員の総務委員会の強い意思、すなわち政令指定都市以外の市町村にもこの内部統制制度を及ぼすべきであるという強い意思が感じ取られるわけであり、今後、政令都市以外の市町村にも内部統制制度の導入が拡大されることも、当然のことながら予想されます。

さらに、宮崎県宮崎市のホームページによると、「宮崎市は、地方自治法の規定では、内部統制制度の導入は努力義務となっておりますが、近年不適切な事務処理の発覚や事務におけるミスが発生などにより、市民の皆様にご迷惑をおかけする事態が多数見受けられたことなどから、全庁的なガバナンス強化を図るため、また市民の皆様から信頼される行政サービスを提供するために、令和2年度から地方自治法に基づく内部統制制度を導入することを決定し、宮崎市内部統制に関する方針を策定し、それに基づく体制整備を行いました。」とし、地方自治法上、努力義務とされている自治体においても導入している事例もあるわけであり、

吉岡町でもこの内部統制制度を導入できないか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 先ほど議員からご案内の宮崎市では、政令市ではございませんが、地方自治法第150条第2項に定める方針を定めて公表しております。

先ほども申し上げましたが、内部統制制度は民間企業等のコンプライアンス問題から会社法の改正につながった動きから始まりまして、公金を取り扱う地方公共団体等では、より厳格な管理執行が望まれることから、導入に至ったとの経過を確認させていただいたところでもあります。

そして、先ほどの話の中にもありました、努力義務対応でよいとされる市町村の対応策の考え方の一助として、令和元年10月に総務省自治行政局発出の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインに関するQ&Aというものがございまして、その中で地方公共団体における内部統制の基本的枠組みというところに、指定都市以外の市町村を参照させていただきました。そこには、各団体の状況に応じて発展的に取り組んでいくとして、財務に関する事務のうち、特にリスクが高いと思われる業務に限ってリスク

覧表を作成し、リスク評価と対応策の整備を行うと。また、全庁的な評価項目やリスク評価シートをより簡易なものへと加除修正を行ったものを作成し、内部統制の整備状況及び運用状況について検討を行うことの2点が掲げられておりました。いわゆる法律に基づく精神を損なわない範囲で簡便化して、取り組めるところから始めたらどうだと、そのような内容が掲げられておった状況でございます。いずれにいたしましても、内部統制のガイドラインの趣旨を踏まえて、団体ごとの規模や特性に応じて柔軟に対応することが望ましいとしているところでございます。

これらの要素を踏まえますと、まず役場内で全庁的な共通認識として、内部統制の意識を定着させること、換言させていただければ、既存の事務を進める上で、自分の仕事の意義、根拠に疑問を持ってもらい、効率的かつ正しい手続を探す等の習慣をつけていく等の取組と、次にQ&Aにもありましたが、簡易な手法による取組の試行等を踏まえた検討に着手するのが肝要であると考えております。それが、先ほども申し上げました長い目での取組につながっていくのではないのかと。

そして、地方自治法第150条第2項の方針の公表が非常に重要であることは言うまでもありませんが、高いハードルの設定よりも、地道な取組を主体として、内部統制の考え方の趣旨を実現するための取組に着手したいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次に、政令指定都市以外の市町村における内部統制制度の導入について伺うものであります。

地方自治法により努力義務とされている自治体でも、さきに掲げた宮崎市のように、内部統制制度を導入している事例もあるわけです。また、地方自治法第150条第2項の方針に基づかない自主的な内部統制を導入している事例もあります。全国の努力義務とされている自治体の内部統制制度の導入状況はどのようになっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、指定都市以外の市町村における内部統制制度の導入状況について申し上げます。

本制度の導入に当たっては、地方自治法第150条第1項の規定により、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することは定められており、同条第2項の規定により、指定都市の市長を除く市町村長においては努力義務とされているところでございます。

また確認をさせていただきましたけれども、本件に関する総務省等の調査は行われてお

らないために確定的なことは申し上げられないのですが、全国町村監査委員協議会が令和2年4月1日を基準日に行った町村等監査委員に関する実態調査の結果概要によりますと、協議会に加入している758町村のうち、制度を導入している町村は2町、岡山県勝央町、福島県矢吹町の2町でございました。この2町のうち1町、勝央町については地方自治法に基づく制度導入ですが、福島県矢吹町については、自主的な導入となっております。

また、市における制度導入については、全国都市監査委員会に確認したところ、会員実態調査の中で設問が設けられておりませんでしたので、議員がおっしゃられた宮崎市以外については、政令市を除く市の導入状況を把握することは困難であります。ほかに南アルプス市などの数団体が導入に向けて検討しているという情報を得ているところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほど、町村のレベルにおきましては2町で、1町が第150条第2項に基づく。もう1町は自主的なものである。私もこの勝央町と矢吹町ですか、両方とも調べさせていただいたのですけれども、町がどのような町かということだけですよ。人口が1万1,000人ぐらいの町と1万4,000人ぐらいの町で、比較的農村部に位置している町ではないのかなという印象を受けました。この2町がどのような経緯で内部統制を導入したかは分からないのですけれども、ただ政令市とか、大きいレベルではなくて、また市のレベルでも30万人程度の中核市でちらほらと散見できる状態かなというのが現状かと思うのですけれども、ですから自治体のレベル、どのぐらいの大きさかと、大小にかかわらず導入しているところは導入しているようだし、大きいところでも導入する気配がないところもある。努力義務とされている団体では、この2町がどのような経緯で内部統制を導入したかというのは、ちょっとそこまで調べができなかったものだけれども、そういう状況もあるということ念頭に置きながら、先ほどちょっとそういう趣旨のことはやりたいという答弁をいただいたので、ここのところはこれでとどめておきます。

5番目、駒寄小学校体育館建て替え工事後の再発防止策について伺うものであります。

令和2年第1回定例会の一般質問で、駒寄小学校体育館建て替え事業における一連の法令違反につき一般質問をし、再発防止策について訪ねたところ、町長は「再発防止のため、職員に向けた法令遵守意識の徹底と適正な事務執行のための研修機会の充実等を図りたいと考えております」と答弁があり、また当時の財政課長も同趣旨の答弁をしているわけであり。再発防止策というのは、具体的にどのように取られたのか伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 駒寄小学校体育館建て替え事業の再発防止策とのことですが、こちらにつきましては、予算執行と契約の適正なチェック体制の強化を図るため、庁議におきまして本案件を報告し、再発防止に向けて予算とその適正な執行のため、起工から当初契約、また変更契約時における現計予算額とのチェック、また工事の進捗状況等の確認を徹底するよう周知いたしております。その際には、同時に起案文書等の記載方法の改善や決裁権者、また起案者の心構えなど、職員に対しましても基本的な事項につきまして注意喚起をしております。

また、今年度からは大規模工事に関しまして、工事の施工管理委託を導入いたしまして、工程管理や品質管理など、工事の進捗における外部からのチェック体制の強化も図らせていただいているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 私、今回この内部統制制度の導入ということで一般質問させていただきましたけれども、不適切な事務処理等や事務におけるミスで、町民に迷惑をかけるようなことがあっては決してならないという意識で今回一般質問させていただきました。職員一人一人が自分の担当する業務に内在するリスクを認識して、それに対応していく、その有効なツールの一つではないかということで、今回この内部統制制度の導入の検討ということで一般質問させていただきました。くれぐれもこういったリスクが顕在化して、町民に迷惑をかけるようなことがあってはならないと、ないように努力していただきたいと思いますけれども、町長、最後に一言よろしいですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この内部統制の意義をしっかりと職員等々かみしめながら、今後進めていけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、3点目、豚熱（CSF）について伺うものであります。

まず第1点目として、豚熱の発生状況と対策について伺うものであります。平成30年9月9日に岐阜県の養豚農場で二十数年ぶりに豚熱の発生が確認されたということでありました。そして、本年8月7日、桐生市内の農場において、県内3例目となる豚熱に感染した豚が確認され、8月26日までに防疫措置は完了しているようであります。今のとこ

ろ、それ以上、県内の農場では豚熱の確認はされていないわけでありましてけれども、県内の野生イノシシの感染状況、特に吉岡町及びその近隣での野生イノシシの感染状況というのはどのようになっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 豚熱の発生状況についてとのご質問をいただきました。

群馬県では昨年9月、高崎市において、県内初となる豚熱の発生が確認され、その後4月には前橋市で2例目が発生、また先月の8月には桐生市において3例目が発生した状況でございます。

豚熱は強い伝染力と高い致死率が特徴であり、発病後の治療方法がなく、発生した場合には発生農場における殺処分や周辺農場における移動・搬出制限など、その影響は甚大なものとなります。そのため、群馬県内の全ての農場において豚熱ワクチンの接種を実施するなど感染防止対策に努めており、重要な取組となっているところでございます。

野生イノシシの感染状況につきましては、産業観光課長に答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 県内の野生イノシシの感染状況でございますが、現在125件の陽性事例が確認されております。近隣の状況ということになります。吉岡町及び榛東村では陽性事例は確認されておられません。渋川市では11件の陽性事例が確認されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、豚熱対策について伺います。

まず第1点目、防護柵について伺うものであります。令和3年3月時点での農水省の資料によると、群馬県は農場を囲い込む野生動物侵入防護柵の設置が100%設置済みというわけではないということが資料に書いてありました。この豚熱の発生を受けて、野生動物侵入防護柵というのは、基準が変更されて義務化されたわけでありましてけれども、今答弁の中にもありましたけれども、一応群馬県内の豚に関しては、ワクチンは全頭接種済みというようなことでありますけれども、ワクチンを接種しても抗体ができる豚というのは8割から9割で、残り1割から2割の豚というのは、ワクチンを接種したとしても抗体が形成されない。また、子豚、特に哺乳豚に関しては、哺乳している時期は母豚からの抗体を受け取ることができるけれども、それ以降抗体が減って、ワクチンを接種するまでの間というのが、その接種時期というのがなかなか個体差があって、適正な時期にワクチンを

接種できないというような事情もあるようであります。

今回、8月に発生した桐生市の事例におきましても、子豚に最初に異変が見られたということで検査したところ、豚熱陽性が確認されたということであります。また、1例目の高崎市ですか、高崎市の事例におきましても、ワクチン接種済みの豚が豚熱に感染したというようなことでもあります。そういったことを考えると、取りあえずウイルスを豚舎の中に持ち込まないということが大事であって、防護柵の重要性というのが言われるわけでありましてけれども、町内の農場というのはどのようになっておりますか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町内には5農場ございますが、町内の農場の防護柵につきましては、令和元年度におきまして、野生動物侵入防止柵の設置に対して補助金を交付しまして、侵入防止柵の設置を完了していると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、経口ワクチンの散布について伺います。野生イノシシに対する経口ワクチンの散布状況というのはどのようになっているか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 野生イノシシに対する経口ワクチンの散布状況ですけれども、散布は群馬県が実施しております。本年度は6月と7月に実施しております。散布場所につきましては、前橋市、桐生市、渋川市の林道の道路脇ということでございます。約1平方キロメートルにつき二、三か所、1か所につき20個を散布しているということでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、3点目、町民への注意喚起について伺います。

私も豚熱について調べるまでよく分かっていなかったのですがけれども、県の豚熱関係のホームページを見ますと、山林に入って、泥がくっついたまま歩き回ると、豚熱のウイルスをばらまくというようなことがあるようであります。群馬県内の山林に入山する町民や森林内で作業する事業者等への注意喚起はどのようになっているか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町民の皆様や山林内における作業従事者の方々に対する注意喚起はと

のことでございますけれども、群馬県のホームページでは、山林に入山する方や森林内で作業される事業者の方への豚熱の感染防止に関するお願いを掲載しております。

町では、これまで積極的なお願いや注意喚起を行っておりませんでした。この1年の県内の発生状況を鑑みますと、町ホームページへの掲載をはじめ、町内の林道沿いなど注意喚起の表示を行い、感染防止への協力をお願いと併せて、正確な情報を発信することで風評被害の抑止に努めていきたいと考えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 豚熱に関する正確な知識を啓発するとともに、注意喚起を行っていただきたい。この1例目が発生したときに恐らく全員協議会が開かれたと思うのですが、それで万全な対策が取られていると思っていたけれども、やはり県内で2例目、3例目と発生しているわけです。くれぐれも対策をきちんと取っていただきたいと申し上げ、私の一般質問を終わりにします。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議 長（岩崎信幸君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3 番（飯塚憲治君） それでは、3番飯塚です。通告書に従って一般質問をいたします。

今回の質問の1項目はインフラ整備です。

まず1つ目は、漆原地区の雨水排水、冠水対策について質問します。特に田畑、道路及び緑地運動場の冠水対策です。この問題の地域範囲は、南北は滝の沢川から吉岡消防第二分団詰所付近までの間、東西は町道113号から東側、駒寄半田線の東側、国道17号前橋渋川バイパスを挟んで緑地運動場までです。利根川に沿った長方形の地域です。地区名で言えば、漆原東自治会の新田地区から両原地区の範囲に該当します。

町長、この地区ではかなりの年数以前、10年前後ぐらいですかね、それ以上前から降雨時の出水、冠水が多く、多くの地域住民に被害を与えていること、町長の出身地ですから十分に承知されているところだと思います。現状の認識と被害対策、将来の構想等も含めて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員からインフラ等の整備に関連してということで、漆原地区での雨水排水、特に田畑及び緑地運動公園の冠水対策、現状の認識と今後の被害対策についてということで質問いただきました。

緑地運動公園につきましては、利根川の河川敷を活用していることから、台風などの豪雨で利根川の水位上昇により、公園内が冠水する状況が過去数回ございました。これはグラウンドができてからでも数回ありました。また、ご指摘の漆原地区で道路や田畑の冠水につきましては、昨今のゲリラ豪雨などのときに、排水路の能力が追いつかないため、度々冠水してしまうことを把握しております。大変難しい課題であります。自分も漆原に七十数年生きてきて、多くの漆原地区の冠水を見てきて、また自分も体験しております。解決に向けた現地調査を行い、有効な改善策を検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長、ありがとうございます。町長の認識と将来の構想とか、改善していきたいと、この意識が十分確認できましたので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、質問を続けます。2つ目は漆原用水路の老朽化の現状とその改修計画について質問します。

排水不良の当該地区のほぼ中央を南北に通っているのが、漆原用水路です。この用水路は古く、昔から当該地区一帯の農地を潤してきた地域の大切な用水路でした。現在では、その役目は群馬用水路に取って代わっておりますが、地域の排水の道としては重要な役目を担っておりまして、現在も当該地区のメイン排水路として機能しております。しかし、何しろ古いです。一部には崩れかけ始まっている部分さえもあります。また、漆原用水路に接続している排水路や側溝も容積が小さく、現下の環境条件に適合しなくなっています。その結果、あちらこちらで、町長も先ほど認識していると言われたとおり、水路、側溝の溢水、田畑の冠水が起こっているのです。一部は時々住宅敷地にまで浸入しているそうです。

この地域の溢水冠水問題の解決は、まず当該地区のメイン排水路であります漆原用水路の修理補強からと思いますが、用水路の老朽化の現状と今後の改修、補強計画をどのようにお考えでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 漆原用水路につきましては、日常的な管理を行っている地元漆原水利組合

からも、老朽化に伴う排水不良等の改善要望書が町に提出されております。町では、県渋川農村整備センターとともに現地調査を行っております。

漆原用水路は議員のおっしゃるとおり、大変古く、石積みで造られているところも多くあり、老朽化の現状を確認しております。漆原用水路の改修を計画するに当たりましては、議員の指摘のとおり、現状では周辺地域の排水機能を処理、改善する上で、非常に重要な役割を持つ水路施設であると認識しております。现阶段では、漆原用水路自体の不具合箇所を中心に、県渋川農村整備センターと現地確認を行いながら、その改修方法等について検討しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 認識されているということは非常にありがたいのですが、検討しているところではなくて、もう10年近く前からこういう状況になっているわけです。地元住民からも要望が出ているというのも、課長も町長もよくご存じだと思います。この現状を早急にやっていただきたいというのが、私の今日の質問の内容です。いろいろ地域社会の溢水冠水が出ていますけれども、ここはこの地域の住民の生活の糧、田畑、野菜、米を作っているところです。それを食べて生活しているわけですから、流れが悪いからこれをもう少しよくしてくれとか、そういう問題ではないんです。ですから、検討しているところというのは、まあいいんですけれども、これをなるべく早く進めていただきたいと思っております。この辺はよく認識して、よろしく願いいたします。

次に移ります。3つ目、漆原用水路に関係するこの当該地区、ここに関しまして、排水路の全体的見直しについて質問いたします。

当該地区には当然、町道113号駒寄半田線より西側、この地域より、榛名寄りの地域から雨水などが流れ下ってきます。寄り集まった流水は何本もの細い水路、側溝などによって、東側の利根川へと自然排水、今まではスムーズにされてきました。しかし、最近は何年か前の水流の道が断ち切られた結果、排水に不具合が生じている現状です。それは、国道17号前橋渋川バイパスによって、流水路が断ち切られた結果であります。

このバイパスを建設するときには、当然雨水やかんがい用水など、流域水量を算定して、バイパスの下を通る横断水路は何本で、その容積はこれだけあれば十分だろうと、当然その安全率を見越して、現在の水路設備があるのだと考えます。これは常識的な問題ですよ。しかし、現況として道路、田畑の冠水、はたまた野球やソフトボールで使用する緑地運動場まで冠水している状態ではないですか、町長。17号のバイパスを建設するとき、地域社会の長として、そのときは誰が長だったか私は分かりませんが、十分議会、それから行政も検討してやったはずですよ。しかし、その結果がこのままですよ。これ

は早急に何とかしなくてはなりません。この原因をここで対策とか、いろいろ細かく言っている時間がありませんので言いませんけれども、当該地区の主要排水路であります、先ほどから言っている漆原用水路の改修を軸として、雨水、かんがい用水を含めた排水機能の当該地区の全体的見直しが必要だと思います。しかし、その軸となるのは、あくまでも漆原用水路、当該地区のメイン排水路でありますこの用水路の改修が必要であります。この全体的見直しについて、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、本地区の雨水排水問題の要因の1つが、国道17号前橋渋川バイパスの開通でございます。漆原用水路が天狗岩用水路をサイホンで越える箇所を工事しておりますが、現状では草などのごみが原因でうまく排水処理が機能していません。周辺地域の排水機能の改善を図るために、国土強靱化地域計画に位置づけ、漆原用水路が活用できるような改修計画の調査を行っていきたくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） また調査を行っていきたくと言っていますけれども、これはもうしばらく前から、地域住民から要望も出ておりますし、行政としても知り得ていることだと思いますが、なかなか進まないですね。

町長、今吉岡町では第6次総合計画を策定中ですね。それから、先ほどというか、1か月ほど前ですか、国土強靱化計画、これを町でも国・県の指導の下に策定しているということでもあります。あるいは、この早急なる工事として、個別の案件として、この用水路をすぐ早急にやりたいと、こういう3つの方法がありますけれども、総合計画の中に入れるのか、国土強靱化計画の中に入れていくのか、それとも特別な個別案件として早急にやっていくのか、どのような感覚で行っていくのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 漆原用水路の全体的な水路の見直しにつきましては、国土強靱化地域計画に位置づけて、改修計画の調査を行いたくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 調査、調査といろいろ認識はされているようですが、なるべく早く、地域住民は実際に被害が出ているわけですから、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、2項目の質問です。町発注工事の施工管理に関連して質問します。

1つ目は、行政の組織改正の現状をお尋ねします。

町長、我が町は令和2年度に役場行政組織の改定をいたして、1年半がたっております。時勢、時流に適応して、行政サービスの向上及び効率的な業務の運営などを目的として実施されたことと思います。改定後、先ほど言いましたように、約1年半が過ぎようとしております。この間には業務分担、担当人員の増減、仕事のやり方などに若干の変更を加えながら、最適と思われる方向へと進んできていると私は思っております。

しばらく前より検討を重ね、町長以下、各課長方々もこうすればいいだろう、こうしたいと考えて組織変更した結果が、当初の思惑どおり、計画どおりに成果が出ていますか。組織改定内容に対する職員の不平、不満はないでしょうか。不平、不満があると、組織の活力、業務の運営に支障が出ます。

このような組織改定の成果を定量的に評価、算定することは大変難しいと思いますが、町長にお聞きしたいのです。前年度に行った組織改定、現在までの主な推移、変更点、現状の課題とこれからのさらなる組織調整見込みなどについてお聞かせください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では、平成19年以来となる全庁にわたる組織機構改革を令和2年4月に実施させていただきました。本町は同規模市町村と比較して、少ない職員数で行政運営を行ってまいりましたが、進展する地方分権や度重なる制度改正等を要因に増加する事務量と、行政ニーズの多様化、高度化、複雑化への対応のために、恒常的に長時間残業を行う部署の発生が見てとれておりました。また、継続して若年化傾向にある職員の平均年齢とともに、その年齢構成においても大きな隔たりが生じており、団塊世代の大量退職による管理職のマネジメント力の低下、業務ノウハウの消失等から組織全体の活力低下が懸念されるところであります。

当該機構改革では、働き方改革を推進し、働きやすい環境の整備から住民サービスの向上に資することを目的とするとともに、庁舎内レイアウトの変更、サイン表示の工夫のほか、業務分担の整理からは各部署の役割の明確化によりマネジメント能力を最大限に発揮できるよう目指したものであります。

組織体制においては、これまでの簡素、スリムな行政運営に加え、時代や社会の変化に対応し、新たな行政ニーズを的確に捉え、迅速に伝えていく、柔軟かつ強靱な行政運営を推進するため、窓口事務の統合化による庁内のスペースの有効活用と業務委託の推進を基本方針に、類似性の高い事務事業の集約と専門性の深化から、11課局20室に再編、組織体制の強化を目的に42の係を新たに設置したところでございます。

これまでの目に見える形での推移といたしましては、窓口統合によるサービス一元化は、

住民ファーストであることは言うまでもなく、総合案内設置によるスムーズな案内の実現、サインやカウンターの色別化による目的窓口への誘導する環境整備、ローカウンター設置による待合時の快適化と住民に寄り添った対応、電光表示パネルと番号呼び出しによるプライバシーの確保などは、全て一体的に実施したことから、機構改革前に比較し、住民サービスの向上がより一層図られたものと認識しており、事実、住民の方からも高い評価をいただいております。

令和2年4月以降での変更点としましては、教育委員会事務局内において事務分掌を見直した結果、主として給食センター全般業務が令和3年4月に室の間で移動されました。

また、現状の課題としましては、やはりコロナ禍への対応が挙げられます。それまでの社会全体の在り方を大きく変え、通常的生活を送ることは、いまだ見通すことが難しく、当該機構改革の検討にないものでありました。町としてはコロナ禍への対応を含め、一定時期に集中的に起こる業務過多への対応は発生し得るものと想定し、組織横断的な連携強化を適時実行に移しているところであります。

議員おっしゃるとおり、機構改革から約1年半、機構改革実施当時の目的に照らし、先を軽々に見据えるには困難とも言える面、地に足をつけた強化を性急に行う必要がある面など、時の変遷とともに見えてくる部分もやはりございます。これらの解決に向けては、自治体業務のスムーズな執行と住民サービスのさらなる向上を両面に、今後におきましても不断の改革を続けていくことが必要であると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、ありがとうございます。町長の今の答弁の中に、効率的な運営とか、専門性とか、住民へのサービスの向上とか、そういうのに取り組んできて、ある程度成果が出ていると。しかしながら、こういうコロナ禍の問題やいろいろな情勢が変化している中で、今後とも先を急に見通せないから、今後も適時適応に改革を続けていくという趣旨でよろしいですね。そういうふうには私は取りました。当然そのようにやっていただきたいと思いますが、ここで質問を2つ目、行います。

先ほど町長の答弁の中から、効率的とか専門性、サービスの向上とありましたけれども、私は以前より疑問に感じることがあります。組織改定はしましたが、変更を加えたほうがよりよいと思われる点がいまだに残っているように私には感じられます。それは何かといいますと、駒小体育館工事、城山防災みはらし公園工事、吉中給水管・トイレ改修工事などについて、工事内容の把握、工事書類の作成・管理、施工途中の施工管理及び竣工確認まで、一連の業務遂行の中に改善点があるのではないかと感じるからです。

現在の工事契約後の施工管理は、町の行政組織図の大区分の欄、つまり各課の担当業務

内容に係る施設の工事は、その課で施工管理をするとなつていますが、例えば学校や体育館は教育委員会、公園は建設課、老人センターの増改築は介護福祉課などです。町長、このように各課に工事書類の管理から竣工検査まで、このノウハウを全て持たせて施工管理を分散担当させている方式について、町長の見解をお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） これまでもその工事の分野により、各課で工事施工管理を実施しており、現行の組織の中ではそのような方式で実施するのが最適ではないかと考えております。

その中で、今年度からは大規模建築工事に関して、群馬県建設技術センターに施工管理を委託し、工程管理、品質管理はもちろんのこと、監督員に対しての技術補助により、職員のスキルアップを図っております。あわせて、工事施工管理経験者等を配慮した人事配置を実施し、工事施工管理の改善に努めているところであります。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今の答弁のように現体制で分担して、もう何十年と同じような仕事の分担でやっているわけですから、急には変わらないと思うのですけれども、この分散担当というのは、先ほどの答弁の中にありました専門性からいくと、非常に弱体なんですよ。

町の人事異動というのは、必要に応じて二、三年前でぐるぐる回りますよね、各課を。建設課あるいは産業観光課に回ったときに、そういう建設関係の企画や施工管理、これを覚えると思いますけれども、それで3年たって、次の課に行つてぐるぐる回っているうちに、そういう専門性とか知識はどんどん薄れていくのですよね。だから、非常に担当された方は困ると思いますよ、あれ、これはどうだったかなと。

そこで、ちょっと質問したいのです。各課に重複して施工管理のノウハウを持たせることは非効率であつて、また施工管理そのものがそぐわない課もあると思います。この施工管理というのをきちつとやることは、私はそんなに甘いものではないと思っています。施工管理にはそのための知識が当然必要です。職員の施工管理教育はどのようになっているのでしょうか。また、施工管理の手引書、いわゆるマニュアルですね。こういうのはきちつとしていますか。それらのことの一部に整理不足、準備不足、また理解不足があるために、時々ほころびが生じているのではないかと私は思います。

一方、大規模工事については県に管理委託しているとのことですが、もうこれは町は大規模工事について両手を挙げてお上げだと、降参だと言っていることと同じですよ。そうではなくて、管理委託はして、指導をしていただくのはいいけれども、基本は町も一緒に管理していかなければならないはずですよ。町長、現状認識とこの改善点、これについ

て考えているところをお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 各課に施工管理のノウハウを持たせることは、工事を実施する機会が少ない課もあることから、非効率であり、そぐわないと思われる部分もあるかと思いますが、今の状況におきましては、先ほど申し上げたとおり、大規模な工事が実施される予定がある場合には、先ほど町長がこれも申し上げましたが、ある程度経験を持った職員の人事配置を実施するとともに、群馬県建設技術センターに管理委託を実施することで、適正な施工管理に努めております。

また、工事に際しての施工管理教育、施工管理の手引書につきましては、吉岡町では独自の手引書はございませんが、群馬県の建設工事必携などの書籍を参考にしております。

また、このような小さな組織ですので、経験の浅い職員については、必要に応じ他部署であっても工事担当経験のある職員にいろいろと相談をしながら業務を進めております。このように職員同士の横の連携、相談、また大規模な工事につきましては、群馬県建設技術センターへの施工管理の委託などを活用しながら、町といたしましても様々な工事の実施に対しまして、適正な施工管理に努めております。

そして、今後もさらに職員のスキルアップを図り、その上で適正な人事配置の実施、また工事関連事務等の情報共有を図りながら、施工管理の改善に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今、課長の答弁の中に、スキルアップを図る、教育をするということがありましたけれども、実はほとんどの人がお忘れかと思いますが、私の前に座っている方が、以前これの管轄で1回質問しているのです。そのとき町長は、随時必要に応じて職員の教育は行っていきますとお答えになっているんです。そこで聞きたいのです。この施工管理、こういう工事の着手から竣工までの一定の仕事をする場合の教育、これはいろんな場で行われています。例えば県の中には土木関係、建築、電気、こういった業者間の組合があります。その組合の中で協力して、それらの仕事についている人を教育する、先ほど言ったスキルアップをするということで講習会を開いているんです。そういうところにも出かけていきますし、県でも当然そういったコースがあるのではないですか。そういうものをちょっと教えていただけますか。積極的にそういうところに出かけて行って、教育をしていただきたいと思います。現在、どういうことがあって、どのぐらい教育の機会を職員に与えているのか、教えてください。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 現在、土木関係の職員については、1名、県の建設技術センターに派遣しております。そちらで1年間かけて2級土木施工管理技士の資格を取る研修を受けさせているところでございます。それ以外については、やはり県の建設技術センターというところで施工管理全般について、地方公共団体の職員と県の職員に対する一般研修が行われております。そちらに職員を派遣する形で取り組んでおります。1名の職員の研修については、町には全く通勤することなく、そちらで1年間勉強していただくことになっておりますが、その他の研修についてはコロナ禍で一部実施されないものもありますが、建設部局の担当職員についてはそちらに派遣する形で取り組んでいるところでございます。

また、先ほども申し上げました管理委託の話なのですが、管理にも2種類ありまして、要は管理監督の監理ですね。いわゆる「さらかん」と言われている部分とたけかむりの管理という部分がありまして、平たく言いますと発注者側の管理の部分と、あとは施工に当たっての建設図書の監理を専門に行う業者がやる監理という部分がありまして、役場の職員がやらなくてはならない管理についての補助を、建設技術センターの技術指導員の援助のもとに管理を行う体制を今年度から強化させていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今、課長の答弁の中に2種類の「かんり」があるといった話ですけれども、施工管理というのはそれを当然2つ、両方やるんですよ。片方だけやればいい、あるいはもう1個だけやればいいという問題じゃないんですよ。その両方をやれる能力がないと、きちんとした施工管理はできないです。

次に移ります。4つ目の質問に移ります。失礼、1枚飛ばしました。4つ目ではなくて3つ目です。ここで質問の順序を変更させていただきます。質問の内容は変わりませんので、通告書では4番目の質問を先にさせていただきます。施工管理の工事件名別担当者、つまり発注者としての監督員の指定などはどのように行われているのかについて質問します。

工事の落札、契約書の締結後、施工業者の準備期間を経て、本体工事着手と一般的にはなります。しかし、発注者としては監督を開始するために、まず施工業者は準備期間を持っている間、その時から既に監督を始めなくてはなりません。まずは件名別担当者、つまり監督員を決めなくてはなりません。そして、監督員は施工途中の施工状況の確認、トラブルの対応、変更が生じれば工事内容の変更、あるいは設計変更所など、諸々の手続と書

類作成、これを行って施工完了まで持っていくというのが施工管理です。その後、施工完了報告を受けた、別に指定された竣工検査員が検査を行って、適切であれば町として合格証を出していくと、こういう流れになりますよね。この一連の業務は的確に行われているのでしょうか。

先ほど、手引書が町にはないと、監督員のマニュアルですね、作業業務遂行上の、ないので県の何かの資料を参考にしていると言いましたけれども、この手引書を町で作っていないと私は駄目だと思いますよ。その手引書には、先ほど言った工事材料準備から竣工検査まで、こういうときにはこれをやると。こういう手続でこういう書類を作って、必要があれば町長に説明する、あるいは議会に提案するというものが、流れとして着手から竣工まで書かれたマニュアルを作っておかないと駄目ですよ。それが無いから、今までのほころびが出ているということですよ。町ではないから、弱体化している小さい組織だからと言っていたのでは駄目ですよと私は思います。

そこでお聞きしたいのです。この一連の業務を適切に行うために改善点があると感じていますか、町長。町長の考えをお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 吉岡町におきましては、工事ごとにまず起工時に監督員を指定いたしまして、その監督員が施工完了まで対応しております。先ほど議員おっしゃいましたが、その中での施工管理につきましては、建設工事等技術的に高いものにつきましては、業務委託等で対応し、その他の工事につきましては、その監督員が施工管理をするという形になっております。

そして、工事の完了を受けまして、入札を実施した案件につきましては、企画財政課長、私なのですが、検査員に指定して完成検査を実施しています。なお、令和元年度から5,000万円を超える建築関連の工事につきましては、先ほどから申し上げている群馬県建設技術センターに完成検査補助業務委託をして、適正な検査に努めております。

監督員の指定から検査員の指定、完成検査の実施につきましても、今後改善すべき点は積極的に改善するよう心がけていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） それでは、4つ目の質問に移ります。通告書では3つ目です。

町長、ここまでの3つの質問内容の取りまとめとしまして、上下水道工事は今までどおり上下水道課、それ以外は建設課が施工管理を担当するべきではないかと私は考えます。これについて質問します。

工事の着手から竣工まで、監督員の業務内容は細かく、多岐にわたります。そのため、監督業務遂行のためには、技術的知識、施工上のノウハウなど知識を持っていることが求められます。町長、これらのことを全ての関係各課に持たせることは、経済的にも効率的にも不合理であると思えます。一部、私は不可能さえあると思えますよ。先ほど言いましたとおり、施工管理を行うにはそぐわない課もまたあります。

そこで、上下水道課で行う工事以外の工事は全て建設課が施工管理を担当するべきではないかと私は考えますが、どうでしょうか。そのためには建設課にかなりの増強措置が必要になります。また、いろいろな図書関係、マニュアルの関係もありますけれども、そういった整備、それからその社員の技術的レベル、施工のノウハウ等を身につけるための教育、これをやっていかななくては駄目です。こういうのが必要ですけれども、それを達成することによって、よりよい、本来の施工管理が効率的に実施できるようになると思えます。

先ほど町長の答弁のとおり、長年この体制でやったから急には変わらないと。企画財政課長の答弁では、現状のままで努力してやっていくという話ですけれども、だんだん時勢にのっとった組織体系に変更する時期に私は来ていると思えます。このことについては、次の一般質問でもお話しさせていただきますけれども、町長の考え、今6次総合計画の策定中、これについて町長の発想はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員のおっしゃるように、工事管理を集約し、人員も増強し、全て建設課で行うことができれば理想的であり、効率的であるかもしれません。しかし、吉岡町といたしまして、実施しなければならない工事の内容は多岐にわたっており、技術的知識という面から見れば、現在建設課で受け持っている工事は土木工事が主なものとなります。工事についての一連の手続の流れについては共通しておりますが、求められる技術的な知識については様々となっております。現在の建設課においても、建築工事や電気や機械等の設備工事につきましては、技術的知識に精通しているわけではございません。こちらは先ほどの議員と共通の認識だと考えております。

吉岡町では、技術職員としての職員採用はしていないこともあり、そのような専門的な技術的知識はその都度必要に応じて学んでいくしかない状況ですので、一概に現在の建設課に全ての工事を担当させても、技術的な面ですぐに効率的な施工管理体制になれるかという、現状では非常に難しい面もございます。

今後もどのような組織体制が、吉岡町にとって最も効率的で職員の施工管理教育にも資するのか、組織機構に関する面も含め、こちらは長期的な視野になってしまうとは思うのですが、検討してまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） またちょっと別の質問をしたいのですが、時間もありませんので、次回に回します。それでは、最後の5つ目の質問でありますけれども、先ほど言いました、次回という話をしましたけれども、これは次回に回しまして、今回は取りやめにします。

それでは、3項目の風疹の感染予防策に関連して質問します。

現在、新型コロナウイルス対策で忙しい中、町長以下皆さん、大変お疲れさまであります。新型コロナウイルスのワクチン接種も進んで、先月からは12歳以上の希望者への接種も始まったらしいですね。私も順調だなとうれしく感じているところであります。

さて、ここでは新型コロナウイルス感染症と予防方法がよく似ている風疹について質問します。風疹の感染に関して注意すべきことは、妊婦が感染すると、胎児に先天性風疹症候群というとても怖い障害が発生するということです。その障害を詳しくここでは言いませんけれども、人間には五感があります。五感のうちの2つに障害が出る。それと、心臓に出ると。この五感の2つと心臓に障害に出るんですよ。しかも、また時間がありましたら後で話しますけれども、妊婦が感染したある特定の期間では、物すごい障害の発生率、ある資料によれば100%、90%という資料もあります。そういった五感を中心として障害が出て、心臓にも障害が出る。なおかつ、ある特定の期間に感染すれば、障害がそれだけ90、100%出るということなんですよ。それが恐ろしいところなんです。そして、これを防止するためには、感染しないようにすることしかないということで、この方法は現在の新型コロナウイルスとほぼ同等であります。

現在、日本では感染予防ワクチンの接種は進めていますけれども、接種していない人もかなりいます。政府の経過措置、対策として、抗体の有無の検査、接種していない人へのワクチン接種を無料で実施しているのが現状です。一部有料の人もおられるようです。

そこで1つ目の質問です。吉岡町の風疹ワクチンの検査実態、接種進捗状況はどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 風疹については、妊娠初期の妊婦が感染すると、おなかの子供に感染し、目や耳、心臓に病気が起こる先天性風疹症候群という病気にかかることがあります。先天性風疹症候群を防ぐために、町としても抗体検査や予防接種を受けるよう推進しております。詳細については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 風疹の予防接種の取組状況につきましてですが、昭和37年度から昭和53年度生まれ、現在40歳から57歳になるかと思えますけれども、こちらの男性に関しましては、無料で抗体検査と予防接種ができるクーポンを発送しております。実績については、令和2年度末になりますが、659の方が抗体検査を行いまして、そのうち抗体がなかった人が157人、そのうち予防接種まで打った方が124人ということになっております。

また、これとは別に、町では風疹の予防接種希望者に助成金を支給しています。こちらの実績については108人となっております。対象につきましては、妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の同居人ということになります。また、群馬県でも今の対象の方に抗体の検査を無料でしているという実態となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 2つ目の質問です。風疹ワクチンの接種認識度の向上策を質問します。

先ほど課長から答弁していただいたように、対象者に対して現状はとにかく、必要な人の接種率が低いですね。これは大きな問題です。先ほど答弁の中にありましたように、日本では一時期女性だけ接種すればよいと判断した時期がありました。したがって、先ほどの答弁の中と同じですけれども、1歳違っていますけれども、私の資料では39歳から56歳、課長は40歳から57歳と言われましたけれども、1年違っていますけれども、私が調べた資料が1年違っていたということですね。この男性は未接種で、自然感染して免疫を持っている人以外は免疫を持っていません。

課長の答弁の中にありました検査結果を見ますと、持っていないはずと思われていた接種していない人の中で、抗体を持っていなかった人が24%、約4分の1ですね。ですから、町では2,700人近くが対象者になりますけれども、そのうち既に約700人が検査しているわけですから、残りは2,000人ですね。ですから、2,000人うちの4分の1、つまり500人ぐらいが抗体を持っていない。あとは、何もなかったけれども、自然に市中で感染して抗体を持ったということですね。

その反面、検査して接種する側から言えば好都合ですけれども、感染するリスクからすると、それだけ市中に、一般社会に風疹のウイルスが蔓延とは言いませんけれども、十分にあるということです。そうすると、感染側から考えると、非常に一般社会においては危険な状態だということです。したがって、これから妊娠、出産を考える人は真剣に考えていかななくてはならないということなんです。

それで、なかなか接種率が向上していないということで、これをいかに向上させていくかというのをお願いしたいわけです。その接種をする目的というのは、防止対策が新型コ

ロナと同じですから、とにかく集団免疫を持つこと、ここによって風疹を流行させない、妊婦に感染させない、次に胎児に障害を発生させない、これが目的ですから、この目的を達成するにはどうしたらいいか、現状を踏まえながら、どう現状の分析、今後どうしたらいいのかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほどの答弁のとおり、抗体検査、予防接種とも芳しい数字ではございません。現在につきましては、妊娠届出や出生届出時を利用して啓発しているところなのですが、今後につきましては、婚姻届出を提出時等に、風疹の知識等についてのチラシとか、啓発ビラとかを配って、風疹の病気に対する啓発をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 次に移ります。風疹ワクチンの接種支援策について質問します。

抗体検査と接種が無料であります現在の国による経過措置、これは来年3月で終了だそうですね。今年度で終わりだと。それ以後は、措置が継続されなければ、打ちたい人は約1万円払って接種するということになります。この1万円を払って接種する人は、なかなか大変だと思います。したがって、今まで以上に接種しようとする、検査しようとする人が少なくなることが予想されます。無料でも今の状態なのですから。町長、この状態をどうしますか。国の経過措置が継続されるのか、来年度からは町で補助するのか、悩ましい問題ですが、お考えをお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、昭和37年度生まれから昭和54年度生まれまでの男性への助成については、今年度末で終了の予定となっております。こちらにつきましては、今まで延びてきたというようないきさつもありますので、この辺は国の動向を今後注視していきたいと思っております。

現在、町で実施している予防接種の補助につきましては、こちらのほうに今の第5期の昭和37年度から昭和54年度生まれの男性、こちらのほうが対象に加えられるかどうか、今検討しているところです。こちらについては予算措置が伴いますので、現時点では検討しているということでご理解いただければと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 検討していただいて、いずれにせよ町長、残念な結果にならないようにお願いします。それよりも補助じゃないですよ。補助がなくなった結果、流行して、妊婦の方が感染されて、障害児が出生すると。そういった残念な形にならないようにお願いしたいということでもあります。

一方、最後の手段としては、妊娠・出産する希望の人に必ず抗体検査を受けていただき、陰性、つまり抗体を持っていない人には風疹ワクチンを接種していただくこと、これが最後の手段であり、障害を防止する最も確実な方法であると思います。もちろん町では十分にこのことを承知しているようですね。夫婦兩人、この検査と接種費用に半額の補助を行っているとのことですが、町長、これを全額補助、無料化できないでしょうか。障害を持って生まれた子供を補助する、支援するのは当然です。それ以上に障害を事前に防止することが何倍も大切であると思います。できるだけ接種しやすくしていただきたい。

コロナ禍の問題で、昨今いろいろな問題が起こっていますよね。費用がいっぱいかかると、それを避けようとする人がいっぱいいるわけです。それこそが、行政の大切な仕事の一つだと私は思いますが、町長の考えをお聞かせください。

町長、ここでちょっとお話ししますけれども、米沢課長もご存じですけれども、町長もその話をお聞きになっていると思うのですけれども、そんなにお金が必要ではないのです。毎年200人前後の出生者数ですね。それから考えると、そんなにお金は必要ないんです。その額はまたよくご確認していただきたいと思いますが、取りあえずは無料化をよろしくお願いします。考えをお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほど答弁したとおり、現在検討中ということでご理解いただければと。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 課長、今私が言ったとおり、額はそんなに高いものではないです。100万円いきませんから。

質問の4つ目です。これが最後です。妊娠、出産を計画する人たちへのレクチャー計画は、これについて質問します。

国の接種経過措置だとか、町の半額支援措置だとか、今までいろいろと手はずを取って、先天性風疹症候群の予防措置を実施しています。しかしながら、最も根本的な障害防止策は、子供を産もうとする人が予防接種をする、ワクチンを打つということに加えて、子供を産もうとする両親の認識であると思います。極端なことを言えば、風疹の害を知ら

ない人もいるかもしれません。いろんなことに当たって、事故を起こさないためには、全
てのリスクを計算に入れて行動すべきだと思います。

これから子供を産もうとする両親への風疹防止の意識づけ、これをどのようにレベルア
ップしていくのか、行政としての取組をお聞かせください。町長、どのような手を打つお
つもりでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらにつきましても、出産を計画する両親への意識づけというこ
となのですが、先ほど答弁しましたが、婚姻届の提出時に啓発チラシ等を渡したいと思
います。また、群馬県で行っている抗体検査が無料ですので、そういったご案内もしたいと
考えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） もう少しはっと思わせるような発想はないのでしょうか。というのは、
今までと同じような取組、同じような方法では、今までと同じ実態が続くと思います。こ
れに関して、非常に困るんですよ、流行すると。というのは、流行していて、そしてマス
コミが騒ぎますよね。今のコロナウイルスみたいに非常にあおった報道をしますよね、危
険だ、危ない、接種が進まない。そうしますと、風疹の場合はそのとき妊娠していた人が
掻爬手術を受けたいと、そういう希望を出す人がかなりいると、私が持っている資料には
書いてあります。同時に、流行している1年の間、妊娠を避ける、こういった弊害が出る
のです。子供に障害を与えたくない、これはもちろん親としては当然です。しかしながら、
事前の知識がないためにそういうふうになってしまう。そうしたら、先ほど言ったような
現象になって、今日本の最大の懸案事項である、これがあるからそうなるとは限りませ
んけれども、少子化問題、これの進む一つの原因だと思いますよ。ですから、親になる方と
生まれてきた子供だけの問題ではなくて、日本社会全体の問題なんです。ですから、国は
経過措置として検査と接種を無料にしているんです。そのぐらい重要なことです。その辺
を十分認識して、無料化をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時15分散会

令和3年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和3年9月13日（月曜日）

議事日程 第4号

令和3年9月13日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）
〔第2～第4・第7～第13・第15～第20〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）〔第6・第14〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 6 認定第 1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 7 認定第 2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 8 認定第 3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 9 認定第 4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第10 認定第 5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第11 認定第 6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第12 認定第 7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(討論・表決)

- 日程第13 認定第 8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(討論・表決)
- 日程第14 議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第15 議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第16 議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第17 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第18 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第19 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第20 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第21 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第22 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
(請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願)
- 日程第23 発委第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)

[第2～第4・第7～第13・第15～第20]

(委員長報告に対する質疑)

日程第 2 議案第 5 1 号 吉岡町職員の互助団体に関する条例

(討論・表決)

日程第 3 議案第 5 2 号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 6 0 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 委員会議案審査報告(予算決算特別委員長報告)〔第 6・第 1 4〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 7 認定第 2 号 令和 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 8 認定第 3 号 令和 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 9 認定第 4 号 令和 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 0 認定第 5 号 令和 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 1 認定第 6 号 令和 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 2 認定第 7 号 令和 2 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 3 認定第 8 号 令和 2 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 4 議案第 5 3 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算(第 4 号)

(討論・表決)

日程第 1 5 議案第 5 4 号 令和 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第 1 号)

(討論・表決)

日程第 1 6 議案第 5 5 号 令和 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

(討論・表決)

- 日程第17 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・表決）
- 日程第18 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・表決）
- 日程第19 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）
（討論・表決）
- 日程第20 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）
（討論・表決）
- 日程第21 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第22 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
（請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願）
- 日程第23 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 議会議員の派遣について
- 追加日程第1 議案第61号 訴えの提起について
（提案・質疑・付託）
- 追加日程第2 議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）
（提案・質疑・付託）
- 追加日程第3 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）
（委員長報告に対する質疑）
- 追加日程第2第1 議案第61号 訴えの提起について
（討論・表決）
- 追加日程第4 議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）
（討論・表決）

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、各委員会に付託した議案の委員会報告を議事日程第1、第5、第21で予定していますので、各委員長におかれましては、よろしく願いいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生各委員会に付託した議案の審査報告ですが、議事日程第2から第4と第7から第13と第15から第20までの付託した議案について報告を願います。

なお、予算決算特別委員会に付託した議事日程第6と第14の議案の審査報告は、議事日程第5で行います。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

9月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、9月9日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例については、なぜ分離が必要なのかとの質疑に、本来の職員組合の目的が勤務条件の維持改善を図るための組織で、組合員の中に管理職である職員が入っているのは望ましくないので、組合と互助会の分離が必要との答弁でした。補助金の額はどのように算出されているかとの質疑では、現在町が直接個人に補助している職員の人間ドックの補助金を互助会に補助し、互助会から職員に割り当てられるようにすることを検討していて、金額は年度によって違うけれども、大体60人から70人ほどの職員が人間ドックを受け、1人1万円ほどの補助となるので、60万円から70万円くらいを想定しているとの答弁でした。また、人間ドックの補助金に関しては、昨年度の補助金審査委員会の答申の中で、補助額については現行どおりとの答申があり、支払い方法については、現在個人交付になっているものを互助会のほうに補助し、そこから個人に交付されるような補助形式に変えたほうが望ましいという答申を受けたとの

答弁もありました。互助団体を組織することができる職員の範囲はどこまでかという趣旨の質疑が幾つかありまして、答弁も幾つかありましたが、まとめると、この範囲というのは正規職員、常勤特別職、フルタイムの会計年度任用職員、フルタイムの再任用職員、臨時的任用職員、再任用短時間勤務職員、一部事務組合の退職職員を町で任用した場合の短時間勤務任用職員とのことで、逆に互助団体に入ることができない職員は、パートタイム会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員という説明がありました。複数の互助会が組織されるのではという質疑に対しては、町長の設立の承認を受けなければならない部分でしつかり行っていきたいという答弁がありました。

以上が主な質疑答弁となります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、組合員と互助団体が分離されるが、互助会員費を給与から控除するときの会計システムはこれまでと同じものであるかという質疑に対し、給与システムは同じシステムになるとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、石綿管の残存延長と今後の更新の見通しはどうなっているのかとの質疑に対し、令和2年度終了時点で約2,430メートルあり、令和3年度の計画が200メートルで、このまま進めば10年かかるとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第8号 令和2年度吉岡町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、道城辺玉地区の公共下水道工事の令和8年までの完了見込みがあるのかとの質疑に対し、令和8年度までには全て終わらせる予定との答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）については、令和2年第3回定例会で、意見書の提出の発委が可決された新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（依頼）を参考にしました。また、議長より依頼についての説明があり、文面は違うが、内容はほぼ同じと説明いただきました。委員からは、同じ趣旨で

あるので、同様に意見書を提出すべきとの意見があり、審査の結果、原案適正と認め、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 8番村越です。

文教厚生常任委員会の議案報告をいたします。

9月1日、本会議におきまして当委員会に付託をされました議案に対し、審査報告を行いました。9月10日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたので、ご報告いたします。

認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入におきまして、1款1項、不納欠損額はないが、全部回収されているというようなことでよいのかという質疑に対して、答弁は、収入未済額が発生しているが、全額の回収はできていないということでございます。またその未収に対しての学校別ではということの質疑に対しましては、明小は11世帯で、19万6,560円、駒小は9世帯で、16万9,260円、吉中が16世帯で、31万3,170円。次に、支払えないのではなく、支払わない人がいるのではないのかという質疑に対して、連絡は取っているが、連絡が取れないとのこと。連絡が取れるよう、いろいろ模索しているところでございますとの答弁でした。2項では、食材費の補助の500万円等は食材費全体の何%に当たるのか、また学校別の給食費ではどうなのか。答弁として、34%になり、学校別では小学校で月3,640円、中学校では4,100円、大人は中学と同じで4,100円ということでございます。4項においては、雑収入では、廃油回収はどう処理しているのかという質疑に対して、伊勢崎の業者で渡辺油脂に依頼しているということでございます。調理廃油の年間の排出量はいかほどか。また、売払い単価は幾らか、また適正価格と考えられるかという質疑に対しまして、1キログラム20円で、1,680キロぐらい出るということでございます。単価は周辺自治体と同じで適正と考えている。また、括弧で、再利用できるものに

限られるということでございます。

歳出では、1款1項で、不用額の差額はということでございますが、答弁としては、予算額と調整額の差額ですということでございます。食材の残食処分はという質疑に対しましては、一般会計でごみ処分費として給食センター費で計上しているとのことでございます。また、児童生徒の給食費の無料化はどのように考えているかというような質疑に対しまして、答弁として、町の財政や他の支出との全体的視野から検討していきたいと答弁があり、また認定第2号は、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に……
（「議長」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと委員長、随分議事録に、今言っていることだと、会議録に残らないので、言語を勉強してもらふことと、事業とか、あるのはしっかりちゃんと読んでください。今の発言全部事業もないし、その前の中でも、事業会計、事業がありません。事業はしっかり読むようにしてください。

議長（岩崎信幸君） 村越議員、そういう意見がありました。じゃ、今その意見に対して、じゃしっかりと報告をお願いします。ちょっと……、そういう要望だけだからさ、今。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 要望じゃない。議長さ、要望だけじゃなくて、今の発言ですと、議事録にも残せないし、会計をしっかり読んでもらわないと、事業会計にする、事業がなければ、何書いているんだか分からなくなっちゃうからさ、そこはちゃんと、俺から要望じゃなくて、議長がはっきり言うべきことですよ。

議長（岩崎信幸君） 分かりました。じゃ、そこら辺はしっかりと対応するようにお願いいたします。そういうことです。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） ちょっと分からないな。ちょっと意味が分からないんですけども、私。もうちょっと。ちょっと聞こえにくいんだよ。

議長（岩崎信幸君） じゃ、分かるように。（「暫時休憩」の声あり）
暫時休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。
村越委員長、お続けください。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 村越です。

先ほどは大変失礼をいたしました。

では、次に参ります。

認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般国民健康保険税の不納欠損の理由はとの質疑に対しまして、財産がない人、生活困窮者、所在不明者、合わせて10名を納付不能として処理した。令和2年度は、139人が未納、しかし8月までには約1,300万円が納められた。税の督促状の発行件数はとの質疑に対して、94件でしたと答弁がありました。不当利得返納金の発生理由はとの質疑に対し、答弁は、群馬病院による保険医療の不適切な過大請求があり、それが返納されたものです。また、不妊治療の受診者数の現状はとの質問に、平成30年は68人、令和元年は82人、令和2年は80人と受診者が増加しているという答弁でございました。また、健康保険料の値上げについての見通しはという質疑に対しましては、答弁として、今はコロナ禍の影響も考えられるのか、医療費は少し減少しているが、先ははっきり見通せない状況ですが、すぐに値上げする状況ではないというお話です、などの答弁がありました。認定第3号は、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、貸付返納金の未済額が1億円以上と多額の状況だが、返済見通しはどうか。また、貸付担保はどうなっているのかの質疑に対しまして、答弁は、本人死亡、所在不明、相続者との返納交渉や不調などが現実です。今後も粘り強く個別に返納交渉を継続してゆく。また、この制度には担保は設定されていないとの答弁。また、この制度は、昭和48年からのもので、滞納は積み重ねて現在に至っている滞納者の見極めをつけて、一定の考えの下で整理すべきと思うが、町の考えは。答弁、改めて個別的に対応していき、完納している人への不平等性なども考慮しなければならないと考えている。認定第4号は、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

次に行きます。認定第5号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料の欠損額の対象者の実情は。答弁、預金なし、財産なし、介護老人ホームに入居、所在不明など、34名分を欠損とした。歳入の部では、雑収入で、収入未済額は600万円もあるが、実態は何か。答弁、かつて事業を営んでいた人で、事業所の廃止届が提出されている状況で、納付書は送付しているが、住居先なしで返送されている。今後は、財産の調査、資金の調査などを行い、裁判の方向で考えている。しかし、状況によっては、不納欠損への計上が想定されるということです。質問の3、成年後見制度の利用支援申請者の状況は。答弁として、利用者支援の申立ては1件、利用者支援の報酬助成は5件であった。いずれも、手続は後見人が申請している。また、最近の要介護認定

者の動向は、答弁、近年は介護認定者が僅かに減少している。介護予防教室、地域包括支援制度等の効果が出ていると考えられる。次に、令和2年度までの要介護認定者は788人だが、65歳以上の対象者に対してその割合はの質疑に対して、答弁、65歳以上の対象者は4,900人なので、788人はその約16%です。よって認定第5号は、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第6号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

また、以上の認定と議案の審査はこれにておしまいでございます。

次に、文教厚生常任委員会の要望についてお伝えいたします。

要望事項。

1、コロナ対策として、ワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等（コロナウイルスの影響を受けた町内の小中学校の就学助成金等）の支援、制度の早急な実施を求め、また生理用品を支給する方法についてはアンケートを取るなどしてプライバシーに配慮した対応を求める。

2、学童保育の入所の条件緩和を求める。

3、通学バス無料化の方向で検討を求める。

4、給食費、幼児教育・保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。

以上で、報告を終わります。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

日程第2 議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 吉岡町職員の互助団体に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第5、委員会議案審査報告を議題とします。

それでは、予算決算特別委員会飯島委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る9月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、9月6日から8日の3日間にわたり、午前9時30分より、密にならないよう対策をし、委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、室長、議長、委員については委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

6日より歳入歳出の款項目の目ごとに審査しました。町税については、滞納、不納欠損、収入未済、差押えなどに多くの質疑がありました。国庫補助金では、コロナ関連での町の支出の総額や小学校費、中学校費の購入品について質疑がありました。寄附金については、クラウドファンディングと住民税控除などの質疑がありました。その他総務費では、時間外手当の実態、電話交換業務などにも質疑がありました。諸費では、防犯カメラの点検、完成検査委託料について、温泉事業費については、今までの工事費の総額などについて多くの質問があり、資料を請求しました。

歳出においては、衛生費で、渋川広域の負担金について質疑があり、予防費ではコロナ感染対策のエアテント、オゾン発生器など、備品購入品の説明を受けました。農業振興費では、地域特産品の生産体制や道の駅の委託料などについて質疑がありました。都市施設費では、城山みはらし公園と上野田ふれあい公園の管理料について多くの質疑がありました。災害対策費では、自主防災補助金、防災無線について、教育費ではALTについて、給食センター費ではボイラーの交換などに質疑がありました。

最終日には総括質問を行い、審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

なお、当委員会では、審査の過程で課題となった事案に対して要望書を提出することと決定をいたしました。

早期の予算執行及び令和4年度当初予算編成に関する要望書。

1. 新型コロナウイルス感染症対策及び町独自の支援策を図られたい。
2. ふるさと納税の強化・充実を図られたい。
3. 保育園の待機児童の解消のため、施策を図られたい。
4. タクシー運賃等助成事業について、利用者の拡大と利用改善を図られたい。
5. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
6. 除草作業の担当部署を一本化し、委託を指名入札を原則として徹底すること。
7. 委託料と契約の適正化（随意契約も含む）。
8. SDGsの推進を図られたい。

以上、委員長報告といたします。（「議長」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時09分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） それでは、一般会計補正予算（第4号）についての報告をいたします。

去る9月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、9月8日午前10時50分より、委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、室長、議長、委員全員の出席の下審査を行いましたので、報告いたします。

歳入歳出ともに各目ごとに審査しました。

歳入では、寄附金の企業版ふるさと納税の使い道について、繰入金については財政調整基金残高についての質疑がありました。

歳出では、企画費で、タクシー運賃等助成事業委託料について質疑があり、4月から7月までの利用状況の報告を受けました。予防費では、コールセンターの人員の人数などの質問があり、道路維持費では工事箇所の資料など執行に求めました。学校建設費では施工管理について多くの質疑がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。

日程第6 認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第6、認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和2年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第7、認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第8 認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について**

議長（岩崎信幸君） 日程第8、認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 10 認定第 5 号 令和 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第 10、認定第 5 号 令和 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第 5 号 令和 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第 5 号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 11 認定第 6 号 令和 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第 11、認定第 6 号 令和 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第 6 号 令和 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第 6 号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 12 認定第 7 号 令和 2 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和2年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第13、認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 令和2年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。（「議長」の声あり）小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと休憩してください。ちょっとだけ。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時20分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第15 議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の請願の付託案件審査報告を行います。

9月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました請願1件につきまして、9月9日、委員会室において、委員全員、議長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願については、もっと勉強するべきではないか、よく精査するための時間が必要ではないかという意見があり、今回は継続審査にすべきとのことで意見一致がありました。審査の結果、全会一致により、請願第3号は継続審査となりました。

以上をもって、報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

日程第22 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について（請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

この件については、請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願について総務産業常任委員会に付託した事件であります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第23 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

議長（岩崎信幸君） 日程第23、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の総務産業常任委員会富岡委員長より提案理由の説明を求めます。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

朗読をもって提案理由とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度の税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税基準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日

群馬県吉岡町議会
議長 岩崎 信幸

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 菅 義偉 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 武田 良太 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
内閣官房長官 加藤 勝信 様
経済再生担当大臣 西村 康稔 様

以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今委員長が朗読をもって提案理由の説明に代えるということでありましたけれども、この最初の前文というんですか、前文の部分で、「ぞうこう」とおっしゃいましたけれども、これは「ぞうすう」の間違いじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君発言〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 読み間違いでございます。大変失礼いたしました。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 3項の課税標準額を、課税標準額を「基準額」と読んだ。

議長（岩崎信幸君） 小池議員、質問席に。マイクがないので。前にお進みください。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、この3項の部分で、課税標準額と、こちらの案のほうでは、意見書案のほうでは書いてあるわけでありましてけれども、先ほどの委員長の朗読では基準額と、「課税基準額」と読まれたんですけれども、この点についてはどうなっていますか。

議長（岩崎信幸君） 富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君発言〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 読み違えてございます。大変失礼いたしました。

議長（岩崎信幸君） よろしいですか。訂正いたします。ほかに。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君発言〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） もう一度読み直しでよろしゅうございますか。はい。

3項 令和3年度の税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（岩崎信幸君） よろしいですね。ほかにありませんね。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、ご苦労さまでした。

この件は委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、発委第2号は原案のとおり提出することに決定されました。

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第24から第28までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、この申出5件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第29 議会議員の派遣について

議長（岩崎信幸君） 日程第29、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

議長（岩崎信幸君） ここで暫時休憩とします。11時まで休憩とします。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程の追加

議長（岩崎信幸君） ここで議事日程を追加したいと思います。

配付してあります追加議事日程のとおり、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

追加日程第1 議案第61号 訴えの提起について

議長（岩崎信幸君） 追加日程第1、議案第61号 訴えの提起についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第61号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの6月議会において可決いただいた町営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払いを求める請求の訴えの提起と一体のものでございます。

さきの訴えの相手の同居人が引き続き町営住宅の占有を続けているため、改めて町営住宅の明渡しを求める訴訟の提起を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

[建設課長 大澤正弘君発言]

建設課長(大澤正弘君) 議案第61号 訴えの提起について説明をさせていただきます。

1. 訴えの相手方でございますが、住所、氏名については、資料に記載されているとおりでございます。

続いて、2. 事件の要旨についてでございます。

相手方は、町営住宅において長期にわたり家賃を滞納し、再三の催告にも応じなかったため、吉岡町町営住宅管理条例第38条第1項に基づき、入居許可を取り消し、住居の明渡しを求め、訴えの提起を行った者の同居人となります。

さきの相手方の同居人がいまだに町営住宅の占有を続けており、この者に対して住宅の明渡しを求める訴えを提起するものでございます。

続いて、3. 請求の趣旨でございます。

(1) 相手方に対し、町営住宅の明渡しを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

続いて、4. 訴訟遂行の方針でございます。

(1) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(2) 相手方による町営住宅の明渡しが見込まれる場合は、和解する。

(3) 弁護士を代理弁護士に選任し、訴訟を遂行する。

以上の3点でございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。山畑議員。

[12番 山畑祐男君発言]

12番(山畑祐男君) 12番山畑です。

この訴訟については理解できるんですけども、本来信義則に基づいて町営住宅の賃貸契約結んでいると思うんです。それが信義則に基づいていない例外的な規制だと思うんですけども、こういうことが現実にある以上、町営住宅の賃貸の契約文書そのもの自体も見直す必要があるのではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長(高田栄二君) いわゆる信義誠実にという部分のお話ですけども、契約の大原則ということで、民法の規定の最初に書いてある事柄でございますので、契約事務遂行に当たっては当然前提となるものという判断で、今現在使われているものにはその賃貸の約款に即したものを使われておりますが、今後、必要があれば見直したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 山畑です。

必要があれば見直すという答弁だったと思うんですけども、やはりこれがある以上は、必要だと思うんです。必ず見直していただくことを求めますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） いずれにいたしましても、担当課のほうの判断もありますが、契約の根本原則を揺るがす事態で訴訟に至ったという理解の下に事務局としては判断をしておるところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 分かりました。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） これ前回6月のときにも、6月のときはお聞きしていないんですけども、この訴えの相手方は個人ということで、今回に関しましては同居人ということで、ほぼほぼ判明しておるわけでありますけれども、この訴えの相手方の記載について、どのような基準で個人というふうに記述するのか、それとも具体的に記述するのか、この辺のお考えをいま一度伺いたしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 訴えの相手方につきましては、個人については、人権的な配慮に基づきまして伏せさせていただきます。ただ、いろいろな議案がありますけれども、特別職の選任等については氏名のみということで議会のほうにも申入れ等させていただいたというふうに判断をしているところでございますが、また不明な点があればその都度協議をさせていただきます。今回につきましては、前回同様、人権的配慮に基づきまして伏せさせていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それで、この地方自治法が訴えの提起について議会の議決事項としておるわけでありますから、誰に対してどのような訴えを提起するのかというのは、重要な議案の要素じゃないかと思うわけであります。確かに個人情報保護、プライバシー保護と

いうのは重視しなければならないけれども、議案を審査するに当たっては、どこの誰に対して訴えを提起するのか、これは重要なことだと思うんですけども、その点についていま一度伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご指摘のとおり、議案の要素を構成する形でありますので、今回の配慮をもって今後も対応させていただきたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） よろしいですか。ほかにありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど坂田議員から質疑があったとおり、当然のことなんですけれども、この間の議運では、今確認したら委員会付託は省略するというようなことで、いきなりこれ採決ということになっちゃうと、その一番肝腎な部分が分からないまま採決ということになりますので、議長、どうですかね。私、委員会付託をするかしないかによってまた質疑もあつたりもしますけれども、そういう意見もあれば、委員会付託をして、プライバシーにも配慮しながら、もうちょっと議論を深める必要があるような気がするんですけども、ぜひともそれのお取り計らいを議長にお願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 今、異議ありの声がありましたので……。〔「委員長」の声あり〕
暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 今上程されて、いろいろ考えたんですけども、急遽思いついたので、念のため確認しますけれども、この賃貸借契約で住宅をお貸ししているわけですよね。貸したときに連帯保証人というのがついているんですか。ついていないんですか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大変申し訳ありません。手持ちの資料がございませんので、回答は控えさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番(平形 薫君) これ裁判で訴えるような賃貸借契約ですよ。それを貸している当の役場は、連帯保証人をつけていない、つけているなんていうのは、資料がないと分からないという答弁でよろしいのでしょうか。

それで、2番目の質問しますけれども、これこの前やったのは直接本人、契約者本人の提訴をやったわけですよ。今度は同居人ですよ。そうすると、私の一般的な民法の理解でいくと、次、連帯保証人と。連帯保証人がもしいるんであるならば、同居人も連帯保証人も一遍に提訴しちゃったほうが手っ取り早いんじゃないかなというふうに思うんですよ。連帯保証人って、ほら、借りた本人と同等の債務者になり得るわけですからね。いかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番(平形 薫君) 答弁がないようですので、3番目の質問に行きますけれども、今議員から契約の見直しが必要じゃないかなというところで、必要であるならば見直すというふうな答弁があったんですけども、私が今答えた質問にも答えられないような契約内容であるならば、もっときちっと見直して、見直しが必要があると、こういう答弁をいただきたい。いかがですか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) いわゆる契約の約款自体の確認ができていないということになりますので、民法の大きな改正が昨年度あったところの反映ができていないかと、人的担保を取らないという方向でシフトしているわけですけども、従前は連帯保証人を立てるとというのが一般的な例でございましたので、その辺も含めてしっかりと調べた上での対応をさせていただきたいと考えております。(「終わります」の声あり)

議長(岩崎信幸君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(岩崎信幸君) 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会に付託いたします。

追加日程第2 議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（岩崎信幸君） 追加日程第2、議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,977万9,000円とするものです。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高などが減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店及び小規模事業者の方々に対しまして支援を実施するものであります。

財源につきましては、事業者支援分として国から追加交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、残りが一般財源となります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案書の表紙、1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、こちらは2ページから6ページまでに記載されており、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、最初に11ページをご覧ください。

初めに、歳出のほうから説明させていただきます。

7款1項商工費1目商工総務費18節負担金、補助及び交付金で、小規模事業者等応援給付金（コロナ関連）1,800万円です。先ほど町長が提案説明でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高などが減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店及び小規模事業者の方々への支援策といたしまして、飲食店に対しまして5万円、その他の小規模事業者に対しまして3万円の給付金をそれぞれ交付するものです。

続きまして、ページ戻りまして10ページをご覧ください。

本事業の財源となる歳入でございます。

まず、15款国庫支出金2項1目1節総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,309万4,000円は、今回事業者支援のための追加分といたしまして、国から示された交付限度額となります。

その下、19款繰入金2項1目1節財政調整基金繰入金は、490万6,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は、6億8,780万7,000円となり、これにより予算ベースでの財政調整基金の残高は、14億6,509万7,000円となります。

ここまで議案書の説明となりますが、参考資料といたしまして、別冊でA4判7ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここで、事業内容ということで今説明がありました。新型コロナウイルス感染の影響を受け、売上げ等が減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店及び小規模事業者に対し、飲食店1件当たり5万円、その他小規模事業者1件当たり3万円ということなんですけれども、実際にここで言う小規模事業者というのは、事業主体たくさんありましたね、小規模というのは。農業もあれば、工業もあれば、商業もあります。どこまでを想定しているのか。農業とかそういうのも対象になるのか。小規模事業といってもすごくたくさん業種がありますよね。それで、その中で、原資は1,800万ということですから、そうすると見込んでいるのが5万円と言われる飲食店が何件ぐらい、そして小規模事業者は、その範囲はどの程度までを想定して、何件ぐらいを想定しているかということをお尋ねしますけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず1つ目の小規模事業者の範囲でございますけれども、昨年、持続化助成金、町のほうでも実施させていただきましたが、その内容とほぼ同一でございます。先ほど農業というお話もありましたけれども、そちらのほうも対象としたいというふうには考えております。

また、対象の事業者数ということでございましたけれども、まず飲食店につきましては、約60件を見込んでおります。また、その他の小規模事業者につきましては、約500件

を見込んだ予算というふうになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あと、この前のときって持続化給付金を受けられたことですよね。その持続化給付金を受けられたというのが国からの助成金を受けられたということで、そうすると審査も楽だろうということでそこにいったんだと思うんですけども、今の説明だとそれと同じくらいというと、ちょっと違ってくるのかなと思うんですよね。やっぱり町独自ですから、この前のときというのはまず本当に限定をされていましたよね。限定をされたと思うんです。この前のときは、持続化給付金を設けるには法人だったら200万円、個人だったら100万円と、ですよね。ということでしたよね。こういうお金というのは、私以前も町長に話したんですけども、沼田でしたかね、結構県内でもいろんな町村で持続化給付金を受けられなかった、受けられない、対象とならない、要するにそちらのほうは、法人は200万円、個人は100万円もうもらっていますから、そういうそれを受けなかったところに町はまた新たに、市町村でこういう持続化給付金の支援を制度を行ったというような記事が随分新聞記事にも躍っていたんですけども、私は今まで受けられなかった人たちに対してやっぱり町が独自の施策を講ずるべきだというふうに思いますけれども、その辺についての見解はいかがなんでしょうか。以前のですとやっぱり農業者なんて本当にこれ難しかったんです。でも今度町独自の考えだったら、以前もらえた人じゃなくて以前もらえなかった人、そういう人にターゲットを私は絞るべきだと思うんですけども、またそういう人たちに対して手厚く町独自制度としてやるんですから、町独自の考え方があっていいと思うんですけども、その辺をどのように考えていますかね。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今回の小規模事業者等応援給付金につきましては、国の制度の給付金をいただいた方を対象とすると、そういう制限は設けておりません。先ほど説明がありましたとおり、まず1つ売上げが減少しているということを主体に審査を行いたいというふうに考えております。そのほか、先ほどのとおり、県とか国とかの事業支援協力金等をいただいたことを条件には一切しておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどの説明で、前回と同じようなものだという回答があったものですから、同じようなものだと、同じようなことになるかというふうに思ったんです。それで、

実際には、まだ中身は見ていないんですよね。以前は1か月でも、これまで1か月の売上げが30%でしたかね、下回った月があればいいとか、50%下回ればいいとか、いろんなそういう条件があったと思うんですけども、今回というのはその条件をどこまでどうするかと。このコロナ禍によって、産業によりますとコロナで利益が上がっているという確かに業種もありますけれども、そういうものはごくまれですよ。じゃ、それとて事業者といえども、全てが細かく確定申告をしているとかいろいろありますよね。でも、売上げが減っているというのがありますよね。割に農家なんかですと、そんなに几帳面にやっていない。大きくなればやっているんですけども、売上げがそこそこのところというのが、すごく、何というんですかね、申告はするんでしょうけれども、緩くやっているようなケースもあろうかと思うんですよね。私が懸念するのは、広くいろんな業種がありますけれども、本当に通年から比べると減っているよ。それ一定の線引きが必要なんですけれども、同じところにまた同じお金が行くというんじゃないくて、私は、ダブるかもしれませんけれども、前回行かなかったところにまた行くようなシステムをぜひとも考えていただきたいと思うんです。これについて、私はぜひとも町長の考え方をお尋ねしたいんですけども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今回のこの事業につきましては、できるだけ広く行き渡るように検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第62号を予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託することに決めます。

ここで休憩を取ります。この後、直ちに予算決算特別委員会を開きますので、委員会室にお集まりください。

午前11時31分休憩

午後 1時23分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

追加日程第3 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 追加日程第3、委員会議案審査報告を議題といたします。

予算決算特別委員会飯島委員長より、委員長報告を求めます。飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本日、当委員会に付託されました議案について、先ほど委員会室において、町長、副町長、教育長、課長、室長、議長、委員全員の出席の下審査を行いましたので、報告いたします。

議案第61号 訴えの提起については、連帯保証人、賃料の担保などについて質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）については、小規模事業者の対象について等、質疑がございました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

日程の追加

議長（岩崎信幸君） ここで、議事日程を追加したいと思います。

配付してあります追加議事日程2のとおり、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程（第4号）の追加2により会議を進めます。

追加日程2第1 議案第61号 訴えの提起について

議長（岩崎信幸君） 追加日程2第1、議案第61号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号 訴えの提起についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（岩崎信幸君） 追加日程第4、議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和3年第3回定例会の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

台風の発生に関する報道が聞かれている今日この頃であります。今年は豪雨被害が突出しているように感じます。特に、8月豪雨被害における河川氾濫や土砂災害の痕跡は、福岡県や広島県、長野県などを中心に依然大きなものとなっております。

国土交通省によりますと、令和元年の水害による被害額が2兆1,800億円にも上っており、過去10年の平均では5,000億円程度であったのに対し、急増しているとのこと。また、都道府県が管理する河川のうち、平成30年に氾濫危険水位を超えたのは412か所で、4年前の7倍を超えたそうであります。

吉岡町でも、土砂災害や水害等に備えた対応を念頭に置き、新たな視点で、危険箇所見回り等強化などを通じ、風水害をはじめとする防災対策に努めなければならないと思っております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定及び同意案件につきまして、いずれも承認及び可決いただき、誠にありがとうございました。

また、令和2年度の決算認定に当たりまして、議員皆さんからたくさんのご意見をいただきました。本年度進捗中の事業はもちろんのこと、今後の町政運営においても、できる限り反映させてまいりたいと考えております。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後の町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

そして、新型コロナ対策についてです。緊急事態措置が今月いっばいに延長されました。感染状況は、ワクチン接種の進展もあり、ピークから下降傾向にあります。しかし、新たな株の検出に伴う感染範囲の拡大の懸念やワクチン接種開始からの時間経過による免疫力の低下と対策等、まだまだ予断を許さない状況にあると認識しております。したがって、情勢変化や情報提供、その他急を要する施策展開の必要性等で、議員皆様にお集まりいただくことも想定されます。今後とも、議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様におかれましては、くれぐれも健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和3年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午後1時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫

吉岡町議会議員 坂 田 一 広